

令和5年第3回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（9月12日）（火曜日）		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	8
福 岡 兵八郎 議員	8
	世界自然遺産登録関連	
	物価高騰対策	
	県道拡張について	
	農業振興	
	（吉田おもてなし観光課長、高岡町長、清山建設課長、 高城農林水産課長）	
木 原 良 治 議員	20
	サーフィン・アジア大会について	
	子ども、子育て支援「第3の居場所」について	
	（吉田おもてなし観光課長、尚花徳支所長、高岡町長、 太学校教育課長、福教育長、廣介護福祉課長）	
宮之原 剛 議員	33
	防災対策について	
	人にやさしいまちづくりについて	
	亀津グリーンベルト地帯について	
	亀徳新港前公園整備計画について	
	（村上総務課長、高城農林水産課長、清山建設課長、 水野耕地課長、高岡町長、廣介護福祉課長、 吉田企画課長、吉田おもてなし観光課長、 茂岡社会教育課長、大山住民生活課長）	
竹 山 成 浩 議員	46

台風や荒天時による物資供給の停滞について伺う
ハブの買い上げについて伺う
子育て応援宣言の町へ

(吉田企画課長、村上総務課長、高城農林水産課長、
高岡町長、大山住民生活課長、廣介護福祉課長)

内 博 行 議員 59

ふるさと納税制度返礼品について
闘牛文化について

(吉田企画課長、高城農林水産課長、清瀬地域営業課長、
吉田おもてなし観光課長、高岡町長)

1. 散 会 66

第2号(9月13日)(水曜日)

1. 開 議 69

1. 日程第 1 一般質問 69

是 枝 孝太郎 議員 69

地域振興について
地域づくりと教育活動について
農業振興について

(廣介護福祉課長、高岡町長、吉田企画課長、
高城農林水産課長)

勇 元 勝 雄 議員 80

子育て支援について
銅像の設置場所について
入札について
ソテツトンネルについて
道路整備について
町政について

(高岡町長、幸野副町長、保久水道課長、尚花徳支所長、
太学校教育課長、清瀬地域営業課長、高城農林水産課長、
吉田おもてなし観光課長、吉田企画課長、清山建設課長、
村上総務課長)

広 田 勉 議員 100

所信表明について

台風時の船の欠航対策について

補助金の機器について

被害者支援条例制定を

子ども議会について

(高岡町長、高城農林水産課長、吉田企画課長、
太学校教育課長、清山建設課長、廣介護福祉課長、
白坂選挙管理委員会事務局長、福教育長)

1. 散 会	123
--------	-------	-----

第3号（9月15日）（金曜日）

1. 開 議	128
1. 日程第 1	議案第47号 専決処分について承認を求める件 128
1. 日程第 2	議案第48号 徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について 129
1. 日程第 3	議案第49号 徳之島町教育施設等整備基金条例の制定について 131
1. 日程第 4	議案第50号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について 132
1. 日程第 5	議案第51号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について 133
1. 日程第 6	議案第52号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について 133
1. 日程第 7	議案第53号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について 134
1. 日程第 8	議案第54号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について 135
1. 日程第 9	議案第55号 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について 149
1. 日程第10	議案第56号 令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について 150
1. 日程第11	議案第57号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2	

		号) について	151
1. 日程第 1 2	議案第 5 8 号	令和 5 年度公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	152
1. 日程第 1 3	議案第 5 9 号	令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	153
1. 日程第 1 4	議案第 6 0 号	令和 5 年度水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	154
1. 日程第 1 5	議案第 6 1 号	令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 1 6	議案第 6 2 号	令和 4 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 1 7	議案第 6 3 号	令和 4 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 1 8	議案第 6 4 号	令和 4 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 1 9	議案第 6 5 号	令和 4 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 2 0	議案第 6 6 号	令和 4 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 2 1	議案第 6 7 号	令和 4 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について	155
1. 日程第 2 2	報告第 4 号	令和 4 年度健全化判断比率について	159
1. 日程第 2 3	報告第 5 号	令和 4 年度資金不足比率について	159
1. 日程第 2 4	議員派遣の件		160
1. 散 会			160
第 4 号 (9 月 22 日) (金曜日)			
1. 開 議			164
1. 日程第 1	議案第 6 1 号	令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の認定について	164
1. 日程第 2	議案第 6 2 号	令和 4 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	164
1. 日程第 3	議案第 6 3 号	令和 4 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決	

		算の認定について	164
1. 日程第 4	議案第 6 4 号	令和 4 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	164
1. 日程第 5	議案第 6 5 号	令和 4 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	164
1. 日程第 6	議案第 6 6 号	令和 4 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	164
1. 日程第 7	議案第 6 7 号	令和 4 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ いて	164
1. 日程第 8	議案第 6 8 号	消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について	168
1. 日程第 9	議案第 6 9 号	徳之島町町道の認定について	169
1. 日程第 10	議案第 7 0 号	徳之島町町道の廃止について	170
1. 日程第 11	議案第 7 1 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校新築 工事（1 工区））	171
1. 日程第 12	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校新築 工事（2 工区））	172
1. 日程第 13	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校新築 工事（3 工区））	173
1. 日程第 14	議案第 7 4 号	工事請負契約の締結について（東天城中学校新築 電気設備工事（1 工区））	175
1. 日程第 15		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	176
1. 閉 会			176

令和5年第3回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

令和5年第3回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和5年9月12日開会～令和5年9月22日閉会 会期11日間

月	日	曜日	会議別	日程
9	12	火	本会議	○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（福岡・木原・宮之原・竹山・内）5名
	13	水	本会議	○一般質問（是枝・勇元・広田）3名
	14	木	休 会	
	15	金	本会議	○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○令和4年度決算上程（特別委員会設置、付託） ○報告 ○決算審査特別委員会
	16	土	休 会	
	17	日	休 会	
	18	月	休 会	
	19	火	委員会	○決算審査特別委員会
	20	水	委員会	○決算審査特別委員会
	21	木	委員会	○決算審査特別委員会
	22	金	本会議	○委員長報告 ○議案審議 ○閉会

令和5年第3回徳之島町議会定例会

第1日

令和5年9月12日

令和5年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和5年9月12日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

福岡兵八郎 議員

木原 良治 議員

宮之原 剛 議員

竹山 成浩 議員

内 博行 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番政田正武議員、13番木原良治議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月22日までの11日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、令和5年度の例月現金出納検査、6月、7月、8月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思ひます。
これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細はつきましてはお手元に配付してありますので、要点だけを申し上げたいと思ひます。

6月12日、全国市町村振興協会理事会に出席。

6月13日、令和5年度鹿児島県防衛協会総会に出席。

6月14日、令和5年度開発促進協議会総会、令和5年度鹿児島県宇宙開発促進協議会総会に出席。

6月15日、鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会第11回定時総会に出席、令和5年度「町村の振興を考える会」意見交換懇談会に出席。

6月16日、全国自治評議会に出席、全国町村会理事会に出席、政務調査会理事会に出席。

6月17日萩生田自民党政調会長を囲む昼食・懇談会に出席をいたしまして、その際には、夜間のドクターヘリについての要望と、働き方改革の中で、役場についても産休、そしてまた法律に従った休息を取るためには、新たな定数管理が必要であり、その際の交付税措置の単位費用でのかさ上げを要望しております。

そしてまた、さらには、奄振の延長と拡充を要望いたしました。

6月20日、鹿児島県町村会6月理事会に出席。

6月21日、日本エアコミューター第40期定時株主総会に出席。

6月27日、第118回奄美群島振興開発審議会に出席。農業振興及び教育及び文化、沖縄との連携等の制度拡充を要望して意見を申し上げました。

7月6日、全国都道府県町村会長会理事会。

7月7日、鹿児島県国民健康保険団体連合会理事会・情報交換会に出席。

7月11日、鹿児島県港湾協会理事会・総会及び懇談会、鹿児島県浄化槽推進市町村協議会通常総会に出席。12日、鹿児島県木造住宅推進協議会通常総会に出席。鹿児島県治山林道協会第11回定時総会に出席。令和5年度在鹿徳之島町郷友会総会・同懇親会に出席。

7月19日、奄振、延長・拡充を要望してまいりました。

7月21日、町村振興の施策等に関する鹿児島県への要望活動を行っております。

7月27日、全国自治協会評議員会に出席、理事会（都道府県町村会長会）に出席。

7月28日、令和5年度中央要望をしております。令和5年度中央要望活動の際の意見交換会

を東京でしております。

7月30日、第55回関東徳之島町会総会・親睦会に出席。

8月5日、ブラジル日本移民開拓戦没者慰霊祭に出席。ブラジル日本移民史料館に出席。鹿児島県のPR活動に出席しております。

そして、ブラジル鹿児島県人会110周年記念式典に出席。同記念祝賀会に出席しております。

ブラジルの移民開拓戦没者慰霊祭等々に出席しておりますが、1908年、明治41年に最初の移民が笠戸丸を通じてブラジルに渡っております。日本文化を今でも自信を持って、プライドを持ってブラジルの国民に紹介している史料館を見てまいりました。

その際に一番感じたことは、その移民の方が、最初にヨーロッパからも移民が来ていたと。その際に、ヨーロッパの方は何を最初にブラジルに造ったと思いますかという問いに対し、私は分かりませんでした。その移民の方はまず教会を造りましたということでありました。では、日本人がまずブラジルに何をもちたか。実は学校です。子供の教育こそが我々が責務としてやるべきだということで、ブラジルの各地区に学校を日本人は造ったそうであります。

それを受けて、日本のすばらしさ、日本人のすばらしさを感じたところであります。

8月16日、町村会理事会、県町村議会議長会役員との懇談会に出席。

8月17日、第45回次期中央環境審議会に出席、令和5年度市町村政研修会に出席、肥薩おれんじ鉄道に対する財政支援説明会に出席。

8月21日、第14回全国離島交流中学生野球大会に出席。

8月31日、自民党奄振特別委員会、第49回中央環境審議会ウェブ会議にて出席。

自民党奄振の特別委員会については、概算要求が示され、ハード事業で185億、前年対比105%。そして、成長戦略の交付金につきましては28億、前年度比は最高の120%の概算要求をしております。

今後重要なのは、当初予算で昨年対比で100%を超えることを目標として、補正予算も含めて今後も要望を続けていきたいというふうに考えております。

9月3日、2023年徳之島3町連合会の開催に出席。

9月4日、町村振興の諸施策に関する国等への要望活動に出席。

9月7日、全国町村会正副会長会、正副会長・監事合同会議、一般財団法人全国自治協会理事會、全国町村職員生活協同組合理事會、全国町村会理事会、都道府県町村会長会に出席。

9月8日、令和5年度「ゆめ・ときめき・鹿児島」ねんりん大会に出席しております。

以上で、行政報告といたします。

○議長（行沢弘栄君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

○14番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

先ほど、高岡町長から、5期目の固い強い決意を述べられました。高岡町長は、ずっと前から自分を律する自律の精神をずっと述べてこられました。

先ほど、委員会室で男女共同参画型の冊子を開いたときに、冒頭に町長の挨拶が述べておりましたが、写真を見たときに、目が徳田虎雄先生に似てきたなと感じておりました。議会と切磋琢磨、喧々囂々しながら、町民福祉の向上に邁進していきたいものです。徳之島町が奄美群島のモデルとなるように、町長、一つ頑張ってくださいと思いますし、私たち議会も、なれ合いじゃなくて、やはりその使命を果たすべく、ともに頑張りたいと思います。

さて、最近よく食料危機という言葉聞くようになりました。先進国の中で、カロリーベース39%、先進国の中で一番低い我が国であります。国内農地415万ヘクタール、外国に依存している面積が1,245万ヘクタール、約2.7倍依存しているわけであります。牛肉1キロ生産するのに水が21トン必要と言われております。豚肉1キロ生産するのに6トンの水、大豆1キロ生産するのに2.5トン。水も輸入していることになります。

私たちは、小学校高学年か中学校のときに、士農工商という縦の社会を学んだ記憶がありますが、今、時代はこの士農工商の順番に流れているように思います。

ロシアによるウクライナ侵攻やアフガニスタンほか宗教戦争など、地球上で50か所以上の紛争があると聞きますが、かつての輸出国が輸入国に変わりつつあります。食料兵器、農産物兵器という言葉も出てくるようになりました。今を「士の時代」とするならば、次に必ず「農の時代」が目前に迫っております。

日本の食料基地としての使命を担う鹿児島県は、畜産県とも言われておりますけども、濃厚飼料はほとんど輸入に頼っているわけであります。将来に向けて安定して確保できるのかどうか、あなたのそばで県議会、いわゆるそば県での意見交換において、輸入先の産地の現状や長期ビジョンなど、政策を調査すべきではありませんかと意見をしました。その後の返事はまだ頂いておりませんが、自給率の向上のために、農地法の改善整備なども含めて、野村農林水産大臣が就任時から訴えておられます食料安全保障制度の充実に大きな期待を寄せながら、一般質問に入りたいと思います。

まず、2021年、令和3年7月、念願の世界自然遺産登録を受けました。その後、島民の意識改革についてどのように捉えておられるのか、まず伺います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

福岡議員の御質問にお答えします。

島民への意識改革については、地域住民への理解と継続した取組が不可欠であります。町や各種協議会における住民参加型の保護活動の実施、また、将来的な人材育成を目標とし、学生を対象とした自然環境イベントや観光教育の実施をしており、これらの取組が意識改革につながると捉えています。

○14番（福岡兵八郎君）

課長。登録されてから町民の皆さんが、ああ、世界自然遺産登録になったんだと、ちょっと変わって来たなというのを、感じるのがありますかどうかということですよ。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

月に一度のボランティア清掃の取組が早かったり、参加者が多くなっています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

確かに、そういう、前向きに変わってきたなと思います。

私は徳之島3町をずっとこう仕事で回るわけですけども、県道に投げられた空き缶がほとんどなくなったんです。前はトングとビニール袋を持って、あれば取ってたんですけども、しょっちゅうしないといけないものだから、あとは時間と都合で、面倒でもうやめたんですけども、今は非常に少ない。全くないに等しいぐらいになりました。

それから、東天城中学校の生徒が、朝登校するときに歩いていくわけです。ビニール袋とトングを持ちながらごみを拾いながら歩いている光景を見まして、私は学校にも電話を入れたんですけども、みんながそういう小さな取組をやるのが、今非常にいい結果が出ているんじゃないかなと、意識の高揚がされているんじゃないかなと、本当に思います。

2番目、認定基準が希少固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域であるとの基準であります。宿題が4項目出されておりました。

当該国のこの資産の保全に対する決意と、完全性に対する疑問に対処するために当初の推薦を修正した努力を賞賛するというので、1回目は却下されたんですけども、2回目の申請で推薦を受けたわけです。

だけど、以下の対応について要請をするという宿題が出されております。

1番目。特に西表島について、観光客の収容能力と影響に関する評価が実施されて、観光管理計画に統合されるまでは、観光客の上限を設けるか、減少させるための措置を要請するということ。1点目です。

2点目。希少種、特にアマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、オビト

カギモドキ、ケナガネズミなどの交通事故死を減少させるための交通管理の取組の効果を検証し、必要な場合には強化することを要請する。

3番目。可能な場合には、自然再生のアプローチを採用するための包括的な河川再生戦略を策定するように要請をする。

4番目。緩衝地帯における森林伐採について適切に管理するとともに、あらゆる伐採を厳に緩衝地帯の中にとどめるように要請するという、宿題が4つ出されて、それを国からIUCNへの報告がされていると思うんですが、どのような報告内容か、お願いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

福岡議員の御質問にお答えします。

観光管理については、西表島観光管理計画を改定し、観光客の訪問レベルを管理し、遺産地域内での法的拘束力を持った立入規制や来訪客数の特定時期への集中を標準化する取組を進めることになっています。

ロードキル対策については、4島における絶滅危惧種のロードキル発生状況、対策の実施状況やその効果を整理。結果、4島とも引き続きロードキル対策の強化が必要であると判断し、特に優先的に対策の強化が必要と判断される区域等について、交通管理措置を強化、あるいはそのための検討を行い、引き続きロードキル低減の取組やロードキル発生メカニズムの検証等に基づくより効果的な対策の開発を推進する。

河川再生については、河川再生の基本的な考え方やプロセスを示した包括的な河川再生戦略を策定し、今後、戦略に沿って河川工作物が本資産に与える影響把握調査と因果関係の分析・検証を開始します。

森林管理については、緩衝地帯における森林伐採に関する対応を検討、整理しました。自然公園法等の規制を遵守することに加え、地域ごとに策定した森林施業方針をも遵守し、自然環境へ配慮した取組を進めてまいります。また、緩衝地帯での森林伐採が遺産価値に影響していないか調査を行います。

以下のとおりになります。

○14番（福岡兵八郎君）

ただいまの4項目については、2024年12月1日までにユネスコに提出して、IUCNの評価を受けるよう要請するとありますが、これは国から報告が行って、もう承諾されたということでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

国につきましては、環境省のほうがある程度所管でありますから、今、私どもが東京へ行って環境省とお話しする際には、宿題というものがあるはずだと。それで、市町村がやるべきことということをごぜひお伝え願いたいと。しっかりと対策がしたいということで今お話しをして

いるところで、具体的にはまだ市町村には届いていないということだろうというふうに思います。

○14番（福岡兵八郎君）

担当する市町村から国へ報告をされて、それをまとめて国がユネスコへ報告をして、IUCNの答えをもらうという、それがもう今年の宿題だったんですけども、私たちにはその宿題の結果が全く届いていないものですから、一応確認しましたが、この4項目については、こういうことであると分かり次第、また議会への報告もお願いしたいと思います。それをまた、町民の皆様へ私たちも報告をしなきゃいけないので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

それから、関連して行きます。

3番目。外来種植物は大体何種類ぐらい確認されているのか。そして、その対策について、活動はどのようにされているのか伺います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

福岡議員の御質問にお答えします。

外来種植物については、私たちの身の回りの自生している、植栽されている植物の多くが外来種植物であり、数を把握することは現実的に困難であると考えられています。

対策については、地域住民や町の自然保護推進委員からの情報などを基に、駆除作業を実施しています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

漠然とした答えなんですけど、例えば、特別にこの植物がもう増えて困っているからこういう活動をしているんだとか、具体的なあれはないんですか。例えば、虹の会の皆さんが活動をしたりとか、いろいろやっていますよね。

ですので、なぜこれを出しているかと言いますと、環境省から一民間グループにとということでもありますけども、これ、市町村が窓口になってできないのか。

この間、森林組合の会議でも申し上げたんですけども、環境省の事業が森林組合でも関連しているんじゃないでしょうか。森林組合でもその事業として対応できるものがあるんじゃないかなというお話もしたんですけども、例えば、課長のほうで具体的に、この植物を特別に今対策していますとか、そういう具体的な活動の例はございませんか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

駆除作業については、植物の中で、アメリカハマグルマ、アメリカネナシカズラ、ポタンウキグサ、セイタカアワダチソウなどを、こちらとしては重点的に駆除作業をしています。

今年度については、今シロアゴガエルのほうが出ていますので、その駆除作業の対策のほう

に重点を置いてやっていきたいと考えています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

植物も数がどんどん増えていって、外来種とは別に、畜産の粗飼料を今ずっと輸入していますよね。遺伝子組換えの草が入ってきたら、もう除草剤も効かなくなるわけです。だから、それをチェックする機能がないわけですよ。もう放任状態ですから。

だから、今ロシアが軍事侵攻していますけども、しなくても、生物でも植物でも簡単に入れていけるわけです。例えば、南西諸島の農業を潰そうと思えば、今特殊病害をばっと放出すればいいわけです。ミカンコミバエ、ウリミバエ、そっと持ってきてそっと放出すれば、どんどん放出すれば。例えば、フィリピンや沖縄を通じてこの奄美に入ってくるのが、中国からも入ってきましたよね、特殊病害が。これは直接関係があれですけども。

だから、そういう来たものに対しては今みんなチェックしてやっていますけども、侵入経路を防止する方法は今ないわけです。放任状態なんです。だから、遺伝子組換え雑草が入ってきたら、もう除草剤も何も効かない。除草剤のほとんどは、散布した後、土壌が固定をして微生物が分解するようになっていますので、幾らか分解しにくいのに対策が必要で、それはもう問題ないなと思っていますけども、その除草剤が全然使えなく効果がなくなれば、それは大変なことだと思うんです。

ですので、その辺のところ、まだ誰も騒いでいる人いませんけれども、時々、ちょっとどうなるかなと心配しているところなんです。ですので、今、外来植物、これは取組も、環境省と市町村も具体的に事業として導入できないのか、それもちょっと調べていただきたいなと思います。

それで、今課長からシロアゴガエルの話が出ましたので、4番目に行きたいと思いますが、その侵入経路、そして、徳之島でどこまで今広がっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

侵入経路につきましては、現在のところ確定していませんが、吸盤を有するカエルであり、壁などに引っつくことが可能であることから、島外から搬入される様々な資材等に紛れて侵入したと推測されます。

町内の生息域として現在確認されている場所は、井之川、神之嶺、徳和瀬、諸田、南原地区で、町外としましては、伊仙町の一部に確認されており、天城町には確認されていません。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

この入ってすぐ、私も虹の会の皆さんから電話があつて、急に今日何時からって言いよつたんで、急だったんですけど、一応行って見ました。沈砂池に白い卵をいっぱい産んでいて、また木の上にも枝にも産卵しているわけです。そうしたら、対策は、許可を得ていない人は誰も持って歩いてはいけないとか、いろんな規制があるらしくて。それともう一つは、沈砂池ですので、それは夜活動するらしくて、もう草がいっぱい草山になっていて、夜はハブの心配もしながらやっているんだということを言っていました。

それで、その頃からすると、あのときはまだ亀徳周囲だけだったんですけども、もう南原から井之川まで広がっているということ。

先日、ラジオでたまたま、奄美大島でシロアゴガエルが繁殖しているということで、そのシロアゴガエルを見る、対策の研修会などしているということで、ラジオでの放送もあったんですけども、この防除対策について、どのように考えておられますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

防除対策については、現在、環境省、県、3町で協議し実施しています。

防除方法については、物理的防除と化学防除があり、物理的防除とは、カエルの卵塊や生態を直接的に取り除く方法と、化学的防除とは、繁殖地である地点で生息している幼生及び幼体に対して薬剤を投入して駆除する方法です。

附帯して、繁殖地の草木の伐採や処理作業を各課職員の協力の下実施しています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

3町協議会というのがあるわけですね。初めて知りました。これもまた充実してほしいなと思います。

さて、今先ほど出ましたけれども、産卵場所として沈砂池に多いようだが、今一生懸命活動している虹の会の皆さんによると、夜の捕獲、採卵をするが、雑草が多くて危険箇所が多いということで、対策を伺いますということ。これは、沈砂池の草の除去、その対策をどう考えているかということですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

駆除作業が夜間であるということから、雑草等が多く危険な箇所があるということは認識しています。順次、可能な箇所の伐採等については、各課職員の協力の下実施しています。

しかしながら、人的対応では作業が困難な地点が多いのが現状となっています。

今後の対策として、重機による清掃等を行い、安全に作業ができるよう、作業の効率化を図っていきたいと思っています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

これは畑草地区ですから、県や国の事業を入れているわけですよね。ですので、例えば、県道の清掃とかいうのは業者の方々がしている場合がありますけれども、これもやはりそういう一斉に雑草除去、これは一斉に業者の皆さんの力も借りて、事業としてやる必要があるのではないかなと思います。いかがでしょう。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

一応、そのシロアゴガエルについては、運搬の禁止とかいろいろな規制がありますので、そういうことを解決しながら、重機等大きな作業を行っていきたいと思っていますので、今年度の実績をもとに、来年度、事業に取り組められたらと思っています。

○14番（福岡兵八郎君）

事業としてしないと、これは間に合わないと思うんですよね。だから今言う、捕獲をする時間、採卵をする時間、カエルとのあれがありますので夜中でないといけないという、許可を得ていない誰でも触れてはいけない、持って歩いてもいけないとか、いろいろ法律的なものもあるようですので、それもやはり十分に町民の皆様にも知らせないといけないと思いますので、事業として取り組めるということをお伺いしたので、分かりました。これでこの質問を取り上げたかがありましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、物価対策であります。もちろん建築資材から農業資材、全部値上げ。倍近くなっております。

かつて肥料にオール14というのがありまして、それは1,000円だったんです。ほかの肥料が2,500とかあるのに、それは1,000円でなぜ安いかなと思つたら、あれは企業努力で1,000円だったんだそうです。今は3倍ぐらいになっていますけど。だからもう値上げしないと損みたいな、便乗値上げも多いような感じして、もう値上げして当然みたいな感じになってきて、本当にこの末端で使うほうは、消費するほうは非常に音を上げています。

しかし、毎日の生活に関わる食料物価の高騰というのは、すごく大変なことだと思うんです。物価高騰対策、住民生活に関わる食料品の高騰に対して、大変厳しい生活環境にあります。コロナ前と比較してどれぐらい各食料が値上げされているのか、何点か例を挙げて示していただけますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

福岡議員の御質問にお答えします。

例えば、コロナ前の令和元年と今年度を比較しますと、ガソリンになりますけれども、レギュラーガソリン1リットル167円が186円の11%上昇、灯油については18リットル2,202円が2,534円の15%上昇、キャベツについては1キロ換算207円が228円の10%上昇、卵については

207円が255円の23%上昇しています。

○14番（福岡兵八郎君）

そうですね。大体20%ぐらいの値上げになっているわけです。

エンゲル係数は15から20%が適正だと言われておりますけれども、この食料に係るこれは非常に上ってきている。

それで、どのような対策をされましたか。今後考えていますか。伺います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

おもてなし観光課では、毎年行っているプレミアム商品券事業に地方創生臨時交付金を活用し総額880万円の事業を行い、商工会がプレミアム商品券を発行することで消費者の購入意欲の向上と島内消費の拡大を図り、地域活性化につなげる対策を行っています。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

先般、魚とか肉の商品券も配布されましたけれども、ぜひこの事業を拡大して、町民の生活を少し支援できるように、一つ努力していただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

次、3番目の県道拡張についてであります。

おかげさまで、轟木松原線、入口に非常に品格のいい橋ができて、この夏、クロウサギの観察が非常に多くなっています。夏休みに子供さんが帰ってきて、轟木松原線のちょうど町境のところで観察ができるということで、非常に往来が激しくなっているところであります。

今、萬田橋をしています、その上に延長線360メートル、これは鹿児島県が1億の予算がもう決定をしまして、次入ると思うんですけども、そのもうちょっと上、ひょうたんってありましたよね。そこまで190メートルあるんです。そこまで拡張していただければもうそれで十分ですが、そうしますと車の離合なりが非常に便利になってきて、交通のスムーズな流れができるということで、町民の皆さん、集落の皆さん含めて天城を通行される皆様の声として希望があります。

190メートルの延長の希望がありますが、前向きに捉えてくださいますか。伺います。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県道松原轟木線は、松原と轟木の集落を結ぶ延長約6キロメートルの生活道路である。天城岳を含む世界自然遺産登録地へアクセスする道路である。

轟木工区については、これまで轟木萬田橋を含む約70メートル区間の工事を終え、本年度も引き続き轟木橋を除く区間の改良工事を進めることとしている。

当該工区の轟木集落側については、轟木橋付近のカーブで見通しの悪い区間までを整備することとしており、御要望の区間は未改良で幅員が狭いため、整備の必要性はあるものの、直線区間で見通しがいいことから、現時点において整備計画はありません。

また、徳之島町の県道における未改良区間は、花徳三叉路や山工区、下久志など複数あることから、まずは井之川工区などの事業中箇所を進捗を図ってまいりたいということでした。

○14番（福岡兵八郎君）

これは県の返答ですよ。課長としては、集落からその要望書を出たときに、ともに要請する意思はありますか。

○建設課長（清山勝志君）

意思はありますけど、一応、今進んでない轟木の三叉路、山工区もありますので、それが済み次第、また建設課としても要望をしていきたいと思います。

○14番（福岡兵八郎君）

意思はありますの、その「けど」を削除してもらえませんか、課長。

○建設課長（清山勝志君）

はい。申し訳ありません。取り除きますけど。

○14番（福岡兵八郎君）

まだ「けど」つけましたよね。その「けど」を取りなさいと私はお願いしているのに。

すみません。ありがとうございます。もちろんほかもいっぱい要望あると思いますがね。

この萬田橋は、要望して10年かかったんですよ。10年でやっとしていただいた。県の皆さんも非常に知恵を出してくださいました。

それは、そこを通過して、天城も与名間なり浅間までも行くわけですので、前は轟木だけの交通量を調査していたんです。それで、交通量が少ないということでもずっとなかなか動かんかったんですけども、担当者が変わったかどうか分かりませんが、知恵を出していただいた。天城の北部地域の交通量も一緒に、轟木の萬田橋の交通量と一緒に包含して、数字を見たときに感じまして、理由が見ついたわけです。それで動いたのかなと思います。

もちろん町長にしても、担当職員にしても、非常に県にプッシュしていただいたこと、十分分かっております。本当にお礼を申し上げたいと思いますが、この190メートル、また順次要望書を提出していくということで、集落の皆さんも一生懸命になっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、最後の4番目の農業振興であります。2025年までに100市町村でオーガニックビレッジ宣言をとということでもあります。

今、地球温暖化、地球上の天変地異、非常に今まで過去にないことが起きているわけですが、小さな離島だからといって、私たちは関係ないじゃなくて、やはりカーボンニュート

ラルをしっかりとどう取り組んでいくかということが大事だと思いますので、奄美群島で徳之島町だけ手を挙げていただきました。本当にありがとうございます。

事業を増やすと、職員、仕事は大変だと思ってなかなか取りたくないという方針があると思うんだけど、やはり担当した以上、その使命感を持って、ほかの市町村は取っていないんだけど取るんだということで、私たち農林水産課の皆さんが一生懸命手を挙げて取り組んでいただきました。それについては非常に高く評価し、お礼を申し上げたいと思います。

1回目やりましたが、4年度の実績についてお願いします。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員の御質問にお答えします。

本町では、令和4年度から、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用して、徳之島町有機農業推進協議会を事業主体として活動しております。

令和4年度においては、その交付金を活用して検討会及び思考的取組として先進地視察研修や有機JAS認証取得等の助成を行い、令和5年4月24日には、豊かな自然や文化を後世に継承し、人と自然が共生する未来輝く新たな時代へのまちづくりのため、本町はオーガニックビレッジを宣言いたしました。

令和4年度の実績につきましては、有機農業実施計画等の検討会が2回、栽培検討会が3回、流通販売検討会が3回、加工消費検討会が2回、先進地事例調査へは6名が参加しております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

4年度の事業、決算書を見て、補助金のところは一応確認したんだけど、あとは支出の部分でいっぱいあって、この補助金がどんなふうに使われているかというのがまだはっきり私のほうで確認できませんでしたが、例えば、今、堆肥センター、ペレット化されて、分析させたら、有機JAS認証オーケーなんです。非常に質の高い堆肥だなということで許可を得ております。すごくうれしいことで、だから、今有機農業に取り組もうとする人たちは、非常に四苦八苦なんです。大変なんです。

ですので、ペレットにされた堆肥を面積に応じてある程度供給するとか、本当に力になるような、具体的にさせていただくとか、それを令和5年度はしていただきたいなと思っているんですが、もちろん研修会とかもいろいろそれは大事ですけども、実際に土とまみれてやるときに、その辺のところまで手を差し伸べていただきたい。それを、令和5年度は、堆肥センターの堆肥をそこに投入する。有機農業をすところにはちゃんと面積に応じて何袋ぐらいするか、具体的にその辺まで考えてもらえませんか、課長。

○農林水産課長（高城博也君）

福岡議員の御質問にお答えします。

まず、堆肥センターにつきましては、今後、増産、例年生産している量よりもかなりの生産量が必要となってくることから、今後、町長の施政方針にもうたわれているとおり、再構築を考えながら、事業を導入、検討、要望していきたいと考えています。増産計画を進めていきたいと考えております。

有機農業につきましては、もう既に福岡議員のほうも御存じだと思いますけれども、認定面積は、約2町歩程度はあると担当のほうから報告を受けております。

その中で、まずは、令和5年度に達成する見込みというふうな形ではありませんけど、実施計画の中で、令和9年には、一応、取組面積は3町歩、3ヘクタールを目指すというふうな形に置いております。

生産量のほうは30トン、取組人数のほうを10名以上は確保していきたいと考えておりまして、それに向けて令和5年度は施策を講じながらやっていきたいと思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

目標にしてはちょっと少ないような気がしますけれども、一般の堆肥の無料券を配付してみんなが役場に持ってきたとき、みんなもうありません、ありませんですね。もう堆肥ありません、なくなりましたって言って、帰る人が多かったんですけれども、やはり今一番大事なところでありますので、その辺のところを手厚くして育成をするという。これからは、今言うその波はそこに向かっていきますので、方向は向かっていきますので、どのような専門家が来ても、本町としては環境保全型農業条例を制定していますと、そしてこう取り組んでいますという、三角形の頂点の部分をしっかり確認をして、一部で取り組んで道をつくっておかないと。これからは、若い後継者は絶対それで入りますから。後継者はそれで絶対Iターン、Uターン、とにかく入ってきますので。

私はこの間、天城町の三京のほうに、登校拒否した息子さんが、両親はいい会社で有名な会社で働いていたけれども、この子供を育てるためには今の延長線ではいけないということで、徳之島に、天城町のほうだったんですけれども、子供を転校させて、両親も仕事を辞めてきて取り組んでおられて、その窓口になった人が私のJA時代の先輩ですので、ショウガの種を持って行って、これを作ってごらんといいながらちょっとお話しをしたんですけれども、子供さんも非常に元気が出て、日曜日にトラクター乗ったりいろいろ手伝いすることが非常に楽しいんだということで、それが学業にも非常にいい成果が出ているということで喜んでおられました。徳之島は非常にいい環境だと。水もいい、全て宝の島だということを本当に感じます。

それで、やはり滑走路のないところには飛行機は降りませんので、その準備をしておかないといかんわけです。その道しるべとなるものをつくるためには、今言う、手厚く具体的に取り組むことが大事だと思いますので。例えば、そういう協議会をつくるとか、実際やって、汗を流して、頑張っている人たちとともに生の意見を聞きながら、その辺のところも配慮していく

という、そういうことも考えていただいて、高城課長の決意のほどを伺って、また、町長のそれに対する姿勢も伺って終わりたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、有機農業に関しましては、以前から福岡議員の御質問にもお答えしているように、今後、確実に重要視されるのは認識しているところであります。

社会情勢が、世界情勢がこういった混沌としている中、化学肥料2割低減を国が打ち出しているわけですから、当然それに向けてやらなきゃいけないんですけども、何分急にはできないというのは恐らく議員のほうも分かっていると思います。化学肥料の1回分に相当するものがどれだけの堆肥の量と年数がかかるか、そこら辺は、専門ではありませんけれども、もう数年にわたってやっていかなきゃいけないというふうなものでありますので、それに向けた町の本当の覚悟と努力で設備を整えて、増産をやっていかなきゃいけないということで、ただいまいろんな計画を、数字を取りながら、今後の施策に生かしていきたいと思いますので、そのときはまた議員の皆様の御協力を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

まさに、今、福岡議員がおっしゃるようなことを実現するための法改正ということで、奄振の農業の生産性の向上に資する事業ではなくて、持続可能な農業の振興に資する事業ということに文言の変更を求めているのはそこでありまして。そこで、畜産品ということの文言も入れていただきました。

また、今回、東京への出張の折に、国交省の振興官とお話しをした際に、堆肥の話をいたしました。どういった堆肥が今まで奄振での対応になっていないので、今後は持続可能な農業を目指すために、生産性を重んじるがあまり化学肥料やいろんなものを使って、また機械化が進み、生産性は上がったものの、土が痩せてしまっている現状があると。その土を、いかに豊かな土を子や孫に残すかということで、今回は持続可能な農業の振興ということで、要綱の変更を今求めているところであります。

さらには、食料の自給率等々でも、平成30年度を起点に令和12年度の目標が、国が掲げてある、熱量での自給率は45%、それとまた、飼料自給率が25%から34%まで引き上げるという計画があります。

それを実現するために何をやったらいいかということをお話ししたところでありまして、まず価格面で、輸入物と自給率の高い飼料で、価格が高ければ農家って買えませんと。そこには補填っていうことが、価格の補償、価格補填でようやく農家が購入できるということがございますので、それをしていかないと、幾ら自給率で作っても物が売れなければそれはできないことでもありますので、価格補填ということも視野に入れていただきたいという話しをしています

ころであります。

そしてまた、さらには、外来種の話についてなんですが、結果的には、その農業の全体と考えるとときに、生産性を講じるがあまり、畜産では、ギニアグラスとか、例えば、年間4回取れると。しかしながら、サトウキビにとっては外来種になり得てしまうことが考えられます、将来。そこへの環境に対しての支援策というのが今後は必要になってくるということから、県の進める、国の進める事業に対して責任というものがありますので、環境保全型農業を離島では行いたいという話を今しているところでございます。

森林につきましても、例えば、森林の伐採については、侵食が必要であるということでもあります。伐採だけでは環境の保全にはならないということから、幅広い振興策をとということで、ついこの間の東京の出張の際に、国交省に出向きましてお話しをしたところであります。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。

今回取り上げた4項目、非常に納得した形で終わることができました。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原良治議員の一般質問を許可します。

○13番（木原良治君）

皆さん、こんにちは。

一応通告順に従って、2番目に一般質問をいたします。事前に2項目通告しております。

本町で開催予定のサーフィン・アジア大会についてと、子ども子育て支援策として、子どもの第三の居場所について伺うものです。

早速質問に入ります。

本町で開催予定のサーフィン・アジア大会、この日程と開催場所、そして、どういうアジア大会なのか伺います。

このあと一点一点、質問席のほうから詳細については伺ってまいります。よろしく申し上げます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

木原議員の御質問にお答えします。

まず日程については、来月10月12日木曜日から10月14日土曜日までの3日間で行います。場所については、徳之島町花徳の花徳浜になります。

大会の規模については、今大会は20歳以下のジュニアクラス、世界戦に向けてのアジア予選大会が4戦行われることになっており、1戦目はインドネシアのクルイ島、2戦目は千葉県の一宮町、3戦目がインドネシアのニアス島、そして、4戦目の最終戦が徳之島町となりました。男女各2名のアジア代表が決まり、世界戦へ出場する大会となります。

以上です。

○13番（木原良治君）

この質問の通告を出してから、その後に、吉田課長には現場のほうへ同伴させていただきました。

私はサーフィンに対してよく知識がないんですけど、吉田課長はサーフィンの経験者ということで、ちょうどその日にはサーフィンに適した波が来ていたということでした。

大会にあと1か月しかないんですけども、そういう準備のほうはできているんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

御質問にお答えします。

サーフィンの開催については、サーフィン大会実行委員会を行い、順次準備しているところでもあります。

以上です。

○13番（木原良治君）

ゆっくり、ゆっくりやりますので、慌てないでいいです。

今日の補正予算の一応説明の中に、14日に一応補正予算の説明があるんですけど、補正予算の中身の中で、花徳支所の担当なんですけど、その現地を見たときに、花徳の住宅の駐車場の整備、そこをして大会に臨むということで、この補正が上がっていると、その当時伺ったんですけど、大会まであと1か月あるかないか、間に合うんですか。

○花徳支所長（尚 康典君）

木原議員の御質問にお答えします。

今さっき木原議員がおっしゃったように、9月議会のほうで、重機借上料と原材料ということで一応500万ぐらい上げてあります。

実際、その工事については間に合います。大丈夫です。

以上です。

○13番（木原良治君）

アジア大会最終予選、この場所がなぜアジア大会の最終予選に選ばれたのか、そして、世界ジュニア大会に向けての男女の2名ずつの選考の大会にふさわしい場所に決定したというのは、

その大会の主催者が事前に調査し、現地を確認し、そういった打合せの下で、この大会の日程等が組まれたということだと思いますけど、ちょっと詳細を聞かせていただけますか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

木原議員の御質問にお答えします。

大会の誘致の経過については、東京オリンピックが開催された令和3年度に、世界最高峰の世界サーフィン大会を開催している大会運営組織であるWSL、World Surf Leagueのアジア地区の関係者が徳之島に良質な波が立つビーチがあるらしいという情報を得て来島され、花徳浜などを案内したことがきっかけになり、その際、町長にも面会して、このような運びになりました。

○13番（木原良治君）

アジア大会、広い範囲の中で徳之島の我が町の花徳浜が最終予選の選考の場所に選ばれたと、相当名誉なことだと思いますし、それに対してまた周辺の花徳住宅の駐車場の整備等もしっかりと準備万端で整えていただきたいと思うんですけど、この参加人員というのは、何か国から何名の方が参加の予定なんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

基本的にはアジア地区の選手が集まることになっていますが、最終戦ということで、現在、インドネシアのニアス島のほうで試合を行っていますが、その中でランキング争いがあり、その最終戦に重要な選手たちが集まってくる模様です。

今現在、オーストラリアの方が2名、東京オリンピックでスケートボードの女子の銅メダリストのスカイ・ブラウン選手が一応登録して来ることになっています。

人員については、ジュニアクラスになりますので、選手、保護者、指導者を含め、100名ほどを見込んでいます。

以上です。

○13番（木原良治君）

この一般質問を出してから、ちょうど9月頃の町の広報紙の中で、配布されてちょうど表紙のほうで、皆さん御覧になったと思いますけど、「Catch the Wave!!!!」ですか、いいタイトルで、これは波乗りは徳之島で行われたサーフィン大会の案内も町の話題として掲載されていたんですけど、これは吉田課長ですか、どなたですか、ちょっとそこだけ教えてください。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

残念ながら私ではありません。参加された奄美の選手です。

○13番（木原良治君）

サーフィン、ちょっとよく分からないですけど、波乗りということぐらいしか認識がなくて、このサーフィンの広報を、これからアジア大会が行われるまであと1か月少々の中に、どのように広く町民、島民に、奄美の方々に対して、この最終予選にまで選ばれたこの花徳の浜、徳之島をどのように広報、アピールなさるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

今後の広報については、参加選手についてはWSLの公式サイトで直接大会に参加申込みを行います。その際に、徳之島までのアクセス方法や宿泊先の情報も選手に提供されます。また、大会ホームページを立ち上げ、大会開催や注目選手等の紹介、徳之島町の紹介等をします。それ以外は、町広報紙、ポスター、横断幕、SNS等で広報をします。

先日、THE SURF NEWSという電子雑誌でも、大会や徳之島の観光について掲載されました。

現在、第3戦で開催されているインドネシアのニマス島でも4戦目の開催地である徳之島町のことを全世界にアナウンスされているところであります。

また、今大会当日は全世界にライブ配信されることが決まっており、その間のコマーシャルとして、本町の紹介や映像が世界発信されることになっています。

以上です。

○13番（木原良治君）

サーフィンのアジア大会の開催、あと1か月ですけど、この開催の予算とその財源、どれぐらいの予算でどれほど財源を持ってきて、この開催に至ったのか、説明をお願いします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

予算、財源については、地域振興事業を活用し、事業費831万円となっています。

負担割合については、県、町ともに2分の1となっていて、町負担分については思いやり基金を活用しています。

以上です。

○13番（木原良治君）

831万の中で、県のほうは2分の1、町のほうは2分の1ということは、415万5,000円ずつですよね。

県のほうに申請して、県のほうでこの事業が採択されたということですね。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

はい、そうです。

○13番（木原良治君）

先ほども、福岡議員のほうからもありましたけど、新規事業とか新たなものに手を挙げることは積極的に、果敢に挑戦してほしいと思いますけど、やっぱり官の仕事はなかなか守りの仕事が多いので、なかなか積極的に打って出ると、マイナス評価が今まで高かったんですね。成功するか失敗するか、そういうプラスの思考で果敢に調整してほしいと思いますし、町の2分の1の415万5,000円というのは、これはふるさと納税の思いやり基金、その検討委員会のほうで通ったということですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

プレゼンを行い通りました。

○13番（木原良治君）

積極的にふるさと納税、いろんな5億近い中で、返礼品を除けば相当な金額が基金のほうに積み立てられていますよね。そういう有効な活用をしっかりとやっていただきたいと思います。

この大会が例えば10月12、13、14、3日間、これは一過性で終わる考えなのか分かりますか、一過性で終わると、これが世界大会に向けて何かをしに、もしこの大会を成功させたら、徳之島のほうで気象条件によっていろいろあろうかと思うんですけど、こういう継続的な開催の誘致に対しての考えはお持ちですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

質問にお答えします。

こういった大きな大会がこの徳之島に誘致され、各メディアが注目されているということと、島内、また日本だけじゃなく、全世界にこういった徳之島が魅力発信できるということは大変いい機会であり、今後そういった話があれば大会を継続したり、またその中で、今回はジュニア大会なんですけれども、上のクラス、プロのほうの大会とかを誘致できたらと考えています。以上です。

○13番（木原良治君）

その大会当日は例えば我々町民、島民がサーフィンを見に行こうとしたときに、このサーフィンの見どころってよく分からないんですけど、どういった見どころが、どういうポイントをもって見ればいいんですか。

こういう説明は、我々全くサーフィンに理解のないというか、タッチしたことがないので、そういう事前のアピールというか、広報というのはもう少し考えたほうがいいんじゃないですか。そしてまた、徳之島サーフィン大会があったときに、そういう実際に徳之島のサーフィンのスタッフというか、そういう大会の人たちは巻き込まれるんですか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

サーフィンの魅力については、一般客のテントを設けて、その前に映像を流して、サーフィンに携わる地元のサーファーを置いて、いろんなうわさが出たときに、大会の競技説明とかをするようにお願いはしています。

魅力については、その大会で1フィート、4人選手が入って20分で競技を行うんですけれども、その中でも自然相手ですので、波というのは必ず違う波が来るということで、各選手、うまい選手でも乗った波が悪ければ、そういった波に当てるような技があるんですけれども、そういった技も繰り出せないし、いろんな駆け引きがあつて、大会を知ることによってサーフィンの魅力が見えてくるんじゃないかなと思います。

○13番（木原良治君）

この大会の実行委員長、実行会長ですか、実行委員会の会長、この成功に向けて、この場所が選ばれたことを含めて、抱負なり一言、実行委員の会長として一言いただけますか。

○町長（高岡秀規君）

実はサーフィンにつきましては、木原議員と一緒になかなか携わったことはなくて、魅力ということが分からないまま面会をしたときに、やった者しか分からない魅力があるなというのを感じたところで、誘致に積極的に取り組んだところでもあります。

今後も、吉田課長のほうからも話がありましたが、ビジョンとかそういった視覚的にも訴えること、そしてまた、おもてなしの心でどうやって来島された方に徳之島の魅力を知っていただくかということをしかりと伝えるということ、そしてまた、島内の方たちに一人でも多くの皆さんが来ていただくよう努力しなければいけないと、その結果によって、2回目、3回目の大会が実現するものだというふうに考えておりますので、一致団結して取り組んでいきたいというふうに思います。

○13番（木原良治君）

大会には、いい波乗りのできる気象条件の日であってほしいと願っています。

大会の成功に向けて頑張ってください。

次の質問に行きます。

子ども・子育て支援としての子どもの第三の居場所について伺います。

この子どもの第三の居場所、この内容とその目的、そして、どのような規模の子どもの第三の居場所なのか、ちょっと説明いただけますか。

○学校教育課長（太 稔君）

木原議員の御質問にお答えいたします。

子ども第三の居場所の内容につきましては、家庭や学校以外に子供たちが安定して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習環境など、将来の自立に向けて生

き抜く力を育み、地域とつながる場所となっております。

また、目的といたしましては、子ども第三の居場所を拠点として、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、みんなの子供を育てる社会を目指すものです。

規模といたしましては、床面積125.61平方メートル、約38坪の木造平屋建てを建設する予定です。

以上です。

○13番（木原良治君）

この質問に関しても、一応通告してから、この設置場所を案内させていただきました。

この亀津の市街地の中で、この場所に決定したという経過を伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

まず、第三の居場所に関してですが、B & G財団の菅原理事長様が令和4年3月に訪問いたしました。そのときに、町長、副町長、教育長を含めまして、そのお話を伺ったところです。その中で、ぜひ徳之島町でも抱えている問題解決に向けて、このB & G財団の第三の居場所づくりはいいということで話を進めております。そして、6月に、第三の居場所の説明会を教育長とともに受けております。8月に、第三の居場所の設置、意思決定通知を送付しております。令和4年10月に、第三の居場所の現地確認をB & G財団の職員のほうが見えております。

場所といたしましては、徳之島町の町有地、また警察署跡地、生涯学習センター、そういったことを検討いたしましたが、設置予定の町有地のほうに決定いたしました。そして、令和4年12月に一次審査を通過しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

B & G財団の子どもの第三の居場所の事業に手を挙げて、これが一次審査を通過して、その場所の確定、そして、これは令和5年3月の当初予算の中に設計の委託料、そして、業務管理の委託料も計上されて議会のほうで承認の下で現在きて、設計図が上がってきて、この一次審査が通って、これからは正式な助成金の交付決定が待たれているということですね。これがいつ頃になる予定ですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

助成の申請に当たりましては、平面図または建物建築予算等が必要でしたので、予算を計上いたしまして、設計をいたしております。

今議会が終了後、ある程度、建築予定の金額が確定いたしましたら、早急に申請する予定です。

以上です。

○13番（木原良治君）

B & G事業の子どもの第三の居場所の事業に対して、B & Gのほうではハードの面で大体5,000万が限度額と、そして、ソフトの分が別枠でありますよね。これが80万から120万、月ですよ。ソフト事業の予算が3年間の期限付でなっていますよね。

来年4月1日からの、今年度内で建設を完成させて、4月の新年度、令和6年度からの事業の運営ということで理解していいんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

建設に関しましては、令和5年度に着工予定ですが、完成後、直ちに運用開始になります。完成が一応3月31日を計画しておりますけども、条件によりましては繰り越す可能性もございます。

以上です。

○13番（木原良治君）

教育長、子どもの第三の居場所ということで、第三という名前がつくということは第一、第二があるということですね。これの第三の居場所のもう少し明確な、こういった場所になるのか、もう少し詳しく丁寧に、この議会を傍聴されている関係者の方々がいらっしゃると思えますけど、説明願えますか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

今、子供たちを取り囲む社会の状況の変化、それから、子供たちのいろいろ多様化に伴って、いろんな子供を取り囲む課題が今増えています。

通常ならば、第一の居場所、家庭、それからほとんど今、学校ということで、家庭、学校で子供の教育は大体担っているわけなんですけど、本来的にやっぱりこの子供の居場所を家庭でもなかなか難しい状況、学校でもやっぱり、例えば今、不登校、令和3年の報告によりますと約24万人が不登校ということで、今、学校に行けていないような状況があります。ですので、そういったような子供たちに、やはり将来、社会の担い手となるようなことについて、やっぱり学ぶ必要があるし、する必要がある、誰一人取り残さないという国の政策もあります。ですので、新たに第三の場所、家庭でもない、学校でもないところに新たな場所を設定して、そこで子供たちの状況に応じて、やっぱり支援していくというのがこの第三の場所の目的であり、本町においても不登校とか、長期欠席の子供たちが多くですので、そういった子供たちも含めて、今、町長もいろいろ協議していましたが、島のわれんきゃの新たな場所として、この場所を設定して、支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（木原良治君）

9月なのであと半年ぐらいで準備期間を設けて、新年度から、この子どもの第三の居場所の運営が始まるとうことを多くの方が期待はしていると思います。

この運営方法というのはどのようなシステムで、どういう方々がこの運営に携わるのか、中身をお示してください。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

運営に関しましては、教育委員会、学校教育課が主体となりまして、教員時代に生活指導の経験がある指導官を中心にスタッフを募集し、運営をする予定です。

以上です。

○13番（木原良治君）

先ほどの課長、また教育長の誰一人取り残さない徳之島町の教育を図っていくということで、この第三の居場所の設置がなされると思います。

専門的なスクールカウンセラーとか、いろいろこういう相談員の方々の配置というのは今から選考するんですか。今から開設までに、B&G事業の中で研修というのを設けて進めていくんですか。具体的な計画というのはなされているんですか。今からなされるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

第三の居場所に関しましては、申請いたしまして、許可が下り次第、スタッフ等の募集をかけたいと思います。

スタッフに関しましては、通常職員2名と非常勤職員3名、またボランティアの方々を予定しております。その中には、元教員、また教員資格のある方、またスクールカウンセラー、社会福祉主事とか、放課後児童指導員、行政経験者等を計画しております。

また研修に関しましては、B&G財団のほうで研修会が実施されていますので、そちらに参加することを計画しております。

以上です。

○13番（木原良治君）

この子どもの第三の居場所というのは、やっぱり家庭、それから学校、子供たちが主体でなければならぬんですけど、この家庭と学校と行政等の連携も含めて、この子どもの第三の居場所というのは、教育行政の中で、小学校、中学校とどういう位置づけになるんですか。この学校というんですか、これはどのような位置づけで受け止めればいいですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

第三の居場所に関しましては、学校に行けない、学校になじめない子供たち、そういった子供や、放課後、家庭で過ごせない、またスポーツ活動とかも行っていない子供たちを受け入れる受皿として、第三の居場所を設置しております。

以上です。

○教育長（福 宏人君）

今、木原議員が学校との関係ということをおっしゃいましたけど、例えば長期欠席の子供たち、今は登校しなければ出席扱いにはなっておりません。例えば第三の居場所で子供たちがそこで学習をする、それを校長先生が認めると、学校には例えば出席扱いにするとか、それから、今不登校でなかなか家庭から学校にも行けない、例えば第三の場所でも学べないという子供さんがいれば、例えばICTを使った遠隔とか、専門のスタッフが訪問して、登校に向けていろいろと支援をするとか。ですので、例えば学校との関係であれば、第三の居場所で学習すれば、それが出席扱い、校長がこれを認めればの話ですけど、そういったような関係で新たにそういったような教育シーンができるような形も考えられるところです。

以上です。

○13番（木原良治君）

この子どもの第三の居場所の児童生徒のどれぐらいの対象者がいて、定員が決められると思うんですけど、定員数というのはもう決められているんですか。そして、どのような児童生徒の方々が何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

第三の居場所に関しましては、開設当初に学校に行けない、なじめない子供たちや、放課後、家庭や学校などで過ごせない子供たちを中心に募集を行う予定です。

令和4年度の実績で申し上げますと、学校に行けない子、不登校または長期欠席者は47名いらっしゃいますので、その方を対象としております。その中で施設で活動できるのは約20名の規模の施設となっております。

以上です。

○13番（木原良治君）

第三の居場所のほうに、例えば亀津市街地のほうに設置すると、それが遠隔のほうでいる児童生徒がいらしたときに、ここに通うにはどのような手段を町のほうでは手を差し伸べたいという考えですか。家庭だけに負担をかけるのか、町のほうでいろんな交通手段を提供して通っていただくとか、そういうことまで考えているんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

送迎に関しましては、保護者の負担も考えられますけども、バスの利用も考えております。バスに関しましては補助事業等をできないかということで、今後、財政と相談いたしまして、運用する予定です。

以上です。

○13番（木原良治君）

子どもの第三の居場所という、こういう漠然とした名前と、子供たちが通う、また保護者の家庭の方もそこに行かせる、そういう名称というのは親しみを込めた名称とか、そういう第三の意味合いの設置の目的に沿った名称というのは考えられているんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

まだ決定はしておりませんが、名称といたしましては、徳之島町フーガハウスという名称を考えております。

以上です。

○13番（木原良治君）

これは教育長のほうで答弁をもらわないと、フーガというのは理解はしているんですけど、もう少し丁寧な説明願えませんか。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

よく高岡町長がフーガということで、これは島の方言もちろんありますよね。島口で福のある子供とか、幸せのある子供とか、宝の子供というようなことで、もともとは島の話によりますと、やっぱり家庭とか、その中で例えば障害を持った子供さんとか、今でもそうだと思うんですけど、島の先人たちはこの子のそういったような生まれについて、かわいそうじゃなくて、自分たちの親族とか、そういったことのそういうものを背負って生まれてきたから、やっぱりその子供を大切にしようと、この子こそにやっぱりそういったような生まれに対しても、やっぱりちょっと僕はうまく表現できないんですけど、やっぱり大切に育てていこうという、福のあるの子供ということでフーガというふうに名づけたというように聞いています。ですので、その意味でも、島の子供たちを、これは先ほど申し上げましたとおり、長期欠席の子供たちとか、不登校の子供たちも含めて、さらには今、合理的配慮とか、障害を持つ子供さんとか、そういったような特別な配慮をする子供さんもかなり今増えてきていますので、そういったような子供たちの居場所としても、今考えることができないのかということ、今、町長とも話を進めて、全てのそういったような子供たちの居場所づくりを考えながら、フーガハウスということで進めることができるといふふうに考えているところです。

以上です。

○13番（木原良治君）

この事業が一応採択される予定ですよ。このB&Gのこの事業に対して、これも積極的な新規事業に対する、果敢に手を挙げるということは、それなりに相当努力しないと審査もなかなか通らないし、やる気というか、町の前進を考えれば、あらゆるアンテナを張って、果敢な挑戦をしてほしいと思いますけど、このB&G事業のこの第三の居場所の評価、この事業を説明に来られたと思うんですけど、これに対して手を挙げて、このB&Gの評価と、これからの財団との連携というのはどのように考えておられますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

B&G財団の子どもの居場所事業を活用することで、施設整備費及び3年間の運営費を補助していただきます。

B&G財団の運営につきましては、研修会、またこども家庭庁の参加する研修会等がB&G主催で開催されております。このような研修会に参加することで、情報収集や今後の対策を講じることができ、問題解決が図れると思います。

また、連携につきましてですけれども、こども家庭庁が発足しております、こども家庭庁の中で、こどもの居場所づくりを推進しております。

今後、子供が安心して過ごせることができる整備が重要になると思います。そこで、こどもの居場所に関する事業を行っているB&G財団と連携することで、社会活動をしていける子供たちの教育につながると思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

先ほどの9月の広報紙が配られて、丁寧に読んでいったときに、井之川のラボのほうで5月からですか、子どもの居場所の運営が始まっていますよね。これの担当はそちらでいいんですか。この説明はどなたに答えを求めればいいんですか。そっちの担当になって、経過から説明してください。

○介護福祉課長（廣 智和君）

木原議員の質問にお答えいたします。

井之川のラボで、5月から行っているところ、町内のNPO法人さんが昨年申請して採択を受けて、日本財団のほうの事業を行っております。

介護福祉課のほうでは、やっぱり所管する業務として要保護児童といえますか、家庭で問題があったりする子の支援とか、そういったものを行っている関係で、こちらのほうに相談があったということになります。

の場で活用ができます。その中で地域会議とかを開いたり、地域の方の協力をいただいて、子供たちを育てていきたいと思います。

以上です。

○13番（木原良治君）

設計図もでき、そして、建設の単価が決まれば正式にB&Gのほうから本町にいらして、町長のほうに助成金の交付通知等も行われると思います。

来年の4月、新年度早々に開設されることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

先日の台風6号、影響が長期にわたり、食料の備蓄等、今後の行政課題も見えてきました。以前から、今年は台風が多くなる予想が出ており、6号の後も次々と発生しています。

コロナが落ち着き、行事等も次々に予定されていますが、しばらくは天気を見ながらの行事運営の苦勞が続きそうです。

ウクライナ情勢は、いまだ出口が見えず、核兵器使用の危機さえ続いており、長期化の見通しです。戦争は、人の心の中から生まれます。

先日の新聞記事に、「「平和の文化」といっても、どこか遠くにあるものではない、自身の心のなかに、多様性を尊重し、他者を慈しむ、寛容と非暴力の精神を、いかに築きゆくか。換言すれば、他者を差別する不寛容の心、狭隘なるエゴの心を超克しゆく「内なる変革」への挑戦から、私たちは出発すべきなのである。」とありました。

不寛容の心を超克し、挑戦、停戦、停戦への対話の道が一日でも早く開かれることを願います。

さて、国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと警告いたしました。まさに北海道は、連日30度超えの真夏日が続き、徳之島より北海道が暑いという、考えられない気候変動が目の前に起きています。

台風の超大型化、影響の長期化、想定を超える大雨に伴う甚大な被害、私たちは、これからあらゆる災害と向き合いながら、時代を生き抜く覚悟を持たなければならないと思います。

令和5年9月第3回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が、町民の皆様の声、身近な問題から喫緊の課題まで、4項目にわたり一般質問をいたします。執行部の明快かつ簡潔な答弁をお願いします。また、食後の厳しい時間帯ですが、お付き合いのほど、よろしくお願いをいたします。

通告しました1項目めの防災対策について、(1)です。台風6号の被害状況についてお伺いをいたします。

○総務課長(村上和代君)

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

台風6号の被害状況につきましては、台風通過後に職員が担当地区の災害調査を実施しております。調査の結果、住居についての被害はなく、相談事もございませんでした。

住居以外につきましては、倉庫の扉の破損1か所と雨どいの破損1か所がございました。以上です。

○3番(宮之原剛君)

あと、農政とかどうか。

○農林水産課長(高城博也君)

農林水産課の所管の農業の災害についてお答えいたします。

今年の台風6号による本町の農作物等被害は、サトウキビにおいて、島北と海岸部においての一部、葉先裂傷によるものが約700ヘクタールと推計され、被害額は536万6,000円、また農業用ハウス、マンゴー等のハウスでありますけれども、被覆資材であるビニールの破損等が12件あり、約152万2,000円の被害となっております。

以上です。

○3番(宮之原剛君)

あと、建設課がありましたらお願いします。

○建設課長(清山勝志君)

お答えします。

台風6号の被害といたしましては、亀津校区に3件の路肩決壊がありました。

○耕地課長(水野 毅君)

耕地課におきましては、被害は報告が受けておりません。

以上です。

○3番(宮之原剛君)

長期にわたった台風の通過でありましたけれども、被害はそんなになかったということで一安心でありますけれども、影響が長期化したということで、生活関連物資の不足が7月28日に、奄振審議会から国へ意見具申がなされております。

生活関連物資の島内での安定的な備蓄の在り方の検討を行うべきということで、国に対して奄振審議会から意見具申がなされております。

沖縄のほうであります、沖縄の、うちのおじおばがおって、すぐ台風の後に電話したんですけれども、スーパーの品物とかは3日ぐらいはなかったと、やっぱり。3日過ぎたら通常に戻っていたということで、どうしてかなと思って聞いたら、大型の飛行機、貨物専用の飛行機が来ると、沖縄は。それで、すぐそこら辺の不便は解消したということであります。

それから、この間、県の職員にちょっと話をしたんですけれども、今年の4月に来られた県の職員で、亀津に住まれておるんですけれども、非常に亀津は便利だと。いろんな施設があつて、公共施設もあつて、非常に生活するのも便利だと。最初来るまでは、どんな不便なところかなと思って覚悟を決めてきたらしいんですけれども、非常に住みやすいと。

でも、ただ一つ頭になかったことが、台風が来てお店の品物がなくなるというのは全く考えていなかったということで、それだけはびっくりしているようでありました。

我々は、もう慣れてるので、そこら辺は前もって準備をしておるわけなんですけれども、やはり今回の場合は、1週間、10日と影響が長引きましたので、そこら辺の対策をしていかないといけないなと思いますが、その中で、マンゴーの収穫最盛期にちょうど当たったということで、マンゴー農家の生産物が出せなかったということで、役場でも販売を急遽されたということで、防災無線でも話しておりましたが、やはり値段的には大分落として売ったと思います。

そこら辺は、生産者は大分打撃があつたんじゃないかと思いますが、このことに関して、町民の皆さんからそういう場合に航空貨物の利用について、どうにかできないのかということで意見がありましたので、声がありましたので、今回、一般質問いたしますが、このことに関連して奄美市議会、先週、奄美市議会が行われたときに、市議会の農林水産部長がこのように答弁しております。

昨年、ある航空会社から従来の航空路線の貨物室を利用した農産物の空輸を前向きに検討しているというとの報告があつたそうです。そして市としても、奄美市としても、安定した輸送支援へ検討、要望活動を今後していくということで答弁をしておるようでありますけれども、高城農林水産課長、そこら辺どうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

確かに貨物等については、いろいろ検討が必要ではないかなと以前から思っております。

まず、議員の皆様も御存じかと思っておりますけれども、塩田知事が最初来たときに、その鮮度保持の関係のものがあつて、地元で対処、既にもう鮮度保持施設を計画に入れていたため、その冷凍冷蔵庫を、今回、一昨年と今年と実際に稼働して使用しております。

マンゴーについては完熟時で収穫になるものですから、どうしても棚持ちがしないというこ

とで、どうしても長期にわたる物流が止まってしまうと、貨物が止まってしまうと、どうしても大変な状況になるということで、マンゴーの販売、即売会を、農家の要望もあり、担当と農家が連携を取りながら企画して、急遽、島内消費をやったわけであります。

なおかつ、この値段につきましても、大体マンゴーは1キロ3,000円で販売されているんですけれども、今回は1,500円、キロ1,500円でやっています。

この値段につきましては、農家の要望を聞いた上でどの程度かということで、農家の要望で設定してありますので、まず原価割れはないものだと自分は信じたいと思います。

そういったこともありながら、なおかつ今年の7月3日、大島支庁長が落成式の際に来て、その後、町長と懇談会をする段階で、大島支庁の部長級の方たちもいらした中で意見を交える機会がありまして、その中で私のほうも、この要望はしております。町長を通じて要望しております。

町単独で出荷調整や品質を防ぐ予冷コンテナ等による品質予冷設備を創設整備し、これを使用することで一時的な解決策を図っているということを申し上げた中、今後こういった状況を打開するために、奄振等を利用した一時的な航空輸送に対応した新しい形での臨時緊急輸送コスト補助事業を創設するべきではないかということを提案しております。

ですから、通常は航空輸送が利用しなくても、現在、コールド、品質保持輸送が平成の当初と比べて整備されておりますので、こういったときに緊急輸送でやった上で補助事業が使えないかなということ、そういった創設を考えていただけないかなというふうに町長を通じて要望しておりますので、その辺も、また今後、群島の課長、大島本島の課長からも連絡があって、農政担当課長からも連絡があって、こういったふうなことを考えているかということがありましたので、大島郡の農政担当課長があったときに、そういった方向で検討して議題に出したいなと思っております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございました。

生活関連物資の備蓄施設整備と農産物の安定した輸送支援というのは、群島一丸となって要望していただきたいと思えます。

町長の公約に、一丁目一番地に持続可能な農林水産業の振興による雇用の創出とあります。備蓄施設関係は、次の竹山議員の質問にもありますので、農産物の安定した航空貨物輸送支援について、郡の町村会長でもあります町長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○町長（高岡秀規君）

台風時の農産物の輸送につきましては、様々な方法等々が検討しなければいけないと思っております。

まずは鹿児島の新港にも、そういう施設があるべきじゃないかと、台風が来て欠航する前に農産物を鹿児島新港に送って、そこから本土への出荷ができるんじゃないかなという意見もございます。

そしてまた備蓄につきましては、奄美大島に見られる一民間のスーパーと契約をしてストックを設けること、そしてまた徳之島についても、ストックを保冷库等々を島の中に設けるということが一つの方法。

そしてまた、さらには台風でゼロになったときの緊急的な輸送の手段として、航空機の利用が考えられるわけですが、輸送専門の航空機というのは非常にハードルが高いというふうな意見がございました。では、旅客機の中で貨物が積めるかどうかとなりますと、その状況だとお客さんも非常に多いというところから、荷物も非常に多いので、貨物を積む余裕があるかないかということが、まだ見えないという状況であります。

今後は様々な方法を検討しながら、農産物がしっかりと提供できるような対策を提案していきたいというふうに思います。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。農産物生産者の方が、本当に安心して生産物を作れるように、いろんな知恵を出し合いながら対策を練っていただきたいと思います。

次に、（2）ですが、台風6号の避難所の避難者数、避難された方の人数です。8月4日、5日にかけて避難所が開設され、それから8日までですか、8日まで避難所が開設されたわけですが、そこら辺を、ちょっと総務課長ですか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

避難所につきましては、10か所開設いたしました。

各避難所の避難者の人数ということですが、まず、手々公民館2世帯2名、山公民館2世帯4名、轟木公民館2世帯2名、花徳生活館6世帯6名、池間公民館1世帯4名、井之川公民館、諸田公民館につきましてはゼロでございます。亀徳公民館1世帯1名、それと社会福祉協議会8世帯11名、学習センター7世帯9名、全体で29世帯39名が避難所へ避難しております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。通常の台風が直撃する場合と比べますと、やっぱりちょっと避難される方も少なかったのかなという感じはしますけれども、この避難される方々は、その避難所へはどういうふうにして来られるんでしょうか。自分の、誰かの車で避難所に来るとか、そこら辺、分かっている分でいいですけど。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

避難所を開設いたしましたら、避難できない方につきましては、こちらのほうからお迎えに行くこともございます。

また今回の場合は、まだ、そう風が強くはなかったので、御自分で来られた方も多数いらっしゃいました。

○3番（宮之原剛君）

事前に避難をされていた方が多かったということで、まだ台風が来る前に、しっかり準備をされて避難されたということだと思います。

3項目めに移りますが、町内の災害時避難行動要支援者の登録者数、また災害時避難行動要支援者とはどういう要件というか、どういう方々をいうのかということ、ちょっとお願いいたします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

この災害時要援護者の台帳につきましては、毎年度、集落、消防署、警察署等関係団体へ配付している台帳でございますが、この台帳に、個人情報ですので、その配付等に同意されて登録されている方は、現在457名となっております。

また、どういった方が登録されているかということなんですけれども、独居等の高齢者、また介護の認定を受けている方、障害手帳等の保持者、また、常に医療器具等が必要な難病患者の方が登録されているということになります。

また参考までに、地区ごとの内訳を申しますと、白井が1名、大原第1団地が6名、大原第2団地が3名、南原ゼロ、南区56名、中区53名、北区28名、東区33名、尾母16名、亀徳31名、徳和瀬21名、諸田10名、神之嶺1名、井之川28名、旭ヶ丘6名、下久志18名、池間23名、反川17名、大当9名、花時名12名、前川6名、新村9名、上花徳13名、轟木11名、畦5名、港川が6名、内千川13名、山里4名、金見6名、手々12名というふうになっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。町全体で457名ということですが、この方々の中で医療を必要とする方、それから介護、そして寝たきりで移動が困難な方といらっしゃると思うんですけれども、その方が実際に避難が必要になったときには、社会福祉協議会とかそれから民生委員さん、ヘルパーさん、いろいろ病院関係です。あると思うんですけど、そこら辺の手順というか、ちょっと教えていただきたいんですけど、避難のです。

○介護福祉課長（廣 智和君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

災害のその避難の仕方については、災害の種類によりますけれども、毎年のようにある台風、今回の台風等の避難についての対応を申し上げます。

台帳に登録されている要援護者の中で、重度の介護、医療ケアの必要な要援護者については、ケアマネジャー等、関わりのある施設のほうに事前避難されています。病院等、また福祉施設等になります。

事前避難ということで、一時的な入院とかデイサービスなど、そういった形になっております。

また軽度の介護や、ある程度自立されている方は、地区の民生委員などを通して、民生委員さんの声かけ、また役場の関わりのある社会福祉協議会などを通して、福祉避難所への早めの避難を行っているということになります。

今回も総務課長より答弁があったように、8世代11名の中でも、役場側から迎えに行ったり、事前に台風が来る前に、早めの避難をされているところでございます。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。要するに、その重度の方、またそういう医療ケアが必要な方々は、ケアマネさんとか、そして民生委員の方とか、いろんな施設、病院関係、社協等が事前に手を打たれて、福祉避難所へ移動して避難させるということではありますが、各地区でもそれぞれの集落で自主防災組織がありまして、防災訓練等、それからその打合せ等するときにも、その要支援者名簿を元にして話し合いをするわけですけども、そのときに、やはり重度の方、声かけして一緒に行ける方とか、家族がいらしたり近くの方が移動される方はいいと思うんですけども、やっぱり重度の方をどうするかということと、いろいろ今後検討するとき、行政側のまたアドバイスをよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、4番目です。

（4）無料通信アプリLINEを活用して、情報提供、情報収集できないかということで、近年、線状降水帯と大雨による河川の氾濫、崖崩れ等、茨城県高萩市では防災アプリを導入して、防災行政無線の内容を音声と文字で確認できたりするというシステムを入れております。

被災状況を写真つきで通報できるということもできるようではありますが、7月8日の新聞に掲載されておりましたが、奄美市で、市のLINE公式アカウントに投稿、報告できる機能を追加したと。現在、人口4万ぐらいですね、奄美市。そのうち8,895人が登録しているということで、災害時にリアルタイムで被災状況、情報を通報し、また共有できるということで、行政側もスムーズに対応できるということでもあります。

双方向のLINE機能は、二次被害も防止できる大変便利なシステムではありますが、町とし

ても、ここら辺、導入できないかどうかということでお伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、本町におきましては、災害時の情報提供につきましては、防災行政無線、ホームページ、ツイッター、現在はXとなっておりますが、それとフェイスブック、登録防災メール、MBCテレビのデータ放送、ウェブ防災マップを活用しております。

また、災害時の情報収集につきましては、各課職員や消防団員から電話で収集しているところがございます。

L I N Eの活用ができないかということではありますが、実際活用している自治体、奄美市ですが、お尋ねしたところ、防災関係では特にL I N Eの活用は行っていないということではありましたが、L I N Eを開くとホームページでの情報を見ることが可能になるようです。

また、情報収集につきましては、今、議員のほうからもございましたが、住民側から情報や写真を添付しL I N E上で送信することができるというふうになっているようでございます。

また、費用につきましてはですが、初期費用が約46万円、ランニングコストが年間約171万円とのことでありました。これ以外に運用に係る費用が別途必要になるということでもあります。

このように、多額の費用がかかるため、防災に関するL I N Eの活用につきましては慎重に検討する必要があるかと考えております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。初期費用が46万円、ランニングコストが171万円、年間です。かかるということで、別途また費用がかかる可能性があるということでもありますので、そのランニングコスト等は登録者数によるということのようであります。

奄美市に比べると、ここは半分ぐらいですので、約、この半額で済むんじゃないかというように思いますけども、今後検討していただきたいと思います。

関東大震災から100年、今後30年で南海トラフ巨大地震が起こる確率は70%から80%、可能な手だては早めにしておくことが大事だと。そして、一人でも多くの人命を救うことになりまますので、どうかそこら辺の対策をよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、2項目めに移ります。

人にやさしいまちづくりについてですが、（1）公共施設の男性トイレにサンタリーボックス設置の状況、進捗状況であります。6月議会でもこれはお尋ねして要望しております。現在の設置の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

6月議会で御提案いただきました。その後いろいろと検討いたしましたところ、サンタリーボックス、汚物入れでございますが、男性でもオムツ等を使用されている方がいるという現状、また災害対策であったり、トランスジェンダー、性同一性障害です。の観点からも、サンタリーボックスの設置が望ましいということで、庁舎各階の多目的トイレと男性用トイレに設置をいたしております。

○企画課長（吉田 忍君）

企画課のほうからも御質問にお答えいたします。

企画課のほうでは、みらい創りラボ、井之川のほうですが、前回の6月定例会の期間中に予算の範囲内で設置済みでございます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

宮之原議員の質問にお答えします。

おもてなし観光課で管理する観光地のトイレにつきましては、まだ設置していない場所もありますので、今後早急に設置していきたいと思っております。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

社会教育課においては、学習センター並びに文化会館、運動公園と指定管理を2か所行っておりますが、学習センターにおいては設置をしております。

ただ文化会館についてはお願いをしておりましたが、若干、ちょっとまだということでしたので、運動公園については一応検討していきますということで答えをもらっております。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

私も、先週何か所か見てまいりました。学習センターと本庁は、しっかりしたものが設置されておりました。

そして、蓋がないの、そのままごみ入れみたいなコーナーです。コーナーも置いてあるところも大分たくさんありましたけども、やはり蓋がついているやつです。蓋つきのやつでないと意味がないので、ただのごみ箱と間違えてしまって、ごみを入れてしまうという可能性もありますので、よろしくお願ひします。

また、個室に設置をして、それを設置を示す案内表示、役場のほうは案内表示が貼ってありましたけども、この案内表示に、また説明です。サンタリーボックスが何なのかという、先ほど総務課長がおっしゃった内容ですけども、そこには簡単に、またテプラ等でシールを打って、そこに貼り付けるか、また説明をお表書きに付け加えるかしていただければいいのかなと思ひます。

これは、サニタリーボックスの見本というか、なんですけども、ちょっと写りが悪いんですけども、足で踏んで開けるやつですけども、このしっかりしたやつでも2,000円とか3,000円でありますので、人が多く出入りする場所です。文化会館、保健センター、体育館、町の体育館等です。健診とかもありますから、そういうところには、ぜひ設置をしていただきたいと思います。

たとえ使う人が少なくても、その気配り、心遣いが、この町は人に優しいまちづくりをしているなということで、町の、町のイメージアップにもつながりますので、どうかよろしく願います。

100円ショップにも、ちょっと見たら、そういう使えそうなやつもありましたので、ぜひ予算はかかりませんので、よろしく願います。

(2) 番目、公共施設にウォーターサーバーの設置はできないかということで、1階正面玄関入ってすぐのところに、それらしきものがあつたので、「おっ」と思ったんですけども、あれは手洗いスタンドでしたね。飲めないあれで、手を洗うだけの手洗いスタンド、循環型でメーカーが置いているようですね。SDGsの関係です。

私が言っているのはマイボトル専用の、このような、担当課長、調べておられると思うんですけども、ウォーターサーバーです。このような給水スポット、水道管直結型だったり浄水機能がついていたり、フィルター交換のみのことで使用が可能といういろんなタイプがあるようであります。

熱中症対策、またはペットボトル削減、SDGsも踏まえて検討していただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在のところ、本町の公共施設で、ウォーターサーバーを設置している場所はございません。

また、各小中学校では、PTA等で冷水機を購入し設置しているところもあるようです。

設置につきましては、近年、異常な気温の上昇等により、全国的に熱中症で搬送される方も多く心配もございますが、飲料水でございますので、衛生面も重要になってくるかと思えます。

様々な事情を勘案しながら、必要であるかないかを検討してまいりたいと思えます。

○住民生活課長（大山寛樹君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

鹿屋市では、令和5年度よりペットボトル等のごみ削減と、マイボトルの普及促進を図るために、市有施設に給水機を設置しています。

これらの給水機は、鹿屋市と民間事業所がプラスチックごみの削減に関する協定を締結し、事業所が無料で給水機を設置しています。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

今、大山課長からもありましたが、メーカーが無料で設置しているところが、全国あちこち増えてきております。

大阪府の門真市のほうでは、環境省の、また補助事業等で、ローカルブルーオーシャンビジョンという推進事業がありまして、それでもって設置しているとか、今、言った鹿屋市、始良市、JR鹿児島中央駅の駅前広場の観光案内所にも設置されているということで先進事例がありますので、調べて設置を検討していただきたいと思います。

ぜひ、メーカーが安くで入れるというんでしたら、試験的にでもぜひ入れてもらって、様子を見てはいかがでしょうかと思います。

ウォーターサーバー、ぜひ、人の出入りが多い1階ロビーです。それと学習センター、町体育館等には設置を検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に3項目、亀津グリーンベルト地帯についてであります、（1）亀津中区・南区のグリーンベルト地帯の駐車場未整備地区の今後の活用・整備計画について、これまで先輩議員も何度か質問されておりますが、今の現状を伺いたいと思います。

新庁舎の建設に伴いまして、グリーンベルトのほうには駐車場が整備されましたけれども、作山設計から南側です。それから児童公園から北側のほうはロープで線引きはしてありますが、舗装や中央植樹体の整備がありません。今後の予定をどうされるのかお聞きいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

現在、亀津中区、そして南区のグリーンベルト地帯の未整備地区であります、一部は防風林として残していただきたいという要望もございまして、そのほかの箇所につきましては、今後活用方法を検討してまいりたいと思います。

現在、プロジェクト委員会で幾つかのアイデアも出ているところであります。このようなアイデアの中から、町有地の有効活用検討委員会に諮りながら、今後検討していきたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。よろしく有効活用ができるようお願いをしたいと思います。

あと、（2）です。亀津東区のグリーンベルト地帯についてであります、前回お願いいたしまして、一部は剪定作業済みであります、今後の作業予定はあるのかどうかです。

12月定例議会でも、私、質問したときに、防風林として残してほしいとの声も多かったという答弁もありました。今の状況で、剪定、それから枝打ち作業は一応終了ということでしょうか、お伺いします。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

7月に道路のほうにはみ出している部分でありましたり、電線周りの枝の剪定は行っております。

今後は、近隣住民の方などからの要望があれば、剪定を行っていきたいと思います。状況に応じて剪定をしたいと考えております。

○3番（宮之原剛君）

じゃあ、よろしくお願ひいたします。地域の人とよく協議をされて、意見をお伺ひして進めていただきたいと思います。

次に、②です。グリーンベルトに多くの駐車車両が見られますけども、部分的に駐車場整備の予定はないかお伺ひをしたいと思いますが、そのモクマオウグリーンベルトの地帯には、大体日中です。94台から100台泊まっております。

日中だけかなと思ひながら、夜もちょっと見てみたら、やっぱり100台近く泊まっておりますというの、そこに住まれている方、昼間は勤務されている通勤の方が、それから夜は住まれている方が泊めているのかなという思ひがいたします。

ここの南区のほうのグリーンベルトは、昼間は100台近くあるんですけども、夜は、もう30台ぐらいです。

要するに、役場職員とか消防とかの人たちが、昼間使っていらっしゃるという状況だと思います。東区のほうのグリーンベルトには、それだけ常時、多くの車が泊まっているという状況の中で、私が一番心配いたしますのは、そこは、言わば駐車場でありませんよね。無断駐車になるわけでありまして、万が一、台風等で、そのモクマオウまた植栽木が車に当たったり、人に当たったりした場合に、そこら辺の保障がどうなるのかなということで非常に危惧するわけですが、その賠償責任が発生するかどうか、保険会社保にも、ちょっと聞いてまいりました。

そうしましたら、やはり民法上では、台風や自然災害による倒木被害に賠償責任はないと。でもしかし、ただし植栽や私事の管理を怠ったことが明白な場合、賠償責任が発生するというふうにただし書きになっているということで、どういうことかという、結局、そこを管理している町だったら町の、管理責任の下で、余りにも高くなりすぎた、また枝が栄えすぎている、そして危ないと。風が吹いたら折れるな、この枝はと。下に車があると。そういう状況の中で手立てをしない場合、または定期的に管理が行き届いていない場合は賠償責任が発生するということがあり得るといふことがあるそうです。そういうふうにお伺ひをしました。そこら辺どうでしょうか。総務課長、お願ひいたします。

○総務課長（村上和代君）

お答えします。

賠償責任となると、またこちらの管理不足等も言われることもあるかと思いますので、その辺の管理のほうは、今後もしっかりと行っていきたいと思います。

宮之原議員のほうからありました。その駐車場の駐車の車両が多く見られるということで、皆さんがあそこのモクマオウの下を駐車場として利用しているのは、私のほうも重々分かってはおりますが、今後の活用につきましては、議員のほうからおっしゃられております有料駐車場も含め、私たちが、今、プロジェクト委員会で検討しておりますそのアイデアも含めまして、今後もう一度検討してまいりたいと思います。

○3番（宮之原剛君）

やはり、管理者の責任で植栽木のメンテナンス、そして管理剪定を定期的にしていくという状況を見ながらしていかないと、損害発生が発生すると思いますので、よろしくお願ひします。

また利活用については、プロジェクトチームと検討委員会等で、またしっかりと論議を重ねながら一番いい方法を、今の段階で一番いい方法は何なのかということ、また協議検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最後です。4項目め、亀徳新港前公園整備計画についてであります、（1）です。奄美郡島日本復帰70周年記念を踏まえた事業として、亀徳新港前記念植樹帯の公園整備計画の進捗状況を伺うということで、昨年9月議会で、私は復帰70周年の仮設の意義ある年に事業はできないかとの思いで質問いたしましたので、奄美群島日本復帰70周年記念を踏まえたといいたしましたが、その亀徳新港前記念植樹帯の公園整備計画です。進捗状況はどうでしょうか、よろしくお願ひします。

○企画課長（吉田 忍君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

今年度は日本復帰70周年記念の節目の年ではございましたが、この港前の記念植樹帯につきましては、これまでも複数の課で協議をしてまいりました。

現在の状況といたしましては、これまで管理していただいていた全ての団体から町のほうへ返還する同意を得ているところです。また植栽につきましても、移植等々の手続を進めているところです。

今後の利活用につきましては、8月の28日に鹿児島県徳之島事務所へ県の地域振興推進事業の個別調書を提出しているところでございます。順調にいきますと、来年度の予算化となっていまいります。

○3番（宮之原剛君）

プロジェクトチームで計画を進めていくということで、前も答弁いただいております。役場の若手職員です。いろんな発想豊かな方々の思いで計画を進めていくということで、地域振興

事業で年内に5年以内に計画を作成して、6年度に県に申請するという流れのようですが、令和6年度には実施という認識でよろしいでしょうか。

○企画課長（吉田 忍君）

今回28日に提出しました個別調書、こちらのほうを今後のスケジュールといたしましては、10月上旬ごろに県とのヒアリングが実施されます。

翌年6年3月下旬ごろには内示等の通知があり、決定がなされた場合に、速やかに予算化する予定でございます。

○3番（宮之原剛君）

昨年のこの質問に対する町長の答弁で、非常識な企画も必要だと、それで、今月の広報徳之島の町長インタビューの中での記事でも、これまでの常識から一歩踏み出した政策が必要とありました。

ぜひ優秀な職員の企画立案力で、どのようなものができるのか大いに期待をいたしまして、私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時35分から再開します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、水野耕地課長より、先ほど宮之原剛議員の質問の1項目め、防災対策については（1）台風6号の影響について、訂正答弁をいただきます。

○耕地課長（水野 毅君）

宮之原議員の（1）台風6号の被害状況について、訂正してお詫びさせてもらいたいと思います。

台風6号の影響によりまして、8月8日の豪雨により道路・水路災害が3件、農地災害が3件発生しておりました。お詫びして訂正します。すみませんでした。

○議長（行沢弘栄君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許可します。

○5番（竹山成浩君）

皆さん、こんにちは。

本日4番目の質問者となります。よろしく申し上げます。

先月12日に開催されました、奄美群島日本復帰70周年記念「母間ちゅっきゃい節夏祭り」には、各地よりたくさんの方々にお越しをいただきまして、盛会裏に終了することができました。

このコロナ禍を乗り越え、4年ぶりの開催ということで、地元はもちろん、町外からも踊りの輪に加わっていただき、盛り上げていただいた皆様にも、心から感謝を申し上げます。

また、町長をはじめ、多くの御来賓の方々にも参加をいただき、ありがとうございました。

特に、日本復帰70周年にちなんだ、本町女性職員による日本復帰の歌、徳之島町町歌の合唱や、おもてなし観光課職員の島唄も大変すばらしく、たくさんの皆様に賞賛の言葉をいただきました。また、祭りに携わっていただきました職員の皆様にも、この場を借りて御礼を申し上げます。ボランティア精神に心から感謝をいたします。ありがとうございました。

「継続は力」、これからも28回、29回、30回と続けていきたいと考えているところでございます。

また、8月27日には、山漁港で第4回東天城祭りが開催されまして、たくさんの方々に参加、御協力を賜りましたことに、担当地区山集落の徳田議員もちろんですが、私も北部創生委員の一人として御礼を申し上げます。ありがとうございました。

北部地区のこうした祭りを、島唄・島口・民舞の伝承や活性化のために、今後も継続して地域一丸となって頑張っていきたいと考えているところです。来年の東天城祭りは、持ち回りで母間地区の担当になるかと思えます。さらにバージョンアップして華やかな祭りになるように、花火の打上げも期待しておりますので、町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、5番竹山が通告の3項目について質問します。町長はじめ、担当課長の明快で的確な答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、台風による物資供給の停滞について伺います。

先般、10号、11号、12号と複数の台風が発生し、先週13号と、やはり台風の常習地帯にある徳之島だと実感するところです。幸いにして、先ほど担当課長の答弁もありましたように、直接的な被害はそれほどなかったのではないかとおぼれられますが、先月、お盆前に発生した台風6号は、迷走した上、速度も遅く、長い間、定期線や貨物線の欠航が続きました。また、航空機の欠航も多数あったかと思われまひます。

そこで、以前も欠航・抜港について、質問をさせていただきましたが、前回の質問では、台風発生時から定期線の寄港ができない状況が、約1週間から10日前後あったように思ひます。今回は、それを上回る2週間近くの抜港・欠航があったのではないかと思ひます。

こうした状況を目の当たりにして、今後どのような対策が必要であるか、必要とされるか伺ひたいと思ひますので、担当課長の答弁をよろしくお願ひします。

○企画課長（吉田 忍君）

竹山議員の御質問についてお答えいたします。

昨今の台風や豪雨では、線状降水帯が発生し、全国各地で道路の冠水や河川の氾濫が起こるなどの災害報道を見まひすと、非常に胸が詰まる思ひでございます。

本町におきましても、先日までの台風では大きな災害とはなかったものの、飛行機や船舶がかなりの期間欠航し、その間、人流や物流が滞るなど、日常生活に大きな支障をきたしたと感じております。

台風の問題につきましても、これまでも県と一緒にしながら協議しております。中でも備蓄倉庫などの整備につきましても重要な課題と認識しており、県主催の離島市町村企画担当課長の会議などで情報交換を随時行っており、今後も引き続き整備等の実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございました。

スーパーやコンビニに行っても物が無いという状況が何日も続きました。また、スーパーやコンビニ、商店においては時期的にお盆前で、普段であれば書き入れどきだったんじゃないかなど考えるところです。欠航、抜港することにより経済的な損失は大きかったと思われます。

そこで、生活関連物資の安定的な供給のために、また、災害や緊急時の非常食の保管庫として、備蓄倉庫の検討を考えるべきではと思いますが、現在、その本町においては備蓄倉庫があるか伺いたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、現在のところ備蓄倉庫は特にございません。

○5番（竹山成浩君）

災害や緊急時、そして有事の際も含めて、住民生活や産業振興を支える航路と航空路を私たち外海離島にとっては大切な生命線だと考えるところです。この徳之島に入るには海と空からしか入りません。本土と比べるとそれだけハンデではないでしょうか。

いつでしたか、新聞報道で拝見しましたが、奄美市が中学校の空き給食室を利用して市内のスーパーに貸し出しているということを新聞の報道で知りました。

このように民間と連携して緊急時の物資調達に加え、定期線のこうした長期欠航に対する効果も発揮できないかと考えているところです。

普段からインスタント食品や加工品、そして生活用品や非常食なども備蓄しておくことで、災害発生時にもスムーズな物資調達につなげることができるかと思われませんが、今後検討の余地はないか、総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

本土と比べて地理的に条件不利を抱えているこの離島におきましては、安定的な供給体制の構築は大きな課題かと思えます。

今回、台風6号の影響で長期にわたる船の欠航、また空路の欠航で物資が不足し、皆さんの生活に多大な影響があったことは確かでございます。

今後においても、今回のような異例な動きの台風がいつ発生するか分からないために、議員のおっしゃる安定的な備蓄については、今後も検討が必要だと感じております。

奄美市がありますその町内とのスーパーとの事業連携協定の締結とか、お伺いしておりますが、本町におきましてもスーパーのほうから以前にこのようなお話を受けましたが、そちらの持っている備蓄倉庫が浸水区域に当たるために、そこは断念した経緯がございます。

今後も県のほうでも、現在、この備蓄につきましては、企画課長が申したように検討を重ねておりますので、現在活用していない公共施設等を活用できないか、また、ほかに備蓄倉庫としてできるような場所はないかなどを今後検討していきたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

民間と連携する上では、やはり仕組みづくりというか、そういったのが本当に容易ではないと思いますが、ぜひ生活関連物資の安定的な供給のために、また、災害や緊急時の非常食の保管庫としても、町管理の、先ほど総務課長がおっしゃいましたけど、町管理の遊休施設など、そういった空きスペースも考えながら設置へ向けて検討をいただければと考えるところです。ありがとうございました。

先ほど、宮之原議員の質問に対して、農林水産課長の高城課長が答弁をされておりましたが、私もマンゴーの安売りというか、本庁において販売された、それをちょっとお聞きしたかったんですけど、宮之原議員が航空便ということで臨時便を出してもらいたいという話をされたので、私もそうした航空便を利用した出荷はできないかというのをお聞きしたかったんですけど、その辺は答弁を先ほどいただきましたので、また今度は、マンゴー1個、普通農家はキロ3,000円で販売されていると。それが今回この庁舎におきましては、半額の1,500円で販売されたと先ほどお聞きしましたけど、総体的な総重量というか、何キロぐらいあったか、それも教えていただけますか。

○農林水産課長（高城博也君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

まず、マンゴー販売会ということで、8月4日に行われた販売会におきましては、総数で1,090キロです。来場者数は、役場の庁舎のほうのあれもありまして、約500名程度だということとであります。

2回目の8月10日に行われた販売会においては、約1,315キロ、来場者数は、450名程度だろうと推計されております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

そうすると、2日間で2,400キロ、2トンぐらいのマンゴーが販売されたということですよ。そうすると、やっぱり農家の皆さんの手取り価格というのは、相当な損害を受けたんじゃないかなと考えるところですよ。

そこで、今回台風6号の発生、通過で、テレビのニュースでJALと沖縄イオンが業務提携により、航空便の臨時便で沖縄に緊急生活物資を輸送したという報道がございました。

徳之島においては非常にハードルは高いと思いますが、臨時便を出していただけるよう、3町を挙げて要望をできればと考えるところですよ。

先ほど町長の答弁もありましたけど、そうしたことを鑑みて、備蓄倉庫からそうした臨時便の運行までを総合的に高岡町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実際に奄美群島の中ではそういった話があり、なかなかハードルが高いという答弁をいただいております。しかしながら、もし3町で具体的に要望してはまだいないんです。だから、具体的に要望した中でどういった返答をもらえるかは、少しチャレンジしてみたいなというふうに思います。

臨時便というのは、旅客についての臨時便は出ているわけです。そこでもしかしたらスペースがあるのかどうか。貨物だけではちょっと厳しいかもしれませんが、旅客機の中の荷物の範疇で少し余裕があれば、そこで荷物を積めるのかなとか、様々なパターンで一度チャレンジしてみたいなというふうに思います。

○農林水産課長（高城博也君）

これは町長が答弁した分に関して補足みたいな形になるんですけども、マンゴーについては航空輸送は、通常は船舶であれば冷蔵で、コールドチェーンというか鮮度保持してずっと行くんですけども、航空輸送に関しては、現在、冷蔵等が整っていなく常温で行ってやるというふうな形でありますので、そこら辺の問題も、先ほど町長がおっしゃったように、スペースの問題が非常に重要視されてくるので、もし3か町が一緒になってやっていただければ、今後、農林水産のほうはそちらのほうで期待していきたいと思っておりますけれども、先ほど宮之原議員のところでも答弁したんですけど、奄振を利用した新たな事業の創設等を利用して、その差額の運賃面に関しては要望していきたいなと考えております。

○町長（高岡秀規君）

さらに少し奄振の話が出たので補足しますが、仮に考え方として、台風時に緊急輸送としての輸送費、農産物輸送費のコストを補助金くださいと言ったときに、実際に幾らになるかわからないというふうなものの考え方をしてしまうんです。それは僕は要らないんじゃないかなと。一応は災害時に補助金をくださいという要望だけをしておいて、要綱でオーケーがなれば、ゼロ円で査定するわけです。しかしながら、実際に農産物の加工のコストの費用って余りが出る

んです。だから、恐らくそこで一時的に補助金を出したとしても、恐らくこの予算の範囲内でできる可能性があるということもありますので、今、農林水産課の課長が少しヒントをくれたのかなと今思っておりますので、さらにチャレンジしていこうかなと思いますので、議会の皆様方にも要望等で御協力をいただくことがあると思いますが、よろしく願いいたします。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございます。

ぜひ、前向きにそうしたことにチャレンジして頑張っ、議会も後押しできるのであれば頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

今回の事態をしっかりと踏まえて、やはり離島のハンデ、島民の生命を守る意味からも県へ強く要望していただきたいと認識するところです。

船舶の欠航・抜港は物流供給でなく、先ほどのマンゴーのように農産物の出荷にも大きな打撃となりますので、このような事態が何度も繰り返されないように、よろしく願いしたいと思っております。

次に、2番目の質問に行きたいと思っております。

ハブの買上げについて伺いますが、ハブの年間買上げ数は何匹くらいか。また、その生きハブは保健所を通してどのように利活用されているのか、まず伺います。

○住民生活課長（大山寛樹君）

竹山議員の御質問にお答えします。

ハブの買取りについては、徳之島保健所受入分及び花徳支所回収分の生きハブを徳之島保健所で仕分け作業を行い、傷ついたハブなどは廃棄処分されています。残りのハブについては、大きいハブ、小さいハブに仕分け後、入札が行われ、入札後は粉末、健康食品、ハブ酒、革製品などの原材料として活用されています。

ハブの買上げ数なんですが、令和4年度で徳之島町で3,465匹、うち本町が1,168匹、花徳支所が2,297匹となっています。

○5番（竹山成浩君）

相当なハブが買上げされているみたいですね。以前、生きハブは血清などに利用されているような話を聞いたことがありますが、現在、お土産品の加工とか健康食品などにも活用されて、徳之島を含めた奄美のために非常に役立っているようです。

9月初めの日経新聞のニュースに、瀬戸内町において、東北大と東大のチームによる研究成果で、ハブの持つ毒の成分からアルツハイマー病の原因物質を分解する作用があることを実験で突き止めたとの報道発表がありました。今後、新たな認知症治療法の開発につながる可能性があるとのことでした。

今年、この議場にいる清山課長、茂岡課長、富田議員、私と節目の還暦を迎えました。私ば

かりじゃないと思うんですけど、顔は分かっているのに名前が出てこないとかしょっちゅうありますので、今後こうした研究にぜひ期待をしたいところです。

毒蛇として長年恐れられてきた、また、森の守り神としても生態系を守ってきたハブですが、まだまだ咬傷者が結構おられます。奄美全体で年間四、五十人の方が被害に遭っているようです。

その咬傷者の内訳ですが、保健所の担当に聞いたところ、一番多いのは草刈り中、2番目は取扱い中とのことでした。

先般、伊仙町においてはハブの担当職員が取扱い中にハブに噛まれたという新聞報道もありました。やはり、対面して生きたまま捕獲する場合は危険を伴います。

そこで、咬傷者を減らすためにも死にハブの買取りはできないか、伺いたいところでしたが、さきに課長どうでしたか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

死にハブの買取りはできないかについてなんですが、ハブ駆除対策の一つとして、ハブ捕獲奨励事業により、生きハブ1匹につき、県が1,500円、町が1,500円の3,000円で買い上げています。死にハブ買取りにつきましては、生きハブ以外は廃棄処分等されていますので、死にハブの買取りは予定していません。

○5番（竹山成浩君）

死にハブは買取りはできないと、補助金は出さないとのことであります。

であれば、例えばカラスによる鳥獣被害をなくすために、カラス1羽に1,000円の予算がついていると思います。実際、イノシシのようにジビエ料理とかに活用されるわけでもないカラスは即廃棄処分だと思います。そうしたことを考えると、ハブは直接的には農作物に影響や被害を与えるわけではありませんが、民家に侵入することもあり、また、子供たちの通学路に現れることもあります。場合によっては、命の危険すらあり得るわけです。その利用価値のないハブは、焼却処分、廃棄処分ということであれば、ハブによる被害をなくすために、ハブを害獣とみなすことができれば、カラス同様の措置の仕方があるのではないかと考えるところです。

本町だけではなく3町で、今後、死にハブの買い上げについて検討する余地はないかと考えるところですが、大山課長、どうでしょうか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

今後、3町などで話し合いをしていきたいと考えております。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ考えて検討していただければと思います。その害獣の定義というのが、私はあまり分かりませんので、後で教えていただきたいと思うんですけど、農林水産課長のほうから何かあれば、

お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○農林水産課長（高城博也君）

害獣というか鳥獣被害というか、県のリストに載っている動物が大体猿、鹿、イノシシ、カラス、ヒヨドリ等がなっております。しかし、その中に、今回、徳之島町と大島のほうの大和村ですか、被害鳥獣としては、黒ウサギも前々年度、徳之島町においては害獣ということではなくて、被害を受ける鳥獣のリストとしてやっております。

そういった形で被害を受けないためにいろいろ防護柵とか、駆除はできないにしても防護柵とかを設置するために、そういう計画でリストは上げています。

その中でハブはというと、ハブに関してはなかなか農作物に直接被害を与えるものではないので、資料は持って来ておりませんが、なかなか難しいのではないかと考えております。

余談で申し上げますが、なかなか死にハブを取って買い上げて、それなりのほかの利用があれば、いろんなものを持っていけるのではないかとと思いますが、今のところそういっためどが立っていない状況であります。

以前、徳之島町においても、いろいろハブの調理法とかを研究したこともあるようですが、そこら辺に関しても、なかなか癖のあるものでできない。当然、皮を利用するにしても、皆さん御存じのとおり、生き物についてはジビエ料理、肉等にしても温かいうちに、1時間以内にある程度処理しなければいけないような状態のものが、大概、生き物にとってはありますので、そこはいろんな方法で検討はしてみますけれども、提案しながらいろいろ県のほうにも聞きながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

ありがとうございました。ぜひ、これはできないというふうな考えじゃなく、ひとつ今後の問題提起として受け取っていただきたいと思っております。検討の場を広げていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、3番目の最後の質問です。

政府は、異次元の少子化対策を打ち出しましたが、子供たちは時代を担うかけがえのない存在です。本町においても、人口減社会に対応したまちづくり、地域づくりが重要と考えますが、今後、徳之島町に住めば、子育てが安心、子育てがしやすい町、そしてその子供たちが夢と希望を持って健やかに育っていくために、子育てに対してどのような方向性で取り組んでいくのか、伺いたいと思っております。

○介護福祉課長（廣 智和君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

本町においても、少子化問題については喫緊の課題と捉えております。介護福祉課では町独

自の子育て支援としては他市町村と比較しても多い額と考えておりますが、第1子10万円、第2子15万円、第3子25万円、第4子35万円、第5子45万円、第6子以上が50万円、これが上限なんですけれども、そういった出産祝い金の支給を行っているところです。

また、昨年度からは、国の異次元の少子化対策の一つとして、出産・子育て応援交付金、妊娠時に5万円、出産後5万円といった額を支給しておりますし、その支給と併せまして、出産・子育ての相談支援ということで保健センターとも連携して行っているところでございます。

また、既存事業というか、引き続き行っている事業としても、国の交付金を活用して保育環境の充実・子育て環境の充実を目指した事業の実施ということで、保育士の確保事業、保育士等の修学資金の貸出しと、また、職員等のスキルアップ研修などを実施しております。親御さんが安心して子育てのできる、まちづくりを目指しているというところでございます。

また、本年度、こども家庭庁が発足しております。今後のどう考えているかということなんですけれども、令和6年度に向けて現在、児童手当施策の拡充など、国においても非常に今検討をいろいろとしておりまして、そういった国の検討を注視しながら、その後、6年度以降、どういうふうな施策ができるか検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございます。

異次元の少子化対策を政府が打ち出したことによって、そのことに期待しての質問だったわけですが、来年度、6年度以降、今現在もすばらしい少子化対策・子育て対策に力を発揮しているわけですが、今後6年度以降にもそうしたことをいろんな事業を含めて頑張っていただければと思います。

まず、テレビや新聞報道で報道がありましたように、厚労省の2022年の人口動態統計で、年間出生数が全国で77万747名、1899年の統計開始から初めて80万人を割ったとの報道がありました。合計特殊出生率も過去最低の1.26人。こうした数値を見たり聞いたりしても、全国的にそうなんだというぐらいにしか捉えられない、実感が湧かないと思いますが、本町において直近の過去5年間の出生数を教えていただけますか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

出生数、過去5年についてなんですけれども、平成30年89名、平成31年、令和元年度80名、令和2年度90名、令和3年度83名、令和4年度93名ということになっております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

直近5年間であれば、それほど変わりはないと、横ばい状態ですが、これは30年前に聞いた

話によると、例えば、亀津小学校のクラスがその当時4クラスぐらいあった、全校生徒が720名ぐらいいらっしゃったというふうなことをこの前ちらっと聞いて、あまりはつきり覚えていないんですけども、現在ではクラスが2クラスとかになっているようにお聞きしました。年々、子どもの数は減少傾向ですが、本町においての合計特殊出生率は、直近で2.4人という数値が出ているようです。自治体においては、全国でも上位ではないでしょうか。

本町も現在、様々な子育てに関する事業や取組、支援が行われております。繰り返しになりますが、もっともっと、徳之島町に住めば、子供に優しい、地域の人と一緒に子育てを応援してもらえ、子育てがしやすい町になっていければと思います。アイデア次第では、今がチャンスだと認識するところですよ。民間と行政が協力し合って、知恵を出すことで、本町に合った策が必ず見つかるはずですよ。

これを、朝のうちにプリントをお配りしてありましたが、先日の新聞紙上で、「お菓子などの2067品目の値上げで子育て世代に負担」という記事の見出しがありました。その中で、このプリントを見たら分かるんですけど、主な値上げ食品がコピーにあります。粉ミルクやヤクルトなどで乳幼児を抱える世代にとっては、様々な物資の価格高騰に併せて追い打ちをかけるような状況ではないかと思えます。こうした社会情勢から、子育て世代に特化した物資、例えば粉ミルクや紙おむつの提供や、チャイルドシートやベビーカーなどの無償の貸出しなどをできないか、伺いたいと思えます。そうしたことに対する提供に関しては、また地域振興権券等を利用してそういったことは検討できないかと伺いたいと思えます。

○介護福祉課長（廣 智和君）

竹山議員の御質問にお答えいたします。

いろいろ資料などをいただいて、他の町もいろいろと取り組んでいるということも聞いております。ただ、すぐすぐにやはりこういった補助とか支援が難しいかもしれないのですけれども、こども家庭庁、先ほどの答弁と重なりますけれども、次年度、児童手当などの拡充になるとどうしても今議論になっているのが、どうしても町の持ち出しや自主財源がすごく必要になってくるような施策が多くなっていくというふう聞いておりますので、そういったところを鑑みながら、国の施策だけではなくて町独自としてもできることを何かないかということで、またそういった子育て会議等を通して議論させていただければと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

おっしゃるとおりだと思います。3歳児から保育所入所は無償だと認識しておりますが、私の個人的な考えですが、結婚して妊娠から出産、そしてその子供さんが2歳児くらいまでの間が一番経済的、精神的、肉体的にも一番大変な時期ではないかと認識するところですよ。その辺を、課長はどういうふうにおっしゃっているかお聞きしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

やはり、確かに3歳児以上は無料になっていますけれども、ゼロ歳児、1歳児、2歳児は、もちろん所得の状況によりますけれども、保育料をいただいている状況でございます。

また、手がかかります。私も個人事ですけれども、孫ができて見えていますけれども、大変だと思って見ておりますので、そこら辺も思いながら検討できるものは検討していければと思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

課長が言われたように、私も個人的に孫がちょうどその頃だったんじゃないかなと思って、総務課長もそうじゃないかなと思うんですけれども、非常にその年代というのが手がかかる、お金もかかる。やっぱり精神的にも大変じゃないかなと思うところです。

そしてまた、先ほどのプリントに戻りますけど、下のほうの表に奄美群島の出生・婚姻などという表がありますが、これは奄美群島の概況からの抜粋です。

見てのとおり、50年で出生数は3割程度に減少。それに対して亡くなられた方はほとんど横ばい状況。それと婚姻ですが、1970年代からすると4割くらいに減少していることが分かります。

そこで、人口減対策として、まず、出会いも大切ではないかと考えるところです。

そこで、婚姻届を出されたお二人に、結婚祝い金とかの支給も一つの策ではないかと考えますが、どの課の担当か分かりませんが、担当課長の見解をいただきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

そこについては、何を指してこの施策をするかということもございまして、しっかりと検討しながら、どういう子育て支援をしていくかということは決めていきたいというふうに思います。

○5番（竹山成浩君）

ちょっと横に逸れたような質問で申し訳なかったと思いますが、この表を見て、私は婚姻がこれだけ減っている、そういうことは人口減につながっているというふうな思いがあったものですから質問させていただきました。

出会いの機会創出も大変大事だと考えるところです。この徳之島町を守り、支えてこられた先輩方とともに、子育て支援に一層力を入れて、子供たちを産み、育てやすい環境をつくり、そして健康で心豊かな、たくましい人に育てるために、子育て応援宣言を提言したいと思いますが、町長の見解をいただきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

その点につきましては、しっかりと検討して宣言する方向で、実は考えたいなと思っております。

この出会いにつきましても私も重要視していて、何をもって出会いを構築するかというと、結婚祝い金とかという方法もあるかもしれませんが、青年団活動です。地域の青年団活動をいかに活性化することで、ある程度の出会いの場をつくれるかということもあります。それは、地域のために何をやるかという、そのボランティア精神で人が集まってくるのではないかと、島の人はいった心は持っていると思うので、それを何をもって婚姻とかそういったものを推進するかとか、出会いの場をつくるかとか、あと何をもって特殊出生率が上がるのかということをしかりと分析をしながら、子育て支援ということについては、進めていきたいというふうに思います。

○5番（竹山成浩君）

ぜひ、また検討していただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に、子ども誰でも通園制度について伺いたいと思っております。

こども家庭庁が来年度以降、本格的な実施を目指して、全国31の自治体でモデル事業に取り組んでいるようですが、どのような事業なのか、分かる範囲で担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

竹山議員の質問にお答えいたします。

本年4月から新たにこども家庭庁が設立されました。異次元の少子化対策の主要施策の一つとして、本年度から試験的に開始された子ども誰でも通園制度は、現行の保育所入所とは異なります。全ての子育て家庭に対して、就労要件等を問わずに、時間単位等で柔軟に通園することが可能となる制度となっております。

今年度、令和5年度は、試験的に全国50か園をモデル事業として開始しているようでございます。

実施している内容としては、保育定数に空きがある園を対象として、生後3か月以上の未就園児を週に2回までは保育施設へ時間単位で預けることが可能という制度になっております。

こども家庭庁としては2024年度からの本格実施を見据え、本年度中のモデル事業をさらに拡充される方向で子ども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会といった、ちょっと長いんですけども、検討会を立ち上げて協議を進めていくこととしております。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

課長、ありがとうございます。

全国で50か所ぐらいということですか。31自治体、その県において、また何か所かあるということでしょう。

今現在、本町では両親の就労がなければ子供さんを保育所に預けることはできないんですよ。働いているお母さんも仕事をしながら子育ては大変だと思いますが、その専業主婦で自宅で育児をされておられるお母さんも24時間、子供と一緒に過ごすことは出産から育児で疲労感や不安、またイライラなどから時には産後鬱になられる方もいらっしゃると思います。

先ほどの課長にもお話ししたんですけど、出産から2歳児ぐらい、特にこう手がかかる、その辺の思いもあってちょっとその子ども誰でも通園制度についてお聞きしましたところですよ。

そのようなお母さんに優しい、子どもに優しい制度ではないかと思われそうですが、今すぐ即答はできないと思うんですけど、検討する必要はないか、またちょっと課長の思いをお願いします。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたけれども、国としては2024年度、来年度から本格実施を見据えているというところがございますので、検討会等を通して実施するとなれば、全国的に実施することになると思います、本町も。ただ、本町として、もし2024年度から実施するとなった場合には、この制度自体があくまでも保育所の定員に空きがある施設ということになりますので、本町として実施可能な園としては母間保育所、尾母、井之川等でちょっとかなり限られてくるのかなというふうには考えております。

ただ、検討会等を今実施している段階なので、いつできるとかできないとかというのは国の検討会の状況によると思います。

以上です。

○5番（竹山成浩君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。地域によつては子育て環境が違ひますし、諸手を挙げてこの制度を受けることは難しいと思ひます。お母さんと離れて保育園に入園すると慣れるまで相当時間もかかります、子供さんは。保育士さんもそうした子供たちにかかりきりになったりする。また、最近ではアレルギーを持った子供さんも多くいると聞いております。そうしたことで保育士さんの負担増にもなつたりすることも考えられます。保護者のニーズをキャッチして、必要な家庭に必要な支援を提供できるように心がける、それが行政の役割だと認識するところですよ。

最後に、これは岡山県にある「奇跡のまち 奈義町」という、人口約5,700人の町なんですけど、そこには岸田総理も視察に来たとのことをお聞きしました。

2019年の合計特殊収支払率が2.95人、先般テレビでも紹介されました。まさに、この奈義町

が子育て応援宣言をしています。

子育て支援に一層力を入れ、子供たちの元気な声と笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できる町、そして、家庭・地域・学校・行政、みんなが手を携えて地域全体で子育てを支える町を目指していけたらと考えております。「奇跡のまち 徳之島町」を実現したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、竹山の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時40分より再開します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内 博行君）

お疲れさまです。

本日最後の一般質問となりました。徳之島を愛する熱い思いで、活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたいと、全力で取り組んでいきたいと思ひます。

議席番号1番内博行の一般質問を行いたいと思ひます。

ふるさと納税の返礼品についてです。

近年、台風の進路が定まらず停滞する傾向にあります。欠航、抜港により、果物の出荷最盛期に重なり、生産農家の経営を圧迫しているときがあります。

今回の台風6号でもそのような状況が起きていました。台風や災害の影響で出荷できない作物などの受入れ先として活用されているのか、お伺ひします。よろしくお願ひします。

○企画課長（吉田 忍君）

内議員の御質問についてお答えいたします。

ふるさと納税では、先日の台風6号の影響により船便の欠航、抜港が長引き、出荷の最盛期でありました完熟マンゴーの発送に影響がございました。

農林水産課がみのり館の裏に整備しておりました発電機付きの冷蔵コンテナ倉庫には、出荷予定だった完熟マンゴーの多くが預けられ、輸送ルートの再開後に約300キロ以上の完熟マンゴーが出荷され、寄附者様に届けられております。

また、一部出荷できなかった完熟マンゴーにつきましては、先ほどの農林水産課の答弁にありましたが、相互協力をを行い、役場1階で販売会を2回行いまして、合計2.4トンの町内産完熟マンゴーの販売をしております。

以上です。

○1番（内 博行君）

去年の6月議会のほうでも富田議員のほうから農業振興についてということで急速冷凍を導入して、長期保存が可能な形で鮮度を保ちながら消費者に取り立てに近い味を長期にわたって提供ができるような環境づくりを進めていけないですかという質問があったときにも、高城課長のほうからそういった急速冷凍、フリーザーコンテナなど冷蔵コンテナを活用した商品で対応しているという答弁がありました。

その中で、高城課長のほうがこれからもいろんな品目を試験していききたいとありましたが、その中でマンゴー以外も何か試験されたりとかも取り組んでいるものがあれば、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

今のところ完熟がキーポイントというか、そこら辺で保存が効かないということで、マンゴーのほう以外では今のところ試しておりませんが、今後そういったものがあれば、こういった2週間、半月程度にわたってやるようなものが出てくれば、早急にそういう品目を取り上げて試験をしていきたいと考えております。

○1番（内 博行君）

その中でマンゴーは冷凍した状態で加工とかも何かされるのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

現在のところは、まだ加工はしておりませんが、どの程度を持つかをやって、やはり今やっているのは真空パック等で冷凍保存をしておりますけれども、どの程度期間をもつかを試して、その後、みのり館等にやるとか、加工業者にお願いするとか、やはりそちらのほうにやっていけたらなと考えております。

○地域営業課長（清瀬博之君）

地域営業課です。補足してお答えします。

先月の台風の影響により、みのり館のほうでもマンゴー、ドラゴンフルーツを天城町の「うおっちょ」のほうにある「凍眠」という液体で凍らせる、これは急速冷凍でなくて瞬間冷凍なんですけど、そこに一応お願いをして、今、みのり館の冷凍庫のほうで冷凍保存をしている状態で、取りあえず、今まだ1か月ほどなので、もう少しその状態がどうなるか見て、今後それをどうやって加工するかというところまで検討したいというふうに今考えているところであります。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

先月ですか、研修行った際には取れたての味という、取れたての近い味というのがもう求められているという、東京とかの市場でも、太田市場のほうでも近くの農家さんたちはそこまで技術開発ができていているということなんで、僕らの徳之島町でもそういった形で返礼品になるものを、ふるさとの思う気持ちだから返礼品を返しているだけじゃなくて、やっぱりどこよりかおいしいマンゴーを農家さんも作っておられると思うので、そういった技術開発に関しても御尽力いただければありがたいと思います。

そして、徳之島町はふるさと納税も奄美群島の中でもトップということで、大変すばらしいことだと、これも何年連続か何かって書いてありましたけど、その中で令和元年は6億5,289万円、令和2年度5億2,634万9,256円、だんだんとちょっと下がってきていまして、その次は4億2,000万、その次も4億2,000万という形で、このふるさと納税の目標として令和8年度に件数も5万件で7億5,000万円という形を目標に持っておられるということなので、この課題についても消費者に求められるニーズ、ふるさと納税の徳之島を思ってくれる方、ふるさとの故郷に寄附をしたい、そういった行政に寄附をしたいという方々の気持ちに応えるためにもいろんな返礼品が必要ではないかという点から、全国の中で人間ドックを活用した多様な返礼品などがあります。徳之島にあります徳洲会のほうでも全国で4か所、自分が確認したところが4か所だったんですけど、長崎のほうだとか大阪のほうにもありましたけど、そこで人間ドックを活用した返礼品というのもありました。そのいったその方が来られる時もあるかもしれないですけど、台風とかそういった以外のこういった人間ドックを活用した返礼品なども本町も取り組んではと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（吉田 忍君）

内議員の御質問についてお答えいたします。

先ほどの寄附額、コロナ禍を皮切りに寄附額自体は減少傾向にありましたが、ふるさと納税の職員のきめ細やかな対応により、件数自体は維持もしくは増えていっている状況でございますので、補足させていただきます。

次に、人間ドックの返礼品への取入れでございますが、全国の自治体、特に大都市や大都市近郊の自治体でがんドックや脳ドック、乳がん検診などの返礼品を取り入れていることは存じております。

企画課におきましても、今後、地元の医療機関等と返礼品として御提供いただけないかお願いしたいと考えております。

○1番（内 博行君）

これからの緊急医療ではなく予防医療という時代になってきていると思いますので、ぜひこういった人間ドックとかの医療を活用して、徳之島に来られて人間ドックを受けて、またおい

しいものを食べて帰られるような、そういった提案などもしてはどうかと思いますので、ぜひ努力してもらいたいと思います。

その中で10月より返礼品の基準が変更されるとありますが、それに対応されておられるのか。49%か何かって書いてあったんですけど、そこら辺は全体的にもいろんな品目があると思うんですが、対応されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○企画課長（吉田 忍君）

内議員の御質問についてお答えいたします。

10月より制度改正、ふるさと納税に係る法定制度の改正につきましては、地方税法の一部が改正される予定であり、今年10月1日から変更された制度において実施することになってまいります。

こちらのほう、簡単に申し上げますと、これまでは返礼品の寄附額の3割が基準となっていました。今後はそれらの寄附の収入や返礼品発送業務に係る職員の人件費と事務費を含めて50%以内へ変更される見込みとなっております。

また、本町といたしましても、令和4年度ベースで検討いたしますと、こちらのほうが55%ほど経費としてかかっておりますので、その約5%、今後2,000万円程度の事務費の削減が求められているところになります。

その対応といたしまして、本町がこれまで強みとしてきました職員による返礼品開発や企画、提案、そして地元事業者との関わりは残しながらも、一部の事務委託、内容といたしましては受領証明書等の発行業務やワンストップ特例のオンライン化を進め、そしてまた、通信運搬費や人件費の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○1番（内 博行君）

令和8年度の7億5,000万円に向けて、皆さん一丸となって頑張っていたいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、僕の大好きな闘牛文化について行かせていただきたいと思います。

人口減少などにより牛も大分減ってきた、飼う方も少なくなってきたので減ってきているのはありますが、町長の今回の公約の中に、伝統文化の維持継承するために闘牛の維持と増頭を図る担い手を育成していくとありましたが、本町の見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

内議員の御質問にお答えします。

本町としましては闘牛の増頭や闘牛育成に係る経費の軽減、担い手育成、伝統文化の継承等を目的とし、令和2年度から観光資源支援事業として町闘牛協会補助金を出して支援を行っているところであります。

以上です。

○1番（内 博行君）

町長からも一言よろしく願いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

まず、闘牛協会に所属している方たちとお話しをしますと、現状の課題は何かといいますと、牛が減ってきているということと担い手がない、勢子不足だということがあって、これは伝統文化継承には牛を減らさない、勢子とかそういったものをソフト事業が必要だなということから、令和2年度には予算を組んでいるところです。

さらに、今話を聞きますと、まだまだそこは解消には至っていないので、闘牛の徳之島支部とも話しながら、どうしたら牛が減らないのか。それで、その牛主に対しての経営が図れるのか等を検討しながら、今後も対策は考えていきたいというふうに思います。

○1番（内 博行君）

その増頭という形なんですけど、今現在の徳之島町の闘牛牛の頭数は把握されておられるんでしょうか。増やすためには、今現状がどれぐらいで、目標がどれぐらいというのを、もし基準があればお伺いしたいと思います。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

内議員の御質問にお答えします。

令和5年度による闘牛雄牛の頭数については167頭になっています。件数については96件ということになっています。

一応、目標頭数というのは、まだ現在決められてないんですけれども、この倍ぐらいいければいいと思います。

以上です。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。

倍はちょっと334頭ぐらいですか、300頭ぐらい目指して頑張りましょう。僕も全力で頑張っていますので。

その中で、全島大会を開催できる会場というのは1,500名か2,000名くらい入る会場で徳之島町にはなくて、伊仙町はなくさみ館で天城町の場合は松原闘牛場というのがあるんですけど、また今回新設でまたできる予定なんですけど、闘牛牛というのはどうしても場所の雰囲気であったりとか、稽古をつけたり、場所を慣らしたりとか、練習のために週3、多い方で週4とか行ったりもするんですけど、どうしても他町に遠征に行くというのはガソリン代も結構負担になっていまして、闘牛を飼っていく、皆さん勝ったことのほうが喜びがあるんですけど、どう

してもいい喧嘩をさせるために遠征に行っているんです。そういった負担も結構大きくて、闘牛を維持していくという負担があるんですけど、そういった対策も何かできないかなと思いましたが、何かあればよろしくをお願いします。

○町長（高岡秀規君）

予算につきましては個々に、個人にということとはなかなか厳しい、ハードルが高いんですが、闘牛協会の支部に対して補助金を出しながら、その使い道については増頭であるとか伝統文化を守るための使い方を決めていただければ本当にありがたいなというふうに思っております、実際にお金を出してもなかなか牛がどんどん減っていくということではなくて、真剣に牛を減らさない、最低でも現状維持、そしてしっかりと闘牛大会を開催できる、それによって交流人口を増やすとか、そして、沖縄との交流も目指していくと、そういったことから支部のほうで使い道を、いい使い道ができたなら一番いいんですけども、その点については今後はいろんな方たちと話し合いながら進めたらどうかなというふうに思っています。

○1番（内 博行君）

今現在、自分も牛を持っています、自分の牛舎にも5頭ぐらいいまして、4頭はもう自分の関わらない若い子たちが入れているんです。それもどうしても新規参入の方が3名、1人はこれまで持っていた方なんですけど、600キロから1頭200キロぐらいの牛がいます、どうしてもシロアリでしたりとか、小屋を壊してしまったりもすごい力があるんで、そういった状況でなかなか牛舎を維持というのも大変だったりとかするんです。

そういった上で、さっき言いました他町に遠征行ったりとかする中でも町営牛舎であったり、町所有の闘牛専用トラックなどの環境面、ハード面というか施設を造ったりとか、そういう面を充実させてくれば、僕らも牛舎の中でいろいろ話しをするんですけど、変な話ですけど、闘牛の牛の名前の中に1つ「ひとめぼれ」という牛がいるんです。一目惚れしたと、この牛が好きだということで飼いたいとなるんですけど、飼ってはいいいけど牛舎がないとか、それぐらい思いがあって、どうしても入りたいけど環境が整ってないという形で負担が新規参入というのはすごいハードルが高いんです。そういった面をどうにか町のほうで環境づくり、ソフト面もそうですけどハード面に関しても残っていくもんなんで、町営住宅があるように町営牛舎があってもいいんじゃないかなと僕は思うんです。そこに町のほうに申請して、若い子たちがそこで牛を飼っていくというのも。

先ほどありましたけど、第三の子供の居場所づくりというのも、僕の牛舎も学校に行かない子たちも結構来たりして、学校に行かない、家庭の環境もいろいろあったかもしれないですけど、その中でも牛小屋に来て牛に餌をあげたりするんです。わいど節にも牛の飯米を忘れるなということもあるように、学校行けよっていつも言うんですけど、いや、これだけはして行くって、朝早く5時からでも来て牛の餌をやったりとか牛小屋の掃除をしたりとかするんで

す。そういった徳之島の闘牛文化というのは、そういったコミュニティーにも密接に関わっていると思うんです。だから、そういう文化を継承していく上でも、そういった環境づくりも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

確かに闘牛につきましても外部から見た誤解もあるようで、動物愛護協会とか電話とか非常にプレッシャーがあるというふうに聞いていますが、私も子供たちを見ますと、これほど牛の愛着を持って、愛情を持って育てているお子さんは徳之島の特徴だろうというふうに思います。

そこで、牛舎の施設につきましても、何をやったら一番効果的かというのがまだまだ把握しきれていないのが町サイドですので、ぜひ徳之島町の支部としっかりとコミュニケーションを取りながら、どういった予算を使うか。

また、池山会長のほうも闘牛協会の会長なので、伝統文化を引き継ぐということで、さらに議論が深まって効果的な予算が組めたらいいなというふうに思います。

○1番（内 博行君）

先ほど福岡議員のほうから滑走路がないところには飛行機は降りないということだったので、そういう牛舎があれば熱い思いの子供たちがいるので、すぐ辞めたりする子供もいますけど、そういうところがあれば参入しやすいと思うので、ぜひよろしくお願いします。

その中で、徳之島、沖縄、宇和島とかでもよく闘牛を見に来る人がいるんですけど、徳之島の闘牛が一番面白い、徳之島の牛は強いって言うんです。なぜ強いのか、あそこにいた牛たちも徳之島に行くとな強くなるんです。先ほど町長が言われました、本当に何が一番かという、本当に日本一牛を愛していると思うんです。伊仙のほうでは一家一門の牛とか言うんです。それもが一つて来るんですけど、僕も目手久のほうで闘牛が終わったら勝っても負けても自分の家に連れて帰って地域のおじいちゃん、おばあちゃんとか、自分の父もちょっと足が悪くなったんで、そこに連れて行ってワイドワイドしたり、負けた牛は血を洗ったりとか、そういうことをするようにやっぱりみんな育てて、それがあからこそ日本で一番強いと自分たちも自負しながら闘牛を飼って、この伝統文化というか自分は本当に小さい頃から普通に闘牛に関わっていたので、そういうのがあるので、こういった背景を「熱闘甲子園」じゃないですけど、ただ甲子園で野球を見ているよりも、「熱闘甲子園」を見た上で闘牛を見たら、そういう闘牛を養った環境を見た上で、その闘牛の一場面を見たら、やっぱり何か感動する。あ、あの子が浜を朝早くから歩かしていたとか、この子は卒業の最後の大会だとか、そういう背景が見えたら、やっぱりその1個の番組もすごく楽しかったりとか思いがこもると思うんです。感情が湧いてくると思うんで、そういったもので闘牛の応援ネット配信など、背景やストーリーが伝わる、初めて観光で観戦される方に関しても、そういった闘牛に、ただ牛を喧嘩させている、動物愛護の観点からもこんなじゃいけないんじゃないかって思うよりも、ここまで愛して、

こんだけ思いがあるんだなという、そういうのが伝わるぐらいの形で配信していくことも闘牛文化を残すという意味では必要ではないかと思うんですが、そういった点、どう思われますか。

○町長（高岡秀規君）

何年か前には闘牛のビデオで発信するというのはなかなか権限の問題でできなかったように聞いています。

今後は、ぜひ闘牛協会の理解を得ながら、どんどんユーチューブ等で発信ができて、例えば年会費100円でも200円でも有料でも僕は構わないと思うんです。そして、小さなお子さんが世話をしている姿であったり、そういったものをSNS等で発信しながら交流人口、さらにはそういう牛との関わりによって1回島を出ても、島に戻ってきて畜産業をやりたいとか、様々な企業、そしてまた仕事、雇用につながる可能性もありますので、動物を愛護する心は育てていくべきかなというふうに思います。

○1番（内 博行君）

ありがとうございます。高岡後援会の会場でもお孫さんがラッパを吹きながワイドワイドしながら、本当に誰かが伝えたわけじゃないですけど、やっぱりそう伝わっていくのが文化だと思うんです。残さなきゃいけないというのはあるんですけど、そうやっていいものを伝えていくという魅力がある伝統文化だと思いますので、ぜひ、これからも頑張って力を入れていってもらえれば、ありがたいと思います。

そしてまた、現在、池山議員が全島闘牛連合会の会長ではありますし、今が絶好のチャンスだと思いますので、闘牛を通して徳之島の活性化や発展になると思いますので、ぜひ闘牛にはもっと力を入れていただきたいと思います。

以上で、内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月13日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時06分

令和5年第3回徳之島町議会定例会

第2日

令和5年9月13日

令和5年第3回徳之島町議会定例会会議録

令和5年9月13日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

是枝孝太郎 議員

勇元 勝雄 議員

広田 勉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

朝からトップバッターでやるのは初めてですけど、頑張りたいと思います。早速、KDDIは8月30日に人工衛星とスマートフォンの直接通信サービスの提供に向けて、米スペースXとの業務提携を拡大し、2024年、来年ですね、サービス開始を目指す。空が見られればどこでもつながる時代へ、もう入りました。スペースX社のブロードバンドが直接空からつながる時代に来ました。

KDDIは、離島・山間部の携帯電話局基地や災害復旧用の車載型基地局のバックホール回線として、スカイネットの導入を進めている。そういった意味では、全てに既存の地上系ネットワークを補う役割を担っています。光ファイバーの回線を持っていようが、何をしようが、衛星との携帯のやり取りができ、インターネットに接続できる時代に入りました。そのことが、次の質問につながっていきますので、よろしく願います。

令和5年3月定例会におきまして、11番議員の是枝が通告の3項目について伺います。執行部並びに主管課長の的確で明快な答弁を求めます。大まかなことは課長に伺いますが、政策の一環として、町長を中心として伺いたいと思います。

第1項目め、地域振興について、少子高齢化対策の施策について、伺います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

昨日の竹山議員への答弁と重なる部分が多いかと思いますが、御理解をお願いいたします。少子高齢化対策の施策についてということですが、町の独自の少子化対策としては、第1子10万円、第2子15万円、第3子25万円、第4子35万円、第5子45万円、第6子以上50万円上限で、他市町村と比べても、多めの額を出産祝金として支給しているというところもあります。また、人材確保事業としては、保育士等修学資金事業も実施しているところでございます。

また、町の独自施策ではございませんけれども、介護福祉課では、少子化対策としては保健センターと連携した事業として、昨年度より出産子育て応援交付金、妊娠時に5万円、出産後に5万円の支給、またそれに合わせて妊娠時期、出産後の相談支援も行っているところでございます。ほかにも、介護福祉課所管ではないんですけれども、不妊治療の助成とか、産科医の確保事業などを実施しておりまして、子育てしやすいまちづくりを進めているといったところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

少子化対策は、課長が今述べたことを中心として、我が町が動いているわけですが、高齢化に関しては、手厚い国の福祉政策の一貫の流れで行っているはずで、高齢化に対する対策としては、高齢者の健康や福祉を支援したり、エイジレス、年齢を超えた働ける社会の実現をしたりとか、高齢者向けの市場や研究開発を活性化したり、国際社会に貢献できる高齢者の活発な社会的貢献を促したりしているわけですが、今一番、我が国では、我が町では避けて通れないのが、少子化だと思います。

少子高齢化と冒頭に言っておりますが、少子化を今後どういうふうにして防いでいくのか、そういったことを考えながら、町長は待機児童の対策をいろんな形で行ってきました。当時は、保育料無料化より、どういった政策を行ったのか。それとか、みなし保育をどうしたのか。そういったことを、政策の中でどういうふうにして今まで行ってきたのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

以前より、この少子化対策についてはお話をしているところでありますが、ここで1つ整理をしたいなというふうに思っております。まず、少子化については、出生率が低くなって、人口に対する年少人口、ゼロ歳児から14歳のお子さんの割合が少なくなることを少子化と言われておって、数字的な根拠はありませんが、高齢化については、65歳以上の割合が7%以上が高齢化、そしてまた高齢化比率では14%以上が高齢化社会、そして21%以上が超高齢化社会であることから、徳之島町については超高齢化社会であることは間違いありません。

では、少子化に対してどういった政策をするのかと言いますと、合計特殊出生率がございませぬ。合計特殊出生率は2.08以上あれば、人口維持ができるということでありませぬ。ということは、徳之島町は2.4ですから、それについては、実はもう達成しているということなんです。じゃあ高齢化社会にどう立ち向かうのか。そしてまた、若い人たちが比率をどうやって上げるかということが、我々の施策としてやらなければいけないということなんです。

そこで、少子化対策というのは、点じゃないんです。実は面でやっていることに理解をしていただきたい。そうしないと、恐らく私とは噛み合わないと思います。そこで、2003年頃に少子化社会対策基本法というのができました。その中に何がうたわれているか。雇用環境の整備、

保育サービスの充実、子育て支援体制の充実、母子保健医療体制の充実、ゆとりある教育、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発。つまりは多岐にわたることなんです。実は、徳之島町はそういった多岐にわたることを実現、政策的にやっているということを御理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた、今後は次世代の育成支援対策推進でありますとか、法律ができています。これからは働き方改革という法律ができました。私はなぜこれができたかということを読み解くと、スウェーデンがちょうど日本と同じ人口規模です。そして合計特殊出生比率が1.5から1.98になって上がった原因があります。それがなぜかということでデータがございました。それを以前、これを見て私は政策をしているんですが、両親の休暇制度、スピードプレミアム制度、これは第1子出産後に30か月以内に第2子を出産すると、特別な措置があるということでもあります。

そして児童手当の支給、時短勤務制度、子供が8歳になるまで勤務時間を25%短縮する。そして看護休暇制度、子供1人当たり年間120日間の取得で、休暇をもらえるということでもあります。生後が8か月から12歳になるまで休暇がもらえると。そして所得を80%保証するということでもあります。そして学校教育の無償化、全ての子供への就学の公的な保育の保証です。そして家族の多様性を認める。これを読み解くと、時間なんです。休暇時間、家族でいる時間、子供と一緒にいる時間をどうやって確保するかということが、私は徳之島町としてやるべきだということから、プレミアムの施策、そしてまたスポーツ少年団、そういった予防に関して、健康の予防に関してしっかりと予算組みをするということが、少子化対策、徳之島町がやらなければいけない少子化対策というものが、ここにあると私は思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

政策の一環として今までやってきた、そしてこれからやろうとしていることはすごく分かります。非常に難しい少子化対策、少子高齢化対策ですけれども、幅広くやることになりましたけれども、あまりにも難し過ぎて頭が飽和状態ですけれども、もう1つだけ。教育環境の高度化はどういうふうに考えているのか。少子化にならないためには雇用対策、所得向上はどういうふうに考えているか伺います。

○町長（高岡秀規君）

まず離島への、どういった町を目指すかということなんですけれども、当然その雇用の創出というものは人口減少、子供はある程度目標を達して2.40、特殊出生があります。でもなぜ高齢化が進んでいるか。若い人たちが島にいらっしやらないということです。帰ってきてこないということです。ということは、魅力ある雇いをどうやって構築するかということです。雇用のチャンスの拡大と産業の多様化は、持続可能な発展のために不可欠であろうというふうに思っております。

伝統的な産業に加えて、持続可能な観光業、漁業、農業、再生可能エネルギーなど、地域資源や特産品を生かした産業の育成が重要であるということでもありますから、魅力ある雇用を生むということが、高齢化社会への施策の1つとなろうというふうに思っております。その一環として、食をテーマにした商品開発でありますとか、町として観光ツアーのメニューを構築したい。そしてまた世界自然遺産センター観光拠点施設等の活用をしながら雇用を生んでいく。そしてまた新たな環境の支払いを奄振の事業で構築しながら、そういった分野にも雇用を生んでいくということが重要だと思っております、ただ離島で6次産業化であったり、民間の事業が相当な資本力でやれるということが非常に弱いのですから、町がしっかりとやっていくということで、雇用を生んでいこうということでもあります。

○11番（是枝孝太郎君）

それではもう1つ伺います。今まで教育環境でプログラミング、そういった日本で最初に手掛け、そしてICTに連動した形で子供たちのIT環境を育成してきましたけど、Iターンがいいのか、Uターンがいいのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実はなぜプログラミング教育をやっているかということなのですが、恐らく10年後には、そういった職業がほとんどそういったものに網羅されるだろう、それがないと仕事ができない時代が来るだろうと、失われる事業と新たに発生する職業に対して、子供たちが対応できるようにプログラミング教育をやっているわけですが、それはUターンを目的としております。

なぜならば、Iターンだとどうしてもどういった支援があるの、町としてIターンの施策はどうやっているの、どういった補助金があるのという発想ではなくて、徳之島で仕事がしたい、徳之島でしっかりと地域振興における、島が好きだというお子さんたちをいかに呼び込むかということが重要です。ということは、Uターンの施策が一番我々がやらなければいけないと思っております。

それについて、プログラミング教育をやることによって、恐らく都会へ出て、一度は出ます。そして大企業に勤めたとします。そして島でも必ずIT関係の仕事ができますから、島に帰って、ふるさとでしっかりと企業誘致して、仕事をしたいという時代が必ず来るということですから、今の子供たちにそういった分野に活躍してもらいたいということから、実はプログラミング教育、理論的な人間力もつけると同時に、Uターンの施策としてもやっているということでございます。

○11番（是枝孝太郎君）

納得しました。それでは、昨日、木原議員も言っていました第3の居場所、これはこども家庭庁ができたと同時に第3の居場所、その前は本当はフリースクールという形で、国はどうやっていけばいいのかという政策の中でこども家庭庁ができ、第3の居場所が、設立しましたけ

ど、民間もあります。社会福祉協議会、皆さんは知らないですけど、もう令和3年からやっています。そういったことを踏まえて、例えば都会から、昨日木原議員がおっしゃっていた、第3の居場所に行きたいんだと、そういうときはどういうふうな考えでされるのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

まず地域振興の中に、教育というものは必ず入ってきます。離島の住民に対して高度な教育を提供することは、若者の定住促進や人材の育成につながるものと考えております。しかしながら、多様化するお子さんたちの生きる力、人間力をつくるためには、国が進めている第3の居場所というものが必要になってくると。これは私も知りませんでした。随分前から第3の居場所という理論が育まれていたということでございます。

今回、B&Gの事業で第3の居場所ということをお話ししたら、B&Gの方も非常に自治体のほうでやっていただけるということで、初めてのケースだということで、今進めているところであります。サードプレイス、つまり第3の居場所は、教育長のほうからも話がありましたが、第1は家庭で、一番過ごす第2の居場所がオフィスであったり、家庭であります。第3の居場所というのは、地位や役職にとらわれない、会話を楽しみ、心のケアができる場所であります。

つまりは、大人の第3の居場所もあるわけです。それは居酒屋であったり、地域サロンであったり、そういったものを国は実は進めていたわけです。しかしながら、お子さんたちの第3の居場所というものが、少し徳之島町は遅れましたが、不登校であったり、そして家庭、そしてまた学校では味わえない心の居場所を、支えになる場所を提供することが、結果的に定住促進につながり、外からもそういった場所があるということから、自分の子供のために島で過ごしたいという方も出てくる可能性もあるということでもあります。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、もう1つ伺います。小学校から高校まで、地元である程度進学させないと、そこから大学に行ってもらおうとか、専門学校とか就職とかという形ですけれども、地元の高校で確実に能力をつけて、次に行かせるための、徳之島町にもありますし、天城町にもあります。そういった高校に対してのあらゆる支援をどういうふうに考えているのか、考えているだけでもよろしいですけれども、教えてもらいたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

私が就任当初、島根の隠岐町ですか。そこで実は町営中と申しますか、高校に非常に力を入れて、移住者が増えてきているということ、その当時知っておりました。よって、我々もせめて高校までは島で過ごしていただきたいという施策を、どうやって取るのかということから、今、僕の場合はスタートしておりますが、なかなか小学校、中学校は義務教育で町の管轄とい

うことがあるんですが、高校となると県なんです。どうしても校長先生との理念、そしてまた価値観が合わないと、なかなか事業として進められないことが多かったです。

今回、JALとかふるさと納税で、子供たちが一緒になって地域振興に寄与しているという事業をやっています。これこそが重要だと思っております。さらには、学士村塾から高校生に至るまで、学力を島で勉強することによって、いい大学に行ける、いい就職ができるということまでの教育環境を作らないと、なかなか高校を島でという発想にはならないだろうと思っておりますので、ハードルは高いんですが、しっかりと単独でもやるつもりで、奄振の予算にも教育及び文化というものを要項に入れることによって、事業としてやれるような環境を作っていきたいと思えます。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。ここで、インターネットを見ている方にも伝えたいんですけど、町長がよく合計特殊出生率について言いますけども、全国市町村特殊出生率ランキングって、例えば平成19年から平成24年の間でどれぐらいになっているのかっていうランキングがあるんですけど、平成19年から平成24年、5年ごとに出すんですけど、1位が伊仙町2.81、2位が沖縄県久米島2.31、3位が沖縄宮古市2.27、4位が沖縄宜野湾村2.20、5位、我が徳之島町が2.18と。失礼ですけども、隣の天城町は10位だと。いろんな政策を打っても、なかなか出生率が上がらない場合もありますので、どこが課題だったのかということも目に見えてくるはずですよ。

それと平成24年から平成29年、1位沖縄県のキャンチュウと言うんですか、金武町が2.47、1位です。伊仙町2位、2.46、徳之島町3位です、2.40と。天城町がいろいろな、本当に失礼ですけど、いろいろな政策を取っても2.28と7位なんです。そこを考えると、どこが課題なのか、どういうふうにしたら出生率が良くなるのかというのは、それぞれの町村の課題かも分かりませんが、今ある程度の政策を進めている中で、出生率が全国よりも上回っているということは、すごくここには魅力的な成果だと思いますので、今後とも恐れず、いろんな政策を行っていただきたいと思えます。どういうふうに考えますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

平成29年は3位でした。その前は7位ですよ。それで合計特殊出生率は上がっているんじゃないかなと思うんですが、この合計特殊出生率が上がる相関関係、それで因果関係というものを、だから僕が町長になってすぐに調べたということでもあります。そのときにお金ではないという、ただ保育料無料化でありますとか、そういったことをやっているところは、意外と医療費も無料化であったりということも、施策としてやっている市町村は多かったわけです。

しかしながら、なかなか特殊出生率には響かない。そして結果的には、総論として待機児童の解消こそが因果関係、相関関係とは言わないまでも、関係するのではないかという論文があったわけです。あと教育費の負担軽減です。それは義務教育とかです。今、国がやっている保

育料の無料化です。それはある程度の効果があるのではないかなということではあります。それはもう国がやっています。そのデータを基に。

そこで私がやらなければいけないのは、保育児の待機児童のゼロを目指したわけです。そこで民間のところに補助金を出して、言わば定数を増やして、待機児童ゼロを目指したのはそこに理由があります。それは平成29年、その辺りで私はやっています。だけど出産祝金とかお金の施策というのは、支援策というのはやっていないんです。だから、合計特殊出生率が上がる政策については徳之島町はクリアしているというものの考えとした場合、じゃあ何が問題か、高齢化なんです。若い人たちが島に帰ってきて、こうやってIターンでもいいです。子育てを島でするという、若い若年層の比率を上げることなんです。そこには必ず雇用が必要です。そこをしっかりと対策することこそが、今やらなければいけないかなというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

すごく分かりました。これからも恐れず、政策を貫いてやっていただきたいと思います。

次に行きます。人口減少対策の具体的な政策について伺います。

○企画課長（吉田 忍君）

是枝議員の御質問について、お答えいたします。

人口減少対策とは、人口が減少することによって引き起こされる社会、経済的な問題に対処するための施策のことだと認識しております。本町におきましても、人口が減少することによって出生者の減少や高齢化、本土への人口流出、労働力不足や地域経済の低下など、様々な課題があると感じております。

企画課では、全課に協力していただき、策定いたしました第6次徳之島町総合計画がございしますが、この中でも非常に重要な課題として取り上げております。企画課が考えております、全体を踏まえた主な対策としましては、第1次産業を基盤とした6次産業化を強化する取組や新規就農漁業者支援、そしてまた移住・定住企業支援など、町内在住者で新規就業を希望している方や、UIターン希望者が徳之島で働き、稼ぐことのできる環境、就業先の安定的な確率を図ることが重要かと考えております。

また、生産人口につきましても、今後減少していくことが予想されておりますので、先ほど、廣介護福祉課長の答弁もございました各種子育て支援や、また、国のGIGAスクール構想の推進による教育環境の充実、そしてまた子供から高齢者まで、多様な方々が交流できる地域づくりなどを推進することにより、将来を担う子供たちが新たな夢や目標に挑戦できるまちづくりを実現することが重要だと考えており、また、全課において、新たな事業も含めて各種施策を実施しているところでございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

これもすごく難しい局面ですけど、なかなか勉強不足もありますけど、町としていろんな形をやっていますけど、具体的にどういうふうにしてこれから人口減少に歯止めは打てなくても、ある程度、進歩できるような、食い止めるような方策がないか、町長に伺います。

○町長（高岡秀規君）

まず人口減少の歯止めは、やっぱり若い世代が島に住んでいただくということが重要だと思っております。その中で、仕事ということが最優先ですから、例えば観光拠点施設等々で町がしっかりと雇用を生んでいく、そこには、外から地域おこし協力隊であるとか、そういった方たちを受け入れると。そしてまた、さらには環境を、例えば堆肥センターであったり、そして農業の開発等々で人材を確保するためには働き手がありますから、募集をかけて、若い人たちに住んでいただく。

しかしながら、なかなか採算性の取れるというところまでは、実は生易しいことではないわけです。なぜならば、離島ですから。外から道の駅をつくっても、隣、さらには都市部から来るわけではないんです。島内で回さないといけないことから、なかなか大きな資本の投資ができないのが離島の条件不利なことですから、そこをしっかりと町がやることによって歯止めがかけられないかなというふうに考えておまして、町のほうで、美農里館も含めて、まだまだですが、そこから雇用が生まれていくような時代をつくっていきたいということでもあります。

○11番（是枝孝太郎君）

それではもう1つ伺います。これは2項目めにもつながりますけど、外国人労働者の受入れ拡充はどういうふうな考えで行うのか。するのか、しないのか、これからどういうふうな将来像を描いているのか伺います。

○町長（高岡秀規君）

以前、もしかしたら10年ぐらい近くになるのかもしれませんが、北海道の東川町の町長さんと意見交換をする機会がございまして、武蔵野大学の関係で、私と東川町の町長がパネラーとして当時、東京で講演をしたことがございます。そのときに東川町の町長さんがおっしゃったのが、人口減少に歯止めをかけたいと、8,000人を下回りたくないということから、何をやっているか。地域おこし協力隊が30名か40名、C I Rが30名、そしてA L Tも20名と、外から100名ぐらいの呼び込みを今しているということで話を伺ったときに、日本語学校ということに非常に私は興味を持ちました。

なぜならば、ある意味、民間の病院が人手不足であると。研修施設を徳之島に造りたい、学校を造りたいという話がございました。そこで、町としましても協力をしながら、徳之島に日本語学校を造って、介護とかそういった研修を民間の病院で行って、全国にそういった介護の資格を持った外国の方を派遣できないかなということを進めたいんだと思って、日本語学校という発想でございました。

これについては、民間の企業等々と話を煮詰めながら、可能かどうかをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。そしてまた外国人労働者につきましては、介護以外でも、例えばレストランでありますとかホテルでありますとか、そういった夜の仕事について、なかなか人出がいなくて、店を閉めざるを得ない。介護施設にしても、都会では患者さんはいるんだけど、利用者は要るんだけど、閉めざるを得ない。それは、赤字だからではなくて、人材不足ということが、信じられないような現象が起こってしまっているということですから、今後は保育士についても、誰もが通える保育を目指すとなると、保育士不足が一番の原因で、それができない、空きがあればできるけども、全て受け入れられないという不平等が生じるわけです。

そこで、しっかりと不平等が生じないような施策が必要であるし、そこには雇用が生まれまします。そこには町がある程度連携を取らないと、なかなか離島では住んでいただけない、条件がそろわないということがありますので、企業と連携を取りながら、人口減少については取り組んでいきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

2項目めまでいっていただいたんですけど、また2項目めに同じことを聞くかも分かりませんが、御了承いただきたいと思います。

人口減少は、基本的に外国人も来ていただく、そして労働環境改善とか働き方改革とか、教育充実、人材育成とか担い手とかいろいろあるんですけど、それが具体的にできるかできないかっていうのが町の考え方であって、これからどう進めていけばいいのか。そこには人口減少に歯止めをかけるんですけども、1つだけ町長にお願いがあるんですけど、結局、離島は物価高になります。奄振法の中で税制上の優遇というふうな項目もありますけど、何とか消費税の軽減を図る法律を奄振の中に入れていただけないかというのは、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

実は奄振の成長戦略ビジョンの中で、30億という話が、実は伊藤知事の時代にありました。この30億は何をもって30億だったのかというのは、結果的に消費税分だったわけです。10%であれば、島に帰ってきたとき経費がかかります。経費に消費税がかかる。都会で払う消費税と、離島で払う消費税の差があるんじゃないかということで、積算したのが30億だったわけです。それで、成長戦略ビジョンという予算というものが構築されたというふうな流れがございます。

その中で、なかなか30億の予算というものは構築できないんですが、一度私が議員時代に、特区構想、2国制度をしていただけないかと、外国に見られるように1国2制度というものを提案したことがございます。それは、消費税をある程度軽減措置をする、離島にとっては条件不利じゃないと、特異な特別な措置がないと離島には住んでくれませんかよと。だから、1国

2国制度を提案したんですが、当然相手にもされませんでしたけれども。

実際には、離島がそれだけ不利だということを、本当は分かっていたいただきたいし、それを訴えていきたい。それは奄振によって条件不利だけではだめです。奄美に来ることによって特別な措置がないと、なかなか住んでくれないよという話は今しているところですから、その辺については今後もしっかりと訴えながら、実現に向けて頑張ったいといきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは行きます。（2）地域活性化を図るための具体的な対策はないか。一連の流れですけど、よろしくお願いします。

○企画課長（吉田 忍君）

是枝議員の御質問についてお答えいたします。

地域活性化を図るための具体的な施策につきましては、企画課で考えておりますのは、先ほど申し上げました第6次徳之島町総合計画に掲げる2031年度までの6つの基本目標、こちらのほうを含め、先ほどの少子高齢化対策、そして人口減少対策、さらにはコロナ禍が明けて各地域で復活しております地域行事等、そしてまた昨日ありました新たなサーフィン大会の開催、こういったものを活性化することによって、地域が活性するものと考えております。

○11番（是枝孝太郎君）

地域活性化ですけれども、町長が先ほど特区という言葉を使いましたので、その件について、少しだけお願いできる、できないにしても、構想の中の一環として入れていただける。

国立高等専門学校というのが工業系、商船系があります。日本で唯一ないのが農業系の高等専門学校であります。それが特区の中で設立できれば、我が奄美全体は農業の島々ですので、農業構想の一環として国立高等専門学校農業専門学校ということが、できる、できないは置いておいて、その言葉に対してどういうふうな考えを持っているのか伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

実は教育長も一緒に行った大学がございまして、沖縄科学技術大学院大学、これはもう世界でも最先端の研究をしている学校でございます。教育長と行ったんですが、本当のまちづくり、それでレストランに行っても大概が英語です。そしてそこには沖縄の子供たちが見学に来ていたり、そしてまた沖縄のその大学は地域の貢献ということも事業としてやっているということでもあります。これは沖振事業でやっているんですが、そろそろ沖振事業だけに頼らずに、自立するという方向性を出していただきたいというのが今の現状でありますから、ぜひ徳之島でも、今回、来年度は子供たちをそこに見学に行かせながら、環境に優しい環境保全型、ヨーロッパにクレームがつかない農産物の提供、畜産物の提供するためにも、そういった研究が必要ではないかなと思っていますので、この技術院大学を教育長と一緒に行って、何とかここで研究して

くださいという願いはしたいと思います。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。その大学は、ノーベル賞ももらえるような人たちが全世界から集まってあるわけですから、沖縄だけじゃなくて奄振法の中でもいろいろな形を取って、町長が会長職にいるときこそ可能であると思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは2項目めの地域づくりと教育活動、町長に伺います。日本語学校の設立を将来どういうふうにして描くのか、するのかという発想の中で答えていただきたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

北海道の東川町とは違う視点で日本語学校をつくるのが、離島における日本語学校かなと思っています。やはり条件が不利ですから、そばにアルバイト先であるとか、そういったものがなかなか構築できない可能性もあるということが1つ。そこで、どういった人口減少、そしてまたグローバル化を目指すかという、日本語学校については設立したいなと思いは強くあります。

ではどういった視点でいくかという、やはり医療関係の、全国に病院がある徳洲会病院でありますとか、当然、宮上病院でもありますとか、その施設が、言えば働き手がないということから、今外国の方が来ていますから、徳之島にそういった研究施設があって、研修施設があって、それぞれの病院で研修ができますから、新しく病院もできますから、そこで徳洲会の今回50周年の事業がございます。そこへ向けて、徳之島町と徳田理事長が生まれたこの故郷で日本語学校、そういった研修施設ができないかという話はしっかりと構築しながら、要望はしていきたいというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

分かりました。その政策を遂行し、実現するためには、一生懸命医療機関と協力し合っていたいただきたいと思います。そうすることによって、人口減少の歯止めにもなっていくしますので、国庫支出金にも跳ね返ってきますから、いろんな形で地方交付税にも跳ね返ってきますので、実現を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

次に、3項目めに伺います。もう端的にいきます。3項目め、農業振興。農業振興については、徳之島町農林水産課としては手厚い支援を行っていることは、農家の皆さんは感謝している次第であります。世界が混沌としている中、農家の経済的な負担があることから、サトウキビ植付けに対する補助の上乗せはできないか。反当たり5万円の現金を支払わなければいけないという事態が、もうなかなか農家にとっては現金で即払わなければいけない。なかなか農家として経済的に負担が多いと、生活ができないということで、1点目、町はどれぐらいの補助を出しているのかということを知りたい、今後、補助の上乗せができるのか伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

まず現在、本町において行われているサトウキビの植付け作業料金の例を申し上げますと、ビレットプランターで1式、これはプラソイラ、ロータリー2回、採苗代、運搬代、植付け代、種苗代、全て1式でありますけれども、10アール当たり6万1,700円、前傾式プランター、プラソイラ、ロータリー2回、植付け代、種苗代1式で10アール当たり5万5,800円となっております。

本町におきましては。この作業料金については直接的な補助は現在行っておりませんが、今まで3年間、町のほうから町長の配慮によってやっていただいた種苗の事業があるんですけれども、それを基に今後また3年間は新たなステップということで、この夏植えの新植に対して10アール当たり大体7,000円程度の植付け奨励助成金を考えております。これに関しては、植付け確認を糖業振興会が行ってやるという形になっておりますので、植付けされているのを依頼している農家のほうは、これからサトウキビ植付け農家のほうに確認の文書が届くと思いますので、それを御利用いただければ。

これは植付けというわけではなくて、農家の裁量で7,000円を使っていただくという。また春植えに関しては、夏植えは2年間作物はなるわけですが、春植えに関しては、また今後、夏植え並みにはいかないんですけれども、今後考えております。例えば仮に、春植えが例年200ヘクタール程度あるんですけれども、約100ヘクタール分にビレットプランター、前傾式プランターをそれぞれ半額助成した場合、補助金としてビレットプランターで3,080万、前傾式プランターで2,790万の予算が必要となってきます。植付け助成についてはかなりの予算が必要となるため、町、南西糖業、JAと協議しながら進めていかなければならないと考えております。

以前、国の事業において半額助成した経緯はあります。ですから、今後は国の補正事業や増産基金事業が発動された場合には、事業計画として導入していくことを積極的に考えていきたいと思っております。

○11番（是枝孝太郎君）

高城課長、よろしく本当にお願ひします。農家も経済的に楽になりますので。

最後に、世界で一番住みたい徳之島町、我が徳之島町にするためにも、町長の政策を貫いていただきたいと思ひます。

11番是枝の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

皆様、こんにちは。

今回も6項目について、質問いたします。一応、町民の声を聞いて、それがこの質問の中にも含まれています。我々議員は町民の公僕、これからも私は町民目線の政治を目指し、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

8番勇元が、以下の6項目について質問いたします。

1番目の子育て支援、これが今回で36回目。私は10年間、子供医療費の無償化について質問をしてきました。9年前に小学校に入学した子供が、晴れて今年は中学校を卒業しました。町長の答弁も、当初から国保税の上がる政策はやりたくない、そして物を欲しがると人には、いろいろありましたが、最終的には国県がやるべき事業だということで、政策としてできないと言いました。他の全国の市区町村が、九十七、八%の市区町村が政策として子育て支援のために、医療費の助成を行っています。町長は国県が実施するまで、現在の政策を変えようとは思わないのでしょうか。現在の政策がベストだと思っているのでしょうか、お伺いします。

○町長（高岡秀規君）

まず政策がベストかどうかということでございますが、ベストを目指して頑張っているということで御理解いただきたいと思っております。

まずは子供の医療費につきましては、町村会でも、そして国に対してでも、県のほうも無料化については、要望しているところであります。国保に限って話をすれば、恐らく今後、県が事業主体でありますから、保険税を一元化するよう国のほうから指導されているところであります。そしてまた、県が主体となって国保の会計を預かっているわけですが、結果的に国のほうが緩和措置として、激変緩和措置として5年間だったと思うんですが、国のほうで補助金を出しています。600億円ぐらいだったような気もいたします。

それで徳之島町としては、一般会計の繰入れがほとんどなくなりました。しかしながら、今年度で終わりで、来年度、その激変緩和措置は終了するということでもあります。そして来年度までは、担当に聞けば普通調整交付金で多少は阻止されると。しかしながら、今後、国の政策が一元化しなさいということを考えれば、国の補助金はいつかは切れるだろうと。そして今現在、国保については、本来ならば税金を上げざるを得ないということでございます。税金を上げるという負担は、やはりかけてはいけないということで今取り組んでいるところであります。

子供の医療費の無料化につきましては、今後期待するのは、県が要望し、国への要望もしておりますし、我々も県のほうに町村会として要望しております。こども家庭庁ができました。こども家庭庁がそのような要望を受けて、どのような対策を打つかを見守りたいというふうに思いますし、医療費の無料化につきましては、保険料を一元化するのであれば、この間も東京で厚生労働省にはお話ししたんですが、サービスも一元化という指導をしていただきたいと思います。全市町村全て医療費については、同じサービスでやって初めて保険税の一元化ができるのでは

ないかという話は、今しているところでございますので、その点について、今後もそういう政策で取り組んでいきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

先ほど町長が特殊出生率とお話していましたが、徳之島町が、結局その医療費とかそういうのでなくてでも、親御さんとしてはなるべく大きな学校で、自分の子供を勉強させたい。またそういう環境で子供を育てたほうが良いということで、私は徳之島町のほうが出生率が良いと思うんです。一番いい例が、徳之島町内でも旧亀津町、亀津、亀徳、井之川です。そして旧東天城村、考えてみたら役場職員でも若い方は恐らく生活の利便性、そして子供はなるべく大きい学校で、多くの友達と切磋琢磨して勉強させたいというような考えで、亀津の若い職員にしても、若い人たちが集まっています。

北部振興とか言いながら、役場の職員が地元に住まないで、私は北部振興はないと思うんです。そういう観点からも、町長も高校は熊本に行っています。それも結局は、なるべく親御さんとしては自分の子供をいい学校に入れて、どういう将来を考えてやったと思うんです。特殊出生率とか、一番問題になるのが人口の減少率だと思うんです。特殊出生率が良いから人口が増えるとか、そういうことは絶対にはないんです。自然減もあるし、社会減もある。この社会減をいかにして少なくするか、それが問題であって、特殊出生率が良いから人口が減らないということは、絶対にはないと思うんです。だから人口の減少率をどれぐらい減らすために、どのような努力をするかということが、私は一番重要だと思うんです。

この問題、過去9年間町長といろいろやりましたが、恐らく今度も平行線だと思います。子供医療を他の市区町村並みに無料にするように、町長に議員になってから過去9年間、町に対して要望し続けました。この間、小学校に入った子供たちが、今年は中学校を卒業して、高校受験です。議員としてこの問題に対して、私は今回の質問で卒業して、質問をしないようにやりたいと思っています。

これからは子供医療の無償化について、この問題に興味のある方々と一緒に、町民運動として取り組んでいきたいと思っています。私も、町長がいつも言っているように、教育は大事だと思います。しかし、同じように子供の健康も私は大事だと思っています。この問題に関しては、町長と私は過去9年間平行線で過ごしてまいりました。汽車のレールみたいなものだと、私は思います。交わったら脱線する。この問題を解決するためには、私は町民を巻き込んで、その多くの町民が要望するような状態で、また今後やっていきたいと思っています。

この質問は答弁も何も要りません。もう今回で終わりです。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、しばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○8番（勇元勝雄君）

休憩中に町長といろいろ話しまして、「勇元さんは質問をするときの顔が怖い」ということでございますので、もっと優しい顔で質問したいと思います。お互いにいのしし年で猪突猛進。2番目の銅像の設置場所について、お伺いいたします。

秋武元町長の銅像を現在の場所に設置したのは、どのような理由があるのでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

それでは、勇元議員の質問にお答えいたします。

現在の新庁舎の形態を見てみますと、正面玄関左側には、町花である「ユウナ（オオハマボウ）」や町木の「アダン」、そして桜に囲まれた「健康のまち宣言」の碑が建っております。

そして、本庁舎を通過して左側から裏側へ通り抜ける大きな駐車場があり、正面がバリアフリーに囲まれた表玄関があります。

正面右側には、勇元議員も何回か御覧になっていると思いますが、アート壁画を施した、町民が今一番利用している多目的会議室があります。その前面に当たる場所には徳三宝先生の頌徳碑と秋武元町長の大きな銅像を建てた場合、明るいイメージの多目的会議室が暗くなるという予想がされたので、西側の門から見える場所に人物像をセットして建てました。

秋武元町長が大変尊敬していた人は、10級から12級上の龍野定一先生と徳三宝先生であります。秋武町長の銅像の揮毫は龍野先生です。秋武町長が勇退する2年前、49年です。ちょうどこの庁舎を建てた頃、鹿児島県柔道協会からの秋武町長に要望・打診がありまして、徳三宝先生の銅像を建てたいということで秋武町長は了解して、正面のほうに徳三宝先生の頌徳碑を建てました。

徳三宝先生は皆さんも御存じのとおり、講道館柔道の四天王と呼ばれた鹿児島県天城兼久生まれの徳之島町で育った偉人であります。

そして、その隣に今回、新しく徳三宝先生が若い頃に鍛えたという力石をセットして並べてあります。それは昭和41年の頃、徳洲新聞に「徳三宝先生の石を木原直次さんが寄贈」ということで話題になりました。若い頃に徳三宝先生が持ち上げたという56キログラムの石であります。それは何年か前に、バルセロナオリンピックの古賀稔彦選手が徳之島に来島したとき、「徳三宝先生のふるさとを訪ねて」ということで力石を見せて役場職員などに公開したことがあります。

名誉町民である秋武元町長と偉人である徳三宝先生が、町民、また学生などに郷土の教材として、私たちはセットになって参考になればということで西側門に建てた次第であります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

設計の段階でも、現在の場所で設計されていたでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

そうですね、人物像はセットしたほうがよいということで、それを聞いておりました。

○8番（勇元勝雄君）

それを聞いているんじゃないんですよ。施主が決めるべきであって設計が決める話じゃないんですよ。役場がどこに設置するからその場所を確保してくださいと。実際その現場を見ても「健康のまち宣言」の碑の隣に駐車スペースが3台分あります。常識で考えて碑の横に、玄関の横にああして3台分の駐車スペースを置くのは、私は不自然だと思うんですよ。その当初の設計図というのは役場にないでしょうか。

○副町長（幸野善治君）

それは確認したいと思いますが、人物はセットしたほうがよいということで聞いておりました。

また、ピロティ方式の庁舎ですから、左側から通り抜けがないということもおかしいんですよ。左側からは大きな駐車場を取って裏側に抜けるという通路もあっていいということで設計をしてあります。

○8番（勇元勝雄君）

現在の庁舎がピロティ方式じゃないんですよ。当初の計画では、壁がなくて下を駐車場でということで、そういうのがピロティ方式だと。現在あれは全部囲まれて、全部部屋になっていますよね。ピロティ方式じゃないんですよ。だから、あの3台の駐車スペース、あれはどうしても不自然に見えるんです。だから、人物と高岡町長の場合は文化会館を造って、そして「健康のまち宣言」をして立派な業績を残しています。

電話が昨日で49件来ました。集落を回ったり、いつも単車で1回は回っていますけれど、亀津に来て会う人も「何であんなところに設置したのか」と。場所的には、その今現在建っている横の庁舎に全然かからない場所もあるわけですよ。それだけのことをやるべきであって、副町長は「健康のまち宣言」の横に設置してある3台分の駐車スペース、あれは不自然に思わないんですか。玄関の前に駐車スペースを持つということは、私は非常に不自然に思うんですよ。

○副町長（幸野善治君）

いや、全然。全く思いません。ピロティ方式というのは、勇元さんが言うのは全部空洞にして、津波が来た場合に通り抜けできるようにということだと思うんですよ。

それは設計の段階はそうであっても、また設計の変更もあります。そのまま1階をずうっと空洞にした場合は、やはり1階でエレベーターに乗らなくて会合したい人もおりますし、いろ

んな展示物とか公開するものとか、それから会議用のいわゆる各集落の会議とか、今一番使われているのが1階の会議室なんですよ。全く空洞にしたピロティの方式というのも庁舎はいかかなものかと思って、一番使いやすい会議室は津波が来たときには流されても構わないと。そして、その隣にはいわゆる展示室、広場、両方使った場合はやっぱり100名ぐらいが入ります。そういったのも必要じゃないかということで、今一番、利活用の多い形式の庁舎だと私は思っています。

駐車場も何ら、その「健康のまち宣言」の隣に駐車スペース3台が止められるようなのがあっても全然問題はないと思います。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

私が今質問しているのは、銅像の話なんですよ。ただ、副町長の口からピロティ方式という言葉が出たから、それに対して質問しただけであって。銅像のことを今は質問しているわけです。

電話の中では、自分のお父さんの碑は正面に建てて、何で秋武町長の碑はあえて、実際に一般の人が見たら隅っこという感じなんですよ、階段の下で。という話もあるんですよ。秋武町長の今までの功績、どのようなものがあるのか、お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

高岡善吉町長のあれは銅像ではありません。「健康のまち宣言」ということで、宣言の碑があります。秋武町長の銅像と徳三宝先生の銅像というのは、大きなスペースをいただくものですから、その3つをそこに兼ね備えてあるというのはいかかなものか。人物像は、Aコープへ行く人たちがいつでもこう見られるような、拝めるような、秋武町長の銅像だなあと、徳三宝先生の頌徳碑があるなあと。行って見てみようということで、そこに行ったら碑文にはいろんな銘文が書いてありますので、それを見ることによって訪れた方々や、後輩の学生たちの教材になれば一番よいということで向こうにセットしたわけでありまして。

秋武町長はもちろん、私たちが尊敬する初代徳之島町長ですから、功績はたくさんあります。少し私のほうで調べたのを読み上げてみたいと思います。

昭和42年から昭和53年まで始まった亀津臨海埋立工事事業、約30町歩ありますが、亀津と亀徳を一体化させ、奄美市に次ぐ大きな市街地を形成させたことが、第1番の功績ではなかろうかと思っています。

当初、埋立地が売れるか、一般の町民、役場の職員も大変心配していたそうです。しかし、宮上病院が建ち、町役場が建ち、鹿児島県合同庁舎が建つということで、次々に購入者が増え、役場は数億円の余剰金を生み出し、そのお金が町民の福祉や教育に役立ったことは万人が知るところであります。

次に、旧亀徳港の拡張整備事業では、昭和30年代の初めから始まった亀徳港湾埋立造成工事は、5,000トンから6,000トン級の船が接岸できるようになり、はしけだった棧橋が徳之島では一番今、利用頻度の高い港を造ったことであります。

ほかに功績を挙げると、大原と旭ヶ丘に国のパイロット事業を導入し、開拓団地を造成、農業の振興に貢献しました。また、職業安定所も誘致し、国の失業対策事業として農道や河川の整備に貢献、そして環境整備事業として、不慮の事故や身寄りのない人が亡くなった場合、人里離れた海岸の崖下でだびに付すという。ああいった状況に秋武町長は大変胸を痛めて、火葬場を建設したのも秋武町長であります。

ほかに町中央公民館や各自治公民館、そして初代、最初の老人ホーム徳寿園なども開設するなど多くの政治実績を残しましたが、間もなく発行される徳之島町通史編でその功績をたたえたいと思います。掲載される予定であります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

それだけの功績がある人ですよ。銅像も結局、一般町民の寄附によって建てられたわけですよ。前、副町長と総務課長に「なぜ、ああいう場所に建てたか」ということで話を持っていったとき、副町長は「移転する余地はある」と。駄目だということは言っていないわけですよ。この間、町長に話したときも「時間を下さい」ということでありました。

実際、現在の徳之島町があるのは、私は秋武町長のおかげだと思います。この埋立てがなかったら、現在の徳之島町、恐らく8,000人台の人口だと私は思います。伊仙、天城、あちこちから人が入ってきています。そして、その子供たちが亀津で生まれ育って、またその子供たちも亀津のほうに帰ってきます。そういう点を踏まえると、秋武町長の銅像は、現在、駐車スペースになっている場所に私は設置するべきだと思います。

そして、この16メートル道路です。これも秋武町長の大きな功績だと思うんですよ。普通、県道を昇格する場合は、町で舗装して橋を造って完成してから県が引き取る。そういうシステムになっていましたけれど、秋武町長の政治力で県が全部やってくれました。恐らく何十億円の事業だと私は思います。

まずは第一に、ああいうものを設置する場合は、施主である役場と設計が打合せをして、どこにするかというのは設計段階で決まっているはずなんです。副町長は現在の「健康のまち宣言」の碑の隣、駐車スペース、不自然だとは思わないと言うんですけど、一般の人が見たら非常に不自然だと私は思うんですよ。銅像の移動は考えていないでしょうか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

今、勇元議員のほうからもありましたが、以前には是枝議員や池山議員等々からもお話がござ

いました。少し時間を頂きたいという話を今しているところでございまして、今後その理由も必要ですし、あとやっぱり予算がかかります。それで、相当重いということで移動も大変だというふうに聞いておりますので、議会と相談しながら、どうするかを決めていきたいと思っておりますので、時間を頂きたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

よい方向に向かうようによろしく申し上げます。またちょっと顔がこわばってきました。今の町長の話聞いて、またうれしくなりました。

3番目の入札について。

これもいろいろ電話をもらうんですね。いろいろ役場で質問している関係か、あちこちから電話が来て、それが電話が真実かどうかは分かりません。だけれど、そういううわさがあるということは一応、役場のほうにも伝えなければいけないと、そういう思いで質問をしています。

水道課が大原に建設している浄水場の指名入札、課長は前回の答弁で「指名の組み方は公平である」という答弁でしたが、現在もそのような考えでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

そのような考えです。

○8番（勇元勝雄君）

非常に簡潔明瞭ですね。そのときの業者の指名回数、一番多い人が10回、少ない人が1回、それで指名に入っていない業者が2者、中には1回だけ指名に入って仕事を取っている業者もいます。しかし、指名というのは業者にとっては命なんですよ。今後の仕事に対してのいろいろ打合せもある、そういう場なんですよ。これが立派な指名の組み方だという課長の感覚は、私には全然分かりません。

14工区あるのに片や10工区、片や1工区、そういう指名の仕方がおかしいんですよ。おかしいと思わない感覚が、私は公務員として失格だと思うんです。指名は平等にあるべきであって、下手をしたら官製談合ということも考えられるんですよ。競売入札妨害、ある程度どうして平等に指名ができないか、課長に伺います。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課といたしましては、過去の実績、指名願いが出た工事の種類、その点を総合的に勘案し、指名を組んでおります。

○8番（勇元勝雄君）

副町長、指名委員長。答弁は前の答弁と一緒に思うんですけど、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

はい。そのとおりであります。

○8番（勇元勝雄君）

町長はどう考えますか、このような指名の在り方。

○町長（高岡秀規君）

本来、私が口出すことではありませんが、答弁どおりだというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

このような指名の仕方をしたら、業者は指名に入るために一生懸命、仕事を頑張ってきてきれいな仕事をしてやっているわけですよ。今、課長が言いましたけれど、浄水場は建設業法ではどういう許可が要るのでしょうか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道の免許だと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

水道の免許じゃなくて建設業法にあるわけでしょう、何々といろいろ。どういう種類ですか。

○水道課長（保久幸仁君）

この件につきましては、後ほど勇元議員のほうにお調べして報告したいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

こういうことを分かって指名をするのが本当であって、水道施設という項目があるのですよ。建設業法なんか見たことはないですか。500万円以下の工事だったら、土木業者だったら誰でもできる、500万円以上の工事は許可が要る。ここまで言いたくなかったんですよ。この指名の在り方じゃあ。役場全体がこれで立派な指名を組んでいる、そういう感覚で仕事の出し方は全部ばらばらじゃないですか。建設業法なんて関係ない。

浄水場のポンプ、今度入札していますよね。あれも島の業者にさせたらいいんですよ、その建設業法が関係なかったら。下水道ではポンプ、島の業者が全部やっています。もっと建設業法も見て指名の在り方をやらないと。こんなでたらめな指名の組み方をして、これはいいと言う。その感覚、これが一番おかしい。感覚が麻痺している。これからも指名に関してはいろいろまた質問を出したいと思います。

2番目、これはもう自分で言いましたので、要りませんけれど。

3番目、薬品の単価、その後見直しは行ったのか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在、見直しは行っておりません。事業者へは8月に、単価を安くできないか相談には伺っておりますが、現在のところ見直しの段階までは至っておりません。引き続き、交渉を行ってまいりたいと考えています。

○8番（勇元勝雄君）

契約書はあるんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

契約書のほうはありません。

○8番（勇元勝雄君）

契約書がなかったら、今でもできるんじゃないですか。再度、見積りを取って、ほかの町と同じような単価で入れてもらうようなことはできるんじゃないですか。契約書があったら契約解除、それは難しいと思うんですけど、契約書がなかったら私は今でもできると思うんですよ。前の答弁で課長は、2町の伊仙、天城の単価をある程度出していますよね。それに併せた金額で納入できる業者を選定できるんじゃないですか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

薬剤の納品については、地元事業者優先ということで町内3者から見積書を聴取し、その結果、一番安価であるということの判断で納品をしていただいております。

○8番（勇元勝雄君）

その答弁が分からないんですよ。400円安くほかの2町は出していますからという提案をしているわけですよね。その見積りを取った時点で条件に合わなかったら、その業者から取るという自体がおかしいと思うんですよ。

もし、課長が自分の家を造るのに大体の設計額は幾らと決まっていますよね。それを3者から見積りを取って、その設計より高かったら、もうちょっと安くしてくれとか、そういう相談をするんじゃないですか。役場の金というのは町民の金なんですよ。特に水道課、赤字垂れ流し、そういうことを考えてやるべきであって、見積りを取って安かったから400円高い業者から取っている、ちょっとおかしいと思うんですよ。

町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

契約は法的に違反になるかならないかということを実は今、課長のほうに話しております。一度、契約書がないから法的に問題があるのかないのか。仮に毎年、見積りを取った段階で、1年間はその業者から取るということが口頭でも約束された場合は契約になってしまうということがございますので、今、水道課長にお話ししているのは法的に問題があるのかないのかです。再度、見積りを取るのか、僕のほうでも調べましたから。ある程度その単価が合うのか合わないのか等々、再度、交渉できるのかどうか、法的に問題あるかないかを今、調査をしているところでございます。

○8番（勇元勝雄君）

役場には顧問弁護士もいるわけですから、早急に対処してもらいたいと思います。

(4) 大原の水源、今年は干ばつで、ほとんど各河川を見ても水が少ないんですよ。大原の水源、雨が降る前に8月の初め頃かな、見に行ったら、これで1日1,000トンの水が取れるかという思いでした。大原の8月時点の水量はどれくらいあったんでしょうか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

8月の段階で水量調査は行っておりません。しかし、現在の浄水場に必要な水量といたしましては、1日当たり123立方メートルとなっております。1時間当たり5立方メートルでありますので、現在の大原浄水場の稼働については問題ないと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

今度、造る亀津のほうが1,000トンですよ。水源は一緒ですか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

現在の大原の水源と場所については、ほとんど同じになっております。ですが、勇元議員の指摘のように、現在の水源につきましては、現在の南部浄水場の施設における必要量についての水源の量となっておりますので、今回、新しい浄水場につきましては、一日の浄水の処理量が1,000立方メートルとなっておりますので、御指摘のとおり、現在の水源の量では足りない状況ですので、そちらのほうの規模を大きくして、下にありますポンプのほうも容量を上げて送る計画をしております。

○8番（勇元勝雄君）

どうしても分からないね。1,000トンの浄水場を造るんだったら、1,000トン以上の水量がなかったらいけないわけですよ。1,000トンの水量を取るときには浄水場というのは時間的に短時間でぱっと動くわけですよ。そのときに水があるかないか。ダムだったらいいんですよ。今の水源に砂防ダムでも造って二、三千トンでもためられるような状態だったら、それは足りると思いますよ。現在のような表流水をポンプでただくみ上げるだけじゃあ、時間的に一日1,500トンも2,000トンもあるといっても、時間的にその浄水場にこのポンプで上げる水があるかないかという問題ですよ。

普通、浄水場を造る場合、一番問題になるのが水量。普通だったら、もっと水源を下げた水量のあるところに浄水場を造るべきであって、恐らく現在今造っている浄水場、私は水が足りないから浄水場が動かない、そのような状態にならないことを祈っています。

10億円近くの金をかけるわけですから、それだけのことをしなければ、その金が無駄になるわけですよ。浄水場は造れますよ、どこでも。その水があるかないかというだけの問題です。恐らく私は足りないと思います。足りたら幸い。

それと前支所長が答弁しておりました、指名に入れなかった業者の時点の手持ち工事量。

○花徳支所長（尚 康典君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

手持ち工事につきましては、個人情報となりますので、議会での答弁は控えさせていただきます。

○8番（勇元勝雄君）

どれぐらいの、仕事ができないぐらいの量があったんですか。

○花徳支所長（尚 康典君）

それにつきましても、やっぱり個人情報となりますので、ここでの答弁は控えさせていただきますと思います。

○8番（勇元勝雄君）

副町長、手持ち工事があったという答弁でしたけれど、どれぐらいありましたか。ほかの仕事ができないぐらいの工事量ですか。

○副町長（幸野善治君）

公共的な工事は皆さんのお手元に示したとおりです。民間の工事が多かったということを知っています。業者で民間の工事が多いということは、やはり信用があるということです。それを聞いておりました。そういうことです。

○8番（勇元勝雄君）

だから、指名のある業者は指名を入れたから仕事を取ることじゃない。指名ぐらいは入れるべきじゃないかという話なんです。副町長が指名に入る条件をいろいろ言っていますが、私から見た場合、何でこの業者がこれぐらいの工事の指名に入るかという業者もいるんですよ。従業員もいない、ほとんど仕事もしていないという業者もいるんですよ。どうですか、指名委員長。

今後そういう点も踏まえ、町民に疑惑を持たれないような指名の在り方をしなければ、いつまでも町のやることはおかしい、そういううわさが出るんですよ。いろいろうわさが出る。公務員たるもの、疑惑を持たれるのは一番つらいことだと私は思います。そういう点も踏まえ、今後、各課、指名に関しては、町民の皆さんに疑惑を持たれないように指名を組んでもらいたい。

いろいろうわさもありません。役場OB3人、そういううわさも、しょっちゅう耳に入ってきます。今後、そういう人たちとは縁を断ち切ってもらいたい。

6番目と7番目は、飛ばします。

8番目、役場の物品納入に対してメーカー指定はしていないんでしょうか、お伺いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

物品に関しましては、メーカー指定をしているものとしていないものがございます。過去に机と椅子をメーカー指定している1件がありました。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

ほかの課はないですか。

○地域営業課長（清瀬博之君）

勇元議員の質問にお答えします。

地域営業課みのり館につきましては、メーカー指定しているものとないものがありますが、加工に入る物品につきましては、やはりメーカー指定をして、その商品を購入する形を取っているところであります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

農林水産課については、既存施設設備等の状況によって必要な場合は、機種選定委員会に諮って同等機種の比較評価を行い、実施している場合もあります。

現在のところ、そのような場合においては、当該業者が見当たらない場合は一般競争入札を執り行うような方法も取っております。それ以外については、仕様書に基づき、同等以上のものであればよいとしておりますし、疑義があれば事前に問合せや審査を行うようにしております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

役場の仕事は、基本的にメーカー指定はできないと思うんですよ。入札をして落札をして、その落札業者がこのメーカーを使っていいですかという承認をもらって、初めて役場に納入できるわけですよ。そういう点を踏まえ、今後はメーカー指定を絶対にやらないように各課長、よろしくをお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

勇元議員。

○8番（勇元勝雄君）

4番目の金見のソテツトンネルについてお伺いいたします。

金見のソテツトンネル、全部個人所有ですけど、今後町としてはどのように整備していく計画があるのかお伺いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

ソテツトンネルにつきましては不必要な開発等を行わず、ソテツの原生林や風景を子や孫にそのまま残したいと金見集落の方々の思いがあり、町としてもその意向を踏まえ、そのために必要な維持管理作業など金見集落の皆さんの協力が必要になりますので、その周辺に関わる方々と話し合いを持った上で、今後維持管理にかかる費用や管理方法などについて協議していきたいと思っております。

また、大型観光バスの対応として、集落内へは入ることができないので、県道沿いに駐車できるようなスペースがあれば調査し、地元地権者や県、関係機関と協議し、駐車場整備を検討していかなければならないと思っています。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

一番いいのは、町が買い上げるか、借り上げるか。実際国立公園の第3種指定されてはいますけど、恐らく高さ制限があるだけで開発はできると思うんですよね。

それで、大体今ソテツトンネルの一带の面積が9町歩から10町歩です。それ相応の補償費を払って管理するか、また買い上げるか。下手をしたら内地辺りの業者が来て買い上げるということも考えられるんですよね。集落民の中には、別に売ってもいいという人もいると思うんですよ。全員が現状のままで残さなければいけないという人だけじゃないと思うんですよね。

内地業者の開発を防ぐためにも、町が年間1反当たり幾らで借りるとか。今現在は畑が反当たり1万ぐらいの単価を出していますよね。そういうことをしなければ、現在の金見のソテツトンネル、実際自然の残っている公園としては徳之島町にはもうあそこしかないんですよね。アダンにしても人工的な、海水浴場としては自然ですけど、そういう施策をやっていかなければ内地業者が来て買い上げして虫食い状態になった場合、ソテツトンネルとしての効果がないと思うんです。

実際、あそこの道を何回か歩いたんですけど、現在のトンネルよりもきれいなトンネルがあるところもあるんですよね。そして、海岸に出る道もある。そういう状態にいつまでも残さなければいけないと思うので、町のほうでも全体的な計画を考えて、補助事業もあると思うんですよ。そういうのを調べてやらなければ、自然遺産になって都会から海岸辺りの途中を今買っている業者がいっぱいいますから、その前に大事なソテツ、それを残すような手だてをするべ

きだと思えます。それに対して、どのような補助事業があるのか、分かっている範囲で教えてもらいたいと思えます。

○企画課長（吉田 忍君）

活用できる補助事業につきましては、複数あるかとは思われます。ただ、勇元議員がおっしゃった用地の取得などについては対象外になってくる部分も結構あるとは思いますが、活用できるものにつきましては現在観光地整備などで活用しております奄振事業、そしてまた鹿児島県が実施しております地域振興創生交付金なども活用できるかとは思われます。

○8番（勇元勝雄君）

やっぱりあれだけの面積ですから大規模に、用地取得が補助事業でできない場合はふるさと納税の金も6億近くありますよね。普通神嶺地区の畑総のところでも畑は反30万から40万。もし10町歩でも3,000万ぐらいですよ、30万で買えた場合は。恐らくはそれよりは下がると思うんですけど。そういう大きな何十年先の話をしなければ、今観光課がやっているシャワー施設を作るとか、ああいうのじゃあれだけの公園の整備はできないと思うんです。そういう点も踏まえ、町長はどう考えているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前、国のほうでトレイルという発想がありまして、金見地区にもトレイル等々が指定されていると思うんですが、私は最初はトレイルイコール道を整備するというふうに勘違いしていて、県の考えはトレイルを指定するんですが開発ではないと、そのまま残すことに価値があるんだという価値観ですね。

だから、今課長のほうからもお話がありましたが、ソテツを残すということに非常に地元の方が望んでいるということでもありますので、金見集落の皆さんが何を望んでいるかということ把握をしながら観光の振興に努めていきたいと。

そして、また整備が必要な部分については集落の皆さんの理解を得ながら整備しなければいけないというふうに思っておりますし、金見集落全体を観光化できないかということは今取り組もうとしているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

私が言っている開発も、そのソテツを残すために結局道路を整備、今草が生えていますよね、そういう草を刈ったりそれぐらいの開発であって、一遍前に質問したとき金見の人に怒られたんですよ、開発してもらったら困る。

私の説明不足で、金見の人は開発イコールあそこをちょっと触ってという考えでしたけど、それも金見の何名かの方に説明してこういう考えだからということで同意はもらったんですけど。

実際ソテツトンネルがあって、民間の駐車場があって、今の現状では金見の集落に対しては

何のメリットもないわけですよ。ただバスで来てトンネル通って行って帰ってという状態ですから。せっかく今灯台の先のほうにも行く道ができましたよね。そういった金見集落の下はものすごくきれいな浜です。

ある程度集落の中でもそういう観光客が来て、周遊して何かメリットがあるような。実際金見の人は話し好きで毎週年寄りが集まっていろいろやっているんですよ。そういう場に観光客も行っても、結局観光客としては島はこういうことをして老人が遊んでいるとか、老人がいろいろ話し合っとかかそういうことができると思うんです。

とにかくこれからの観光は、私は体験型だと思うんですよ。ジャガイモの時期はジャガイモを掘ってもらってある程度の量を持ち帰ってもらう、そして食べてもらう。そして、夜光貝のアクセサリ、一遍ホテルの人にも話したことがあるんですけど、こういうのホテルのほうでもできないかという話をしたんですよ。そして、ホテルのほうでアンバミシュとか油そうめんとか作る方がいるものですよ。そういう方を使って、夜はそういう体験ができるというようなことをしなければ、ただ観光地を回ってただ帰るだけでは、これからの観光は絶対だめだと思うんです。

景色は、どこ見ても一緒です。沖縄行っても、ただ海がきれい、珊瑚礁がある。そういう点を踏まえて、これからは体験型の観光を考えていかなければ地元に金が落ちないんですよ。そういう点も踏まえて、金見のソテツトンネル、ある程度大きな事業を持ってきて、道の草を刈るぐらいで私はいいと思うんですよ。県道からずっと灯台のそこまで大体9町歩から10町歩ですよ。そうしなければ、都会のブローカーはああいうとこ欲しいんですよ。だから、そういう点も踏まえ、そのブローカーの人たちが来る前にそういう話を金見の人たちとして、観光地として開発してもらいたいと思います。これは要望ですから、答弁はいりません。

5番目の道路整備について。

亀徳の内スーパー前、海王寺前の道路整備は徳洲会病院が完成するまでには整備すべきだと思いますが、どのような計画でしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

亀徳井之川線につきましては、ヘリポート及び徳洲会病院や亀徳港へのアクセス道路であります。今まで4回も答弁しましたが、現在土木事業予算が限られておりますので、国の動向を見極めながら、また補正予算等を見極めながら、まずは海王寺付近の狭小道路の改良を徳洲会病院の完成前には完了できるよう、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

内スーパー前と海王寺前の道路整備、この間木原議員から亀徳の議員が地主折衝なんかをやらなければいけないんじゃないかということでは言われてまして、地主は今内スーパー前が1人、

海王寺前が3人ですけど、1人は都会にいるもんですから。家が建っている2か所は、町がもし拡張の計画があったら協力はするという話ですから、それは協力はするんだけど、その条件によってもまた話が違うと思うんですよ。それは、役場のほうと話してくれということをお願いしてあります。

地主の折衝は、あと1か所は地主が都会にいるもんですからちょっとまた電話でもして聞いてみたいと思いますので、あそこだけはもうとにかく徳洲会が完成するまでは整備を終わらせてもらいたいと思いますけど、町長はどう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

以前よりそのお話は伺っておりまして、特に海王寺付近のところでは事故が多発していた時期がありまして、そういった要望が地元の議員さんのほうからありました。

そこで、一度お話をすることでしたんですが、全体を買うとか、そしてまた建替えの用地までとかいろんな条件が非常にハードルが高くてなかなか実行には至っておりません。今後、またさらにあその部分については事故が起きないように施策が必要だというふうには思っております。

また、内スーパーの前につきましても、いずれはあその整備が必要だねという話は話しているところであります。

それよりも前に、徳洲会病院ができる前にとというのは非常に厳しいことは御理解頂きたいと。よって、その上のほう、今亀徳からずっと上に上がっていくところからその下に下りる道路をしっかりと整備することによって、急患搬送ないし救急車が天城でありますとか亀津付近から利便性がいいような道路整備ができないかなということは検討しなければいけないかなというふうに考えております。

いずれにしても、しっかりと対応はしていきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

町長が言うように、県道を上がって上から下りる、時間的にも大分かかりますよね。建設課の計画ではまだ計画に載っていないわけですから時間がかかるのは分かりますけど、それもあ程度の変更は、今までも道路関係、過疎計画なんか大分変わっていますから、その点も踏まえて早急にやってもらいたい。

それと、もう1か所、内スーパーの前も子供たちの通学時刻になったらもうカーブがきつくて、ほとんど今役場のほうでも歩道みたいにグリーンペンキを塗っていますが、そこは全部車が走るんですよ。そういう危険性もあります。

そうやって、今亀徳の小学校の通学道路になっている信散髪横の道路なんですけど、途中に電柱が建っているんですね。ものすごくカーブがきつくて、交通指導員がそこで10日とゼロのつく日は立っているんですけど、非常に危険だと思うんですよ。子供たちで登下校の場合は。

それで、あそこの改良も何年か前からお願いしていますが、そこはただ地主の折衝だけしたら恐らくそんなに金はかからないと思うんですけど、建設課長はどのように考えているでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

亀徳3号線の起点側については、道路幅が狭く、通学路としては非常に危険だと思います。現在、電柱移転が難しく、また用地買収等もあることから、今後検討していきたいと思っています。

○8番（勇元勝雄君）

地主の折衝は、こっちの集落のほうでもいろいろやってみたいと思います。また地主の承諾を得たら、早急になるべく早くやってもらえるようお願いいたします。

6番目の町政について。

町長は、町長と町村会長として年間どれくらいの日数を出張に行っているのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

町長としての出張日数は年間64日間、また町村会長としての出張日数は80日間となっております。

○8番（勇元勝雄君）

一般の人が言うんですね、「町長あれだけ出張行って役場の仕事ができるか」と。そういうこともある。町村会長をしている間はもうしょうがないと思いますけど、町村会長の任期はいつまででしょうか。

○町長（高岡秀規君）

任期につきましては、来年の2月になると思います。

○8番（勇元勝雄君）

その後は町政に邁進して、また町民との接触、町長と語る会とかそういうのもいっぱいやってもらいたいと思います。

前も、総務課長ですかね、言ったことあるんですけど、町有地を業者に全部貸していましたよね。普通、町有地を貸したら金を取るんじゃないですか。業者には、その分は全部経費のほうで見ているわけですから、土地の借上げとかですね。

そして、役場の元の消防車庫、あそこも現場事務所として使っていましたよね。前、亀津中学校の校舎建替えのときも、中学校の校舎を業者に貸していました。これは、これから金を徴収するんですか。それとも無償で貸し付けるんですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

新庁舎建設に伴いまして、亀津のグリーンベルト2か所、それと庁舎敷地内の一部旧消防車庫を駐車場、資材置き場そして現場事務所として使用を許可しております。使用料の徴収につきましては、現在一部箇所撤去作業が進んでいないところもございますので、全て終了後請求いたします。もう計算は既にできております。

○8番（勇元勝雄君）

だから、そういうのはもっと早急にやらなければ、別に予算を取っていいわけですから。予算書に載っていないからこういう質問が出るわけですよ。

この間、これも2か月くらい前ですかね、総務課長に備蓄倉庫があるんだけど備蓄されている品物が見えないみたいだけどういうことですかということ聞いたことがあると思うんですよ。どこかにその備蓄品は置いてあるという話ですけど、現在どのような品物が備蓄品としてあるのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

庁舎4階にございます備蓄倉庫でございますが、以前勇元議員のほうから御質問を受けまして、備蓄品を別の場所に保管しておりましたので、その後すぐ備蓄倉庫のほうに移動しております。

内容は、避難者用の簡易ベッドが12台、テント6張、マット16枚、ブルーシート6枚、除菌シート、固形石鹼、ハンドソープ、非常食、トイレットペーパーなどです。そのほか、災害時に必要とされる物品といたしまして、救急箱であったりポリタンク、雨靴、カップ、そのようなものを備蓄倉庫のほうに保管しております。

○8番（勇元勝雄君）

この間も無断で開けてみたんですけど、普通の倉庫じゃないかと思ったんですよ。やっぱり、備蓄倉庫は備蓄品を置いておかなければ、いざとなった場合非常に混雑すると思うんですよ。消耗品をそこに置いてあったり、防災無線の、大丈夫ですか、そういうの置いてあったり。

やっぱり、備蓄倉庫なら備蓄倉庫らしい品物を置いておかなければいけないと思います。今後そういうふうな状態に持って行ってもらいたいと思います。

最後になりましたけど、私が水道課長時代に給水停止を行いました。前の勝町長の時代に町長に水道課にやってくれというお願いをしました。水道課難儀するのに、何であんなところ行きたいのと言ったら、まず役場最後の仕事をやりたいということで給水停止をしなければ正直者がばかを見る。現在の状態ではそういう状態だから、水道課にやってくださいというお願いをしました。

そうして町長が代わって、高岡町長時代に給水停止をやりましたけど、私の課長時代は金を払わない人のほうが使用量が多いんですよ。水道量払わなくていいからというあれで。そう

いう状態を解消するために給水停止をやりましたが、現在過去10年間水道課はどれくらいの給水停止を行ったでしょうか、お伺いいたします。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

給水停止件数につきましては、26年度、27年度ゼロ件、28年度5件、29年度3件、30年度ゼロ件、令和元年度12件、令和2年度ゼロ件、令和3年度5件、去年令和4年度、私が課長ですが、ゼロ件となっております。

○8番（勇元勝雄君）

なぜこういう質問をするかというのと、毎年300万以上の不納欠損を出していますよね。実際、この現状を見たら、払う人がばかを見るわけですよ。300万、水道料金として1億七、八千万の収入はありますが、毎年300万以上の不納欠損が出るというのは私は職員の怠慢だと思うんですよ。

水道を止めたら、水道料を払わなかったら止められる、そういう感覚を町民の皆さんに持ってもらうなければ、まともに払っている人は実際この300万以上の不納欠損を見ておかしいと思うんですよ。なぜ給水停止ができないのか、お伺いします。

○水道課長（保久幸仁君）

勇元議員の御指摘は最もだと思います。私が去年水道課の課長と赴任になり、確かに車椅子で水道料金を払いに来る方もいらっしゃいます。不納欠損、確かに御指摘のとおり、多額に上っております。去年私が水道課に来たときは、水道全般の業務ということで漏水工事等しょっちゅう現場に行っているわけではないんですけど、どうしてもそのような工事のほうに考えが行ってしまい、水道料については滞納が多いことは分かっていたんですが、給水停止の作業まで行くことがなかなかできなかったのが現状です。

確かに、御指摘のとおり、水道課では課長1人が仕事をするわけではありません。やはり、職員に対しても課長として目を配り、業務について指導すべきだったと今は考えております。

毎年不納欠損という多額の額を落としているわけですが、これも町民に対して誠に申し訳なく思っております。今後、水道料金を払っている方に不平等が生じないように給水停止を行い、水道料金を負担している町民に対して平等になるように今後は考えていきたいと思っております。

○8番（勇元勝雄君）

実際、給水停止というのは非常に厳しいんですよ。私がやったときも、自分の友達の家でも止めなければいけない、そういう状態があったんですよ。毎晩電話が来るし、そのおかげで女房にいつも怒られました、何でそんな仕事をするのって。それが、公務員としての宿命ですよ。与えられた仕事をやらなければいけない。

実際、役場職員は一生懸命頑張っています、課長しかり。しかし、町民から苦情がないような仕事をして初めて役場職員は真面目に仕事をしているという評価を受けるわけですね。そういう点を踏まえ、公務員は公僕です。自分の与えられた仕事だと思って一生懸命、我々議員も一緒になって一生懸命やりたいと。町民から苦情が来ないような、苦情が来てもこうですよと説明できるような役場にしてもらいたい。町長、よろしくお願いします。答弁はいりません。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

次に、広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

お疲れさまです。

今議会で最終になるとは思わなかったんだけど、質問が最終になりましたので、もうしばらくお付き合いのほどをお願いしたいと思います。

昨日の木原議員の質問の中で2つほどびっくりしたのがありましたけども、私ども小さい頃は花徳の浜が日本で一番広い浜だと思っておりました。ここで野球もやっていました。学校へ行くのに千葉県に行ったら、九十九里を見てびっくりしました。日本にこんなに広い浜があるんだなと。

そして、サーフィンのほうもずっと何年か前から愛好者がおられて、もう花徳の浜で波があれば仕事どころじゃないと、愛好者はね。仕事を抜けて早く浜に入りたいなという人たちも何人かおられて見ていました。

サーフィンといえば、芸能界がほとんど種子島の海に行きます。南種子のほうです。向こうの浜を見たら、やっぱりすごい。花徳の浜と変わらぬ砂だけで、徳之島はほかの浜はどうしても珊瑚のほうがあって、砂だけの浜というのはなかなかないんですけども、やっぱり南種子の浜もすごいいい浜で、ほとんど芸能人は南種子に行ってサーフィンをするというふうな傾向があるんだけど、そこよりも勝って花徳の浜でサーフィンができるといいことだなと。恐らく種ヶ島のあの浜は見せなかったんじゃないかなと思ひもしますんですけど。これで、ますます花徳を少しまた一つの自慢話ができるんじゃないかなと思います。

もう一つは、やっぱり子供の第三の居場所ですか。この話も非常に前々からずっと気になっておった話で、もう大分前になるんですけども、中学校を卒業した子らが10人ぐらいずっと高校を落ちてしまって、ずっとグループ組んで遊んで歩きよったと、当時の秋武町長とお話ししまして、これ何とかいい方法をしないとこれ問題を起こすよと言っているときにやっぱり問題を起こして、副町長1人とか俺1人とかいろんな人たちが1人ずつ保護観察に当たった節があります。

今、歳行った人たちはサロンという、町長も答弁されていましたが、そういう集まり場所

があります。しかし、やっぱりその若い人たちの集まり場所がないもんだから、子供たちもそうですけども、さらに卒業して今非常に日本全体が高校にも上がらない、仕事もしないという人たちが徐々に増えてきているというふうな傾向があるらしい。それを新聞でこの間見て、これはもう大変な時代になっているなど。その以前から我々が高校を卒業したあの時分は、一生懸命働いて、そして家を造ってとか親に楽をさせたいとかいろいろそういうふうな気持ちがほとんど持っていました。

しかし、今の若い人たちは低意欲というのかな、その日飯を食えたらいいやという感じでアルバイトばかりして、アルバイトばかりというのは失礼な話だけど、そういうふうにあんまりその生活意欲というのかな、大分減ってきているというふうな社会じゃないかなと。

その中で、我々がどういうふうにしてその若い人たちを指導していくかということが非常に我々年重ねたらしていかなるを得ない仕事が出てきているというふうに思っております。

12番広田が出してある項目の、随時説明してお尋ねしていきたいと思っておりますけども、まず1項目めの所信表明についてですけれども、5期目の町長の就任期間がこの7月25日からだったので、恐らく初議会の今回は新たな思いと意欲の表明があるだろうと思ってずっと質問書を出さずに待っておったんですけど、結局なかった。これについて、どうしたかなと、何でかなというふうに思いがあります。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

所信表明は、私は平成19年に町長になったときにしたきりでございます。そして、私は選挙が、人が変わるときに所信表明するのかなということで認識していました。ほかの市町村に聞きますと、やる場合とやらない場合がありますと思いますが、今回の質問については所信表明はしておりません。

しかしながら、施政方針という形でしっかりと町政の内容については説明をしているところであります。

○12番（広田 勉君）

その次の、2期連続の無投票当選であったが、全町民の支持があつての無投票当選と思っておられるかどうか。

○町長（高岡秀規君）

いつも私は口癖のように言っているのですが、半分は私を支持はしていないだろうというふうな認識の上で、しっかりと危機感を持って町政に当たるべきと自分に言い聞かせているところでもありますので、全町民の支持があつてというふうな認識はございません。

○12番（広田 勉君）

選挙は勝負ごとですので、勝ちもあれば負けもある。政策がいいからといって当選するわけ

でもない、人物がいいからといって当選するわけでもない。その勝ち負けを度外視して、全員が支持していないことをどうしても示したいというふうに思われる方が出馬することもあります。

大分前になりますが、ある村の村長選挙で絶対間違っても勝ちませんよと、こういう小さい村だからあなたが出ると親兄弟が全部村八分になるよと説得したんだけど、熟慮に熟慮を重ねて本人の意思で受付当日の終了の30分前、4時半に出馬書類の届出を出しに行ったことがあります。このようなときに、多くの住民は邪魔をしてとか公金の無駄遣いとかいろいろ言いますが、町長は挑戦を受ける身でありますので白黒はつきりさせられるからいいとかいうふうな思いもあるかも分かりませんが、その辺はどういうふうな思いでしょう。

○町長（高岡秀規君）

今現在は挑戦を受ける身ではありますが、私も挑戦した1人でございます。

本来ならば、政策あって立候補するべきだし、人が悪くて立候補するべきじゃないと思っています。それがどういう解釈か分かりませんが、政策はどうでもいい、人柄はどうでもいいというふうには私は思うべきでないと思います。

立候補するには、それなりの人格と自分形成を自らが築き上げ、そしてまたどういう地域づくりをするかという政策あっての立候補だと私は思っております。それによって、立候補するのは自由ですが、ただ不支持を証明するがための立候補というものは町民の理解を得られるかどうかは、私は得られないのではないかなというふうに思います。

あくまでも地域のために政策を持って、そしてまた人格を持って自分を磨きながらやる立候補であるべきだというふうに思っています。

○12番（広田 勉君）

ついこの間、与論町では熾烈な町長戦が行われました。新首長のインタビューということで新聞紙上でありましたんですけども、その中で田畑さんは「私を支持していただいた2,000人だけの与論ではない、島全体で島づくりを進めたい」と言っておられます。

一方、無投票で当選した高岡町長は、支持者に対してどうやって恩返ししていくか、公約を守るために云々いろいろ書いてありますけれども、これについて町長もう少し詳しく、真意の説明が私は必要じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○町長（高岡秀規君）

広田議員にしても選挙を戦って公約を掲げて立候補していると思いますので、気持ちはお分かりだというふうに思います。今後、また公約等々の話をさせていただきたいと思うんですが、私は無投票であるか、選挙を戦うかということでの判断はしておりませんで、とにかく4年に1回選挙があるわけですから、しっかりと公約を実現するのか、どういった地域づくりをするのか等を私は責任を持って実行しないといけないという気持ちで臨んでいます。

その中で、昨日のお話もありましたが、戦う相手を間違っただけではないと。自分に甘えることなく、そしてまた自分がしっかりと町政にあずかって一生懸命やれているかどうか、自分との戦いであるというふうには私は認識しております。

よって、今回恩返しをしたいということから、公約を守るためには自分との戦いに打ち勝つことこそが公約を実現していく第一歩だと自分自身にも言い聞かせ、皆さんの御理解得ながら公約実現に向けて邁進していきたいということでもあります。

○12番（広田 勉君）

選挙戦のやり方、在り方で当選後の政治が大きく左右するんじゃないかと私はそう思います。しがらみのない政治をしますというフレーズはよくあちこちで聞きますんですけども、選挙の支持母体を政党や業界団体に担がれて選挙戦をやればどうしてもそちらを向かざるを得ないと。いわゆる支持者を向いた政治になっていくんじゃないかなと私は思います。

町民とともに選挙戦を勝ち切れば、やっぱり町民のための政治というふうなことが可能になるんじゃないかなと。今回2期も無投票で上がられてきましたので、今こそ本当のしがらみのない町民の政治をできるんじゃないかなと、今までとはちょっと違ったような政策も打ち出せるんじゃないかなという思いがあったものだから、何かの表明があるんじゃないかなと。

施政方針演説のほうはもう3月の議会で聞いておりますので、今回改めてあるんじゃないかなというふうに思って待っておったという次第ですので、この本当のしがらみのない本当の政治を今こそできるんじゃないかと思っておりますけど、思いは。

○町長（高岡秀規君）

私が先ほど申し上げているのは、私は自分との戦いであって人ではないということですから、私自身にはしがらみがないということですから、しがらみを持ったことはありません。

○12番（広田 勉君）

しがらみというのはもうほとんど感じていないということですね。やっぱり、もう少し感じてほしいなというところはあります。

ここにもいろいろ本があるんですけども、前の明石市の泉市長という言葉の中に「国がやらないなら自腹でも明石市がやる」と。「数年後には国がまたやり始める」と。もう1つは、「たとえ親が見捨てても明石市だけは見捨てません」と。「自分たちの町の子供は自分たちで守る」と。「本当に困っている人は役所に来ることさえできないんだ」と。「行政のほうから市民のもとへ行くのです」と。

ほかにもいろいろ、あの人は口は悪いんだけど、いろいろ方針としては出していますよね。やっぱりこの明石市が進めてきた誰1人取り残さない共生のまちづくり、これは2015年に国連で提唱されたSDGsの理念で本町もこれに取り入れているというか、参加しているというか、やっていますので。

いろいろ我々こう仕事をしていると、どうしてももう一歩足りないんですよ、役場の対応が。やっぱりその誰も取り残さないで、これは我々保護士もそうだけど、これが本当のあの我々政治するほう、行政もみんな1丁目1番地にしないといけないんじゃないかなど。ただこれは法律上こうだから駄目です、ああだから駄目ですという話は分ります。理解はできるんだけど、困っているのがおるんだからもうちょっと何かできないかというふうなことで、後にも出てきますんですけども、やっぱり行政はこうじゃないといけないんじゃないのかなというふうに思いますけど、町長どうでしょう。

○町長（高岡秀規君）

私もそう思います。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、通告からちょっと外れていると思うんですけども。所信表明について今伺っているんですけども、ちょっと外れてきましたので、通告の質問のように元に戻していただいけませんか。

○12番（広田 勉君）

外れていないんだけどな。

○議長（行沢弘栄君）

いや、外れています。広田議員、お願いします。

○12番（広田 勉君）

いや、表明しないもんだから、表明必要ないとおっしゃっていたからどうしてかなと思って。

○議長（行沢弘栄君）

議長は通告外と捉えましたんで、お願いします。

○12番（広田 勉君）

我々は大体、だから表明ないから新聞紙上でしか知ることができないんですよ。やっぱり本当のそのかじ取りを、さっきも言ったんだけど、そういうふうにして、泉市長が言っておられることも「そのとおりです」とおっしゃったから、やっぱりこの中でまた新しい時代にマッチした政策に取り組むとか、これ新聞紙上ですよ、それで離島のモデルとなる町政に取り組むとか、これもう少し詳しく、大丈夫ですか。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、先ほども注意しましたが、通告外と私は捉えましたんで、通告の質問内容に戻してくださいと私は言っていますんで、よろしくお願いします。

○町長（高岡秀規君）

所信表明につきましては、先ほど答弁したとおり、施政方針の中でうたっているということでありまして、そして、また私の気持ち、そしてまたそういったものが酌み取れないということ

は、それがしがらみかもしれません。私はしがらみを持っていません。聞いていただければ、しっかりと答えます。

まず、新しい時代へのマッチングした離島振興についてなんですが、まず私が重要視しているのは幾つかあります。ちょっと答弁長くなりますけどよろしいですか。

インフラストラクチャーのまず整備であります。離島の発展には、良好な交通また、是枝議員ともちょっと重なる部分がありますが、御了承ください。離島振興の発展には、良好な交通インフラストラクチャーや通信インフラが不可欠であります。その中で、港湾施設や空港、道路、橋、インターネットの設備等の設備インフラ整備が、社会資本整備が必要であります。それは、もう全てある程度取り組んでいるところであります。

それでは、新しい時代に向けた公共事業というのはどういったものかというのを私が考えているのかと言いますと、今奄振事業で国防上重要な位置にあるのが奄美群島であるという文言を入れるように要望したところ、今防衛上に重要な位置であるということが認識の上であります。ということは、ハード事業が利便性のみならず国防上必要な整備は拡充が必要ではないかということでもあります。海底ケーブルの安全性についても注視する必要があります。

そして、また将来核シェルター等の整備が必要になることが私は将来あるかもしれないと思っています。なぜならば、今現在ロシア・ウクライナ問題で軍事施設が狙われているわけではないわけです。民間施設が狙われています、集中的に。ということは、離島において南西諸島、沖縄諸島は国防上重要な位置を占めていることから、住民の生命・財産を守る新たな展開の公共事業が必要になってくる可能性があるということでもあります。よって、生命・財産のインフラ整備が10年間の間に必要になることが考えられますので、奄振の予算の中に国防上重要な位置という位置づけを要望したところであります。

そして、また雇用創出と産業の多用化につきましては、離島における雇用機会の拡大と産業の多用化は持続可能な発展のために不可欠であります。伝統的な産業に加えて、持続可能な観光業、漁業、農業、再生可能エネルギーなど地域資源や特産品を生かした産業の育成が重要であります。

今先ほど、今日の午前中答えましたが、食のテーマをした商品開発をやっておりまして、町としても観光ツアーメニューを構築したいと。それと、また世界自然遺産センター観光拠点施設等の活用が重要であるということです。

そして、また新たに奄振で要望していたのが、農業の生産性に資する事業ではなくて農業振興に資する事業に文言の変更をしていただきたいと。その理由については、新たな展開として環境に配慮した農業の1次産業の振興策が必要であるということでもあります。特に、堆肥の問題であります。それは、ペレット化を進め、そしてまた牛ふん、堆肥、リサイクル型の農業を目指すために今回徳之島町としては大きなTMRセンター、また堆肥センター等の拡充を施策

として打ち出しているところでもあります。

そして、また漁業につきまして、まず畜産業はヨーロッパ等々では畜産に対して非常にマイナスのイメージがあります。げっぷ等が環境のCO₂より10倍ぐらいの環境汚染を侵している。そして、また水も大量に使うと。よって、環境に悪いのが畜産であるから、大豆とかそういったものに変えるべきじゃないかというのはヨーロッパの環境に意識の高い方たちからは敬遠されがちになってきているというふう聞いています。

よって、今後はそういう環境に優しい畜産ができないかということで、今漁業組合とお話しているのがそのメタンガス発酵を抑える飼料、つまりはカギケノリという海藻がございします。このカギケノリを海藻を粉末にして、約飼料の2%ぐらい程度を混ぜて牛に食べさせるとメタンガスの発酵が99%抑えられているという研究結果もございします。

それによって、環境に優しい畜産であるということがアピールできる可能性があるということから、今後は環境に配慮した農業の在り方というものが当たり前前の時代になり、それで価格が高騰するようなものではなくて、ごくごく当たり前の農業になってくることが予想されますので、町といたしましても新たな展開を構築したいというふう考えております。

また、教育と技術革新につきましては、離島の住民に対して高度な教育を提供することは若者の定住促進や人材の育成につながるものと考えております。技術革新やデジタル化の推進も重要だと思ひます。IT教育やデジタルインフラの整備、イノベーションセンターや研究施設の設定等、技術の知識の発展を支援する取組も必要であると考えております。

特に、プログラミング教育や学士村は町の単独でやっております。国がやらないから町がやっているのが幾つかあります。それは御理解頂きたいというふう思ひます。

今現在、もう数年前からプログラミング教育をやっており、今はごくごく学校でも当たり前になってきていると。当初は、徳之島町は母間から始まった1人当たりにタブレットを配付しました。それも、単独事業であります。しかしながら、後々からコロナになって国のほうが施策としてやってきているということでもあります。

そして、また子供の第三の居場所であります。学士村づくりにしましても、町の単独でやっております。そういったことが、新たな展開、新たな10年後先を見据えた事業であることは御理解を頂きたいというふう思ひます。

そして、また第三の居場所についてはクオリティオブライフ、1989年代にアメリカの学者が発表した事例によって始まったわけがございしますが、子供たちだけではなく、第三の居場所は青年そしてまた高齢者にとっても第三の居場所を構築する必要があるというふう考えております。

そして、また教育委員会と今連携を取ろうとしているのは、沖縄科学技術大学院大学との交流を通して研究施設、徳之島での研究というものができないかということ将来見据えて取り

組んで、要望等もしていきたいというふうに思います。

そして、また持続可能な環境保護とエネルギーの政策、これこそが豊かな自然環境を有していることから世界自然遺産登録になりました。その保護と持続可能な活用が必要であると。エコツーリズムの促進、廃棄物管理施設の整備等、再生可能エネルギーの導入など地域の環境保護とエネルギー政策に配慮した取組が必要であります。特に、外来種でありますとかクロウサギ等の被害対策、ロードキルの問題、ごみ一つないまちづくりを目指す。そして、なおかつ環境を保護することに対して住民の理解というものを今後は構築していかなければいけないというふうに考えております。

また、地域社会の参画と自治体のサポートについてですが、地域の住民や地域社会の参画が欠かせないものであります。地域の特性を生かした取組が必要で、教育及び文化の振興というものを文言に入れてほしいというのはその一つの理由であります。郷土芸能の伝承、そしてまた闘牛文化の伝承、青年団活動等々を通して文化の振興を通すことによって、自治体とのサポート、地域の社会のコミュニケーションの能力の高さ、そしてまた第三の居場所となり得るものでございますので、しっかりと離島においての自治体の役割は都会に比べたら非常に大きいというふうに感じているところであります。

○12番（広田 勉君）

文章でもらえたら本当はよかったけど、今の。とにかくいろいろ、所信表明では聞けなかったような話も聞きましたので、別にあれですけども。

○議長（行沢弘栄君）

もう2番に入ります。

○12番（広田 勉君）

うん。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。14時50分からします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○12番（広田 勉君）

南原で、以前、ソリダゴ栽培の実証実験を行っておりましたが、5年後のその実験終了頃にはもう、ほとんどの方がソリダゴをやめたように聞いている。その理由とか、その実験成果などの報告は本町にはあるのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

南原地区でソリダゴ、花の実証につきましては、徳之島土地改良地区が戦略的産地振興支援事業を活用し、平成21年度に実証施設を整備したと聞いております。

その後、新規就農者を研修生として受け入れ、営農・流通・販売面等の実証も総合的に行う経営実証を2年間実施したということであります。

研修生が営農に定着できなかった理由としては、研修生が新規就農希望者、技術面がまだ未熟な点があったということや、栽培技術不足により収益の確保ができなかったことや、研修終了後に園芸施設導入に係る資金の確保ができなかったことが、途中でやめた原因だと思われま

○12番（広田 勉君）

だから、収益が見込めなかったとか、そういうあれでしょう。それはなぜか、分からない。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど申したように、栽培技術が未熟で収量が上がらなかったということであります。

○12番（広田 勉君）

私の知る限りでは、ちょっとあれだけれども、ソリダゴはお盆用に栽培していたというふう

に思っております。
それで、大体、お盆の1週間前かな、ちょうどつくっている時期に3年連続台風が来て船が止まったんです。それで、お盆を過ぎてから花を出しても、値が上がらないわけ。下がるわけよ。それで、というふうに私は聞いております。そういう理由は聞いていないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

J Aにその当時のことを確認しましたが、この台風による船便の停滞で出荷ができなかったということはないというふうに、その当時の担当から聞いております。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、ちょっと勘違いだったと思いますけれども、やはりこの台風時期に台風がずっとあるという認識を我々は持たないと、こういう季節物の出荷というのは非常に後で大変なことになるというふうなことです。たしか、当時、3年連続で台風が来たはずなんです。何かあります。

○農林水産課長（高城博也君）

花卉の場合、まだ収穫すれば、そのまま時期に出せば、単価が取れるというものでもありません。

要するに収穫した後、例えばグラジオラス等については、立てたまま収穫をしておかないと、

横に寝かせると花の先が曲がってしまう状況や、当然、八分咲きで切る技術とか、そこら辺の技術を習得しないと花は非常に難しい点があります。

以前も、電照菊等でやっていた方がいらっしゃるんですけども、電照の時間帯を間違えて、出荷時期がちょっとずれただけで単価が下がってしまうということはありますので、そういった技術がまだまだ未熟だったということでもあります。

○12番（広田 勉君）

当時、ある女の子も一生懸命やって、その親御さんなんかも自分の仕事を終えてから夜にお手伝いに行ったとか、物すごく一生懸命、熱心にやっている姿を当時見ているんですけども、やっぱり熱心に行っているものだから、やっぱり収益があればずっと続けておられるんだろうと思ったんだけど、やっぱり時期を外しての出荷になるものだから収益がなかったとか、もう非常に目算外れたというふうなことを私は聞いておるんですけども、それがなかったというのだったら、ほかにどういう理由があるのかな。

せっかく、適所というのか、いいものと思って実証実験されているはずなんです。根づかそうと思ったり、いろいろしてやっているはずなんです。やっぱり、台風とかこういったもの、外部の影響でできなかったとなると、それはしょうがないんだけども、それ以外でやれないというのは、やっぱり品物のあれが悪かったのか。いいです。

それで、今回お盆なんかで、もし分かるんでしたら、大体どれぐらい、マンゴーにしても本当は100万売上げたかったところ、50万であったとか、60万であったとか、そういう額が分かりませんか。花とかマンゴーとか。この台風によって船が止まったのは10日以上だよ。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

台風6号の影響により、7月29日から8月12日の約半月にわたり、船舶は欠航し、マンゴーや花卉等の出荷が停滞する事態が起きました。

今回、出荷停滞に伴う生産減額につきましては約480万程度になると見込んでおります。

○12番（広田 勉君）

海の温度が年々上昇してきているようにニュースは言っているんですけども、今年などは8月10日頃まで6号のおかげで船便が欠航した。船が来ても、チルドのほうは満杯でちょっと駄目ですと、受付しなかったとかいうふうな状況で、さらに遅れるわけよね。

それで、そうこうしているうちに、8月7日に8号台風が発生し、12日に8号台風、24日に9号台風、25日に10号台風、28日に11号台風、30日に12号台風と、次々と台風が出た。

幸いにして、島のほうには影響がなかったからよかったものの、今回のこの偏西風の気象はやっぱり地球上に物すごい、砂漠の地帯に雨を降らしてみたり、強烈なハリケーンをつくり出したり、本当に異常気象ともう一言では言い切れないような異常なこの地球のあれであります。

恐らく、この6号台風では、私もそうでしたけども、何名かが島に帰れずに難儀した人たちもおおと思う。

このような船とか貨物の長期欠航は、今後、頻繁に起こり得ることだと、今までもあったんだけど、さらに起こり得ることだということで、この対策はどうされるのか。やっぱり考えておかなきゃいけないと思うんです。

○企画課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

企画課におきましては、定期船や裏航路などお客様の利便性向上のために努めているところでございます。主に、人流のほうになります。

台風等による船の長期欠航対策につきましては、これまでも鹿児島県が主体となり、知事、離島市町村、海上保安庁、海上自衛隊、陸上自衛隊、物流事業者団体、その他関係機関などにより、個別的にも全体的にも会議が設けられ、協議が行われてまいりました。

これを踏まえまして、離島の人流・物流対策に関連する課題としまして、短期、すぐにでも実行に移せるもの、そして中期、長期程度、実現までに時間を要するものなど課題の分類分けを行っております。

短期、まず、すぐにでも行動できるものにつきましては、台風発生時における離島の人流・物流対策に関連する課題を重視し、鹿児島県と協力しながら、フェリー会社に対して台風通過後の臨時便等による対応や重要物資の優先輸送について要望・要請を行っているところでございます。

私も、先日の6号台風が明けたときの状況を見て気づいたんですが、定期線と定期線の間にはもう臨時便が入ってくるなど、少し改善がなされているように感じております。

○12番（広田 勉君）

以前、徳之島空港のジェット便がなくなるときの、全てプロペラになると、便数は増やすとのことでしたけれども、そのときに航空貨物は全て船の方に移行するというので、これでフライト農業が駄目になるなど。せめて、貨物用にジェット便1便は残せないかというふうなことなんかもこの議会でもやりましたけれども、便数が増えて便利になるとかという答弁でありましたけれども、やっぱり、便利になればなるほど、今度はビジネスマンの客が宿泊しなくなるというふうなことも出てきます。

当時も、徳之島空港ではジェット便関係の機材から全て引き上げました。引き上げられたものですから、もしジェットのチャーター便が来たときのタラップを3町でつくったりもししておりました。残してくれるように頼めばいいのにとずっと言ったんだけど、JALはそういうことをしなかったみたい。

そのときも言ったんですが、ジェット便運行のない種子島では、ジェット機のタラップから

機材から全部、常備されているんです。ジェット空港をつくった以降、定期のジェット便はないんです。だけど、準備は全部してある。

徳之島は、ジェット便がなくなったからもうみんな持っていった。また、ジェット便が来たから、タラップはまた持ってきたみたいな感じだけどね。

やっぱり、そういうことですので、いろんなところで会合をしていると思うんだけど、フライト農業というのはもう1回話題にならんのかどうか。

○企画課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

空港の利用促進につきましても企画課のほうで所管しているところです。徳之島鹿児島間の航空便につきましては、2010年4月1日から日本エアコミューターのプロペラ便での運行となっております。それまでの165人乗りのジェット便2便からJACの運営するプロペラ便4便に変更となっているところでございます。

確かに、広田議員のその当時の御質問は、3月議会と12月議会で質問がなされております。当時の答弁内容では、農政担当課長より、花卉、ソリダゴ、グラジオラスなどの出荷が多くなった場合には、大変大きな影響を受けるのではないかと考えている。そしてまた、企画担当課長のほうより、徳之島空港利用促進協議会の中で協議していきたいと思えますなどの答弁がございました。

企画課では、その後、徳之島空港利用促進協議会、これ、3町長、3町議長、そしてまた総務課長、企画担当課長、観光連盟徳之島事務所、商工会、空港関係などで組織されている協議会でございますが、この中で、それ以降、毎年度の事業計画書の中で、徳之島空港ジェット便チャーター便が就航した際の受入れ体制の強化や航空機による農林水産物等の貨物力の増強とサービスの充実を明記し、要望活動を行ってまいりました。

この活動が実りましたのは、2017年10月30日から実に7年半ぶりにJAIR社のジェット便の就航がなされております。

ジェット便の就航に当たりまして、これ、航空業界、いろいろ飛行機の小型化がなされておりますので、ジェット便につきましては76人乗りが就航されております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ちょうどこの頃だとは思いますが、ある町で、町民が町長に臨時便の船をお願いしたらどうだというふうな相談したところ、船会社が機嫌壞したらどうするかというふうな答弁をされた町長もおられたらしいんです。

枕崎に飛行場がそのずっと前にできたんです。これは、鹿児島島の農業の発展を狙って、フライト農業をできるようにということで枕崎に飛行場をつくりましたけれども、1回として使わ

れずに、よく分からんけど今、太陽光の基地になっているんじゃないかな。

しかし、やっぱりジェットのフライト農業というのは、本当に我々離島は真剣に考えないといけないと思うんです。

今、町長、どういう状況かという、例えば前の日に飛行機の欠航などが出ます。そして、翌日の1便に満席になります。そうすると、どうなるかという、新聞が2便になるんです。1便で来る新聞が2便に移されるんです。一応、そういう状況なんです。

ですので、特に貨物なんかはほとんどもう、今の状態では難しい。だから、どういうふうにするか。

先ほど、南西諸島の住民を守るという人たちがいっぱいおられるというふうなことを言いましたので、やっぱり国民を守るために自衛隊がおられるわけです。自衛隊も、その中に会合の中に入っておられるというから、やっぱり離島はそういう機材も、彼らの貨物機材は絶対あるはずですよ。そういうお願いもすべきじゃないかと思うんだけど、町民というか、南西諸島の住民を守るために必要じゃないかと思うんだけど。

○町長（高岡秀規君）

今、広田議員がおっしゃるように、飛行機で対応するのか、船で対応するのかということなんですが、当然、飛行機のほうが欠航率から見れば、船は長期にわたって欠航なので飛行機ということもあり得ると思います。

しかしながら、任務のうちに入っているかどうか。災害時には自衛隊というものがあるんですが、そういった生活物資やそういった農産物等の運びが自衛隊法上できるかどうかは、ちょっと検討が必要ではあります。

話は違いますが、第一歩として、急患搬送について、生命を守るということですから、自衛隊の任務に取り入れたかどうかという話を今、要望しているところであります。

今後は生活物資、条件不利地域のという状況で、海上保安庁だったり防災ヘリの仕組みだったり、そういったことを検討しながら、生活物資、農産物について航空便で対応できないかということは、県・国に対して意見交換ないし要望活動はしていきたいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

ぜひ、陸続きでしたらそんなまでは言わないですけども、やっぱり離島ですので、住民を、国民を守るという意味からもやはり必要と、私は思います。

そして今、船のほうですけども、我々の高校時代は、波にさらわれるから甲板に出ないでくださいという状況でも船は出ていたんです。今は、少しくねりがあるとすぐ抜港をします。

私は1回、与論に行ったときに抜港されて、時間余ったもんだから、南町長のところへ文句言いに行ったんだけど、当時の、我々の高校時代の船は長い船でしたので、今は全部、上のほうに上げて、横風に非常に弱い。そういう意味で、港に入って横風が入ると危ないということ

で、ちょっとのうねりでも欠航するという、昔の船と違う。

違っても、やっぱり全天候型の港を目指さないといけないじゃないですかというふうな話をしたんだけど、ここにおった波の上が韓国に行って、さらに一段、上乘せして、横倒しになって沈没したというふうなことがありますけれども、もう、最大限に上に伸ばしてあるということです、非常に風に弱いというので、船は少し当てられないというところがある。

そういうことを頭の中に置いて、やっぱり今回、沖縄がやったように、貨物便のチャーターを要請するという事なんかはどんなものでしょう。

○企画課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

少々お待ちください。貨物便の荒天時における航空機等の貨物等の輸送支援につきましては、今現在、農産物輸送コスト支援、こちらのほうでも、たしか車エビと海ブドウ、こちらのほうについては、徳之島地域も含めて航空輸送コストの支援対象等々になっている部分もございまして、現在、鹿児島県のほうで、そちらのほうについて内容等々を調査中であり、今後は、それらの調査結果を踏まえまして、市町村や航空事業者等を交えて協議を進めていきたいという説明がなされております。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

補足ですが、今後、どういった交渉事になるのかなと思っているんですが、まず、ここにあるマンゴーであるとか農産物を運ぶという質問もありました。そしてまた、台風時には何も来なくなって、物資が何もないということから、生活物資の輸送ということでの、台風でどうするか。

そこで、例えば、結果的に貨物飛行機は、行き帰りで荷物があるわけです。ということは、恐らく赤字にはならないような気がするんです。生活物資をまず持ってきて、農産物を積んでいきますから、往復荷物があるということです。その生活物資をじゃあ民間にどうやって振り分けるのかとか、そういった注文があったときにそれが補助対象になるのかどうかというのがありますので、今後は、台風時における生活物資と農産物を同時に積んで持っていけないかということも含めて、両方の側面から要望したらどうかなというふうに思っております。

そしてまた、どっちがいいのか分かりませんが、船についてはトン数が増えていますから、どうしても水深が浅いので仮分数になるということなんです。そこでもし、台風が来るというふうな情報が分かったときに、荷物を積んでするという予防の輸送ということも考えられますので、今後はあらゆる面で県と国に要望して、意見交換等々をしていきたいというふうに思います。

○12番（広田 勉君）

さつきから、冷凍庫とかいろいろ検討されているという話は聞いていますけれども、やはりその中に、このチャーター便を考えるべきじゃないか。ある代議士は、もし要請があれば一生懸命頑張るよというふうなことを言っていました。

これは、やはりこのほうが早いと思うんです。船をどうしても待っておったのではもう、とてもじゃないけど今のような状況になるというふうなことになるので、ぜひ、このチャーター便のほうを、沖縄を含めてこの離島の考えを、やはり押し通さないといけないというふうに思っておりますので、ぜひ振り分けどうのこうのではなくて、特にチャーター便をするかしらないかで考えてもらいたいと思います。

次に行きます。

次に、補助金使用の機器についてでありますけれども、補助金で購入したり設置したもので、恐らく個々に耐用年数があると思う。その中で、一番、太陽光発電、今、非常に全国的に問題になって、今、ちょうど取替え時期じゃないかというふうな話もしております。そういったものを今、各学校に設置したりしておりますけれども、ちょうど切替え時期じゃないかなというふうに思っています。

その切替え時期の処理方法など、本町はどういうふうに対応されておられるのか。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

学校教育課では、再生可能エネルギー事業を活用いたしまして、平成27年から28年度に6校に太陽設備を導入いたしました。

太陽光設備の法定耐用年数は17年で、蓄電池の法定耐用年数は6年となっております。法定耐用年数は減価償却する基準です。機種によっては、耐用年数は様々であります。太陽パネルは20年から30年、蓄電池は約10年ぐらいもつとの記載もあります。

修繕費、補修につきましては、今回の議会に提出してあります、教育施設等整備事業基金で予算を確保して対応してまいりたいと思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

とにかく、こういう電気製品とか、そういったものの耐用年数というか、もう修理が離島だからできないと言われるのが多くあるんです。そうすると、もう取り替える意外にない。

以前、花徳に誘蛾灯を一応設置していただいているんですけども、蓄電池の寿命が非常に短いというふうなことがありまして、もう二、三年で駄目になったのもあったんですけど、これを取り替えて再度使えないとか、いろいろ質問したことがあった。

ほとんど鉄製ですので、島がさびに弱いということで、今回の台風で倒れたものもあるという電話がありましたので、早速行って見たんですけど、もう役場の担当者がすぐ撤去しております

して物がなかった。

天城町は、大分多く設置してありましたけれども、今、どこ行ってもほとんど撤去してない。今、徳之島町のほうは、まだ何本か残っておるんだけど、これ、いかがされるのかということですから。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

誘殺灯については、今回、農家の連絡で危険を伴うことから、本課の職員等により即座に撤去したところであります。

誘殺灯については、サトウキビの害虫であるアオドウガネの防除目的で、以前設置されました。設置されてから、年数も長く経過していますので、今後、調査を行い、周辺畑地の耕作者の意見も聞きながら、撤去・修理等を進めていきたいと思っております。

○12番（広田 勉君）

誘蛾灯もそうだけど、いろんな補助金で機械を入れたりいろいろしております。そういったもののあれは、管理じゃないんだけど、どうされているか。補助金で出したらそのままになって、この誘蛾灯を見ると放りっぱなしという感じだけど、ほかのものもこんな感じか。

○農林水産課長（高城博也君）

誘殺灯につきましては、本来、私が記憶でたどると昭和時代から、太陽光ではなく、電気の関係であちこちに設置されております。使用不能になったものに関しては、その都度撤去していった、太陽光蓄電方法になってからは、使えないときにまたそういった連絡を受けて撤去している次第です。

また、そのままかなという話なんですけど、これに関しましては、農家の要望等によって以前、つけた経緯があります。これは私も、以前経済課時代につけた担当者でありますので、要望によって設置されているので、どれだけ残っているかを調査して、まず、その周辺の耕作者に聞いて、農業としてまだ使いたいというふうな要望があれば、その状況を見ながら対処していきたいと思っておりますので、これからよろしくお願ひします。

○12番（広田 勉君）

補助金で、機械とかどうのこうのと、いろいろ入れますでしょう。そういったものも、やはりこれと似たようなことなのかなというふうな感じだけどね。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

補助金の機械等に関しましては、使用不能になった時点で使用不能の手続を踏むことになっております。これは、農林水産課関連で所管する分に関しては、事業主体が生産組合でありますので、その都度、農家、生産組合の方でやっていることと思っております。

町が入れた分に関しては廃棄処分という手続を、備品である場合は廃棄処分という手続をその都度取っておりまして、以前も、町が所有するトラクターとかあったんですけども、それについても、まず県・国のほうに処分してもいいかというふうな意見を聞きながらやっております。

また、建物・建屋等については、それなりの耐用年数がありますので、その都度、処分手続を踏みながらやっております。

近いところでは、まず、私が以前、担当していた井之川保育所のラボも、要は再利用という形で厚生労働省のほうに報告を上げて、手続を踏みましたし、今回、農林水産課のほうの所管である轟木保育所のほうも、手続を踏んで、そういうふうな再利用をやっている次第です。それで、継続して使うようになっております。

必要なければ、それを廃棄するという手続は、国・県へ報告を上げなきゃいけない。また、処分の返納等も生じるということもありますので、そういったことであります。

○12番（広田 勉君）

次の北区の公民館前の排水路工事が、この間、ずっと前に終わったんですけども、道がきれいになっているとみんな喜んでおりますけれども、この間、雨が降ると水はけが悪く、排水が悪いというふうな指摘を受けましたので、できたばかりなのに何で排水が悪いのかなど、設計ミスなのか、工事ミスなのかというふうな疑いをしましたけれども、接続時の不注意なのかどういったことでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

先週、現場を確認しましたが、ちょうど亀津北線の横断側溝との境の外板を開けてみたところ、ごみがたまって雨水があふれたと思いますので、今後はあふれることはないと思います。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、ごみを取ったので、どこからごみが入ったか分からないんでしょうね。普通だと、ごみが入るわけないと思うんだけど、ごみで解決できるんでしたら非常に良かった。

とにかく、最近の雨は今までに聞いたことのないような線状降水帯というふうな表現をされたりしていますけれども、想定外の雨量になる。

次に、ちょっと2例、挙げますけれども、役場にお問い合わせに行ったら、役場も対処してくれたんだけど、やっぱり分かりはするんだけど、先ほどから何回も申し上げているように、困っているというふうなことがありますのでちょっと申し上げます。

轟木のある方の家には水路があふれてしまって、しょっちゅう床下浸水を起こす。今まで、何人かの議員にも頼み、役場職員も来てもらったり、いろいろ対処はしていただいている。最終的には、個人所有地なので、もうこれ以上できませんという理由で、流れ込んでいる水路の

地主と話し合ってくれというふうな言われ方をしております。それは分かります。

もう1件は、上花徳でも排水路の水が側溝からあふれ出して、家に流れ込んで、床下浸水を起こす。すぐ、支所の担当が土のうを持ってきて積んで、流れ込まないようにしたんだけど、やっぱり車の出入口なので、普段は片付けて、雨が降ったらまた並べるというふうなことをしておる。

やっぱり、町民が一応困っているというふうな立場で、我々は1人も取り残さない町を目指しておりますので、何らかの困らない方法で対処していかざるを得ないんじゃないか。それが、我々議員や行政でないかなと思って、改めてこの2点。

それは、確かに個人所有とかどうのこうのとかありますけど、自分が周りを触って被害を受けているわけじゃないんです。今までの降水量が多かったりして被害を受けていますので、幾ら個人の所有であっても、やっぱり何らかの対処はする必要あるんじゃないかなと思います。いかがでしょう。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

轟木の現地を確認しましたが、以前、畑からの水が民家に流れ込むことで、建設課としてはブロックを積んで対処したところであります。

また、地主の周りについては民有地であることから、もう一度、地主同士で話し合い、解決していただきたいと思います。その中で、協議できることは協議していきたいと思います。

また、上花徳の排水については、9月補正通過後、対処したいと思います。

○12番（広田 勉君）

今までは、小さい排水路で十分、用が足りておったんだけど、たまに大雨になるとあふれ出て床下浸水、全部する。その家はしょっちゅうじゃないんだけど、轟木のほうはもう、しょっちゅうらしい。だから、議員さんも何人も見に来ておられるというふうな話で、役場のほうもいろいろ対処していただいているという話は聞いているんだけど、解決には至っていないということです。何らかの方法で、これは今後、いろいろ知恵を出し合って解決していくようにしていきましようということで、次に行きます。

被害者支援条例の制定についてですが、先月末、徳之島被害者支援ネットワーク会議があって、3町へ被害者支援条例制定を求める会議がなされたらしい。新聞によると、被害者支援条例が制定されているのは、県内では与論だけだそうです。

国においても、犯罪被害者基本法というのが制定されたのが平成16年12月からで、それで、さっきも言いましたが、明石市の泉市長がこれを提案してやっているんだけど、その明石市では、平成26年に犯罪被害者の支援に関する条例の改正をして、支援金の制度で、1事件当たり300万円を上限に立て替える。被害者支援と更生支援は車の両輪であるという考えからやって

おられるらしい。

鹿児島県においても、犯罪の再犯を防止するためには、計画が平成31年に一応出てきまして、これは、我々保護司は全部、一応読まされておるんですけども、令和3年12月には、今度は相手方というのかな、被害者の支援条例も何か制定されている。

本町でも、やはり被害者支援の対応を早くにすべきじゃないか。ちょうど出てきているものだから、我々保護司は犯罪者のほうを中心に、ずっといろいろ指導しておるんですけども、この被害者のほうは後回し、本当は両輪じゃなくちゃいかんというふうな考えらしいんだけど、どうしても被害者のほうがほったらかしという部分がありまして、これはどう考えるのか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

広田議員の質問にお答えいたします。

犯罪被害者等支援条例につきましては、本年2月に、数年ぶりに徳之島3町や学校関係者、社会福祉協議会等の関係機関で組織しております、徳之島被害者支援ネットワーク会議で、議員のおっしゃるとおり、県内でこの条例の制定が進んでいないということで勉強会と申しますか、研修会を含めて意見交換を行っております。

また、先月8月末に、2回目が引き続き開催されて、また同じように勉強会、意見交換会が行われていたところでございます。

今回、やはり徳之島でも、こういった犯罪者の支援をする条例を早めに制定すべきじゃないかということなんですけれども、まだ、その会議の中でも、徳之島町だけじゃなくて3町が統一したサービスが必要じゃないかといった意見もありましたので、今月の9月末に、その中でも警察署と3町の担当課長等が再度会議を開催して、引き続き制定に向けた協議を進めていこうということになっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

この被害者とかそういったものに対して、ちょっとやっぱり具体的に言わないと、親身にならないと思うんですけども、今、通り魔とか、あと、よく福岡のほうで何件かありましたけれども、飲酒運転でぶつけられて死亡するとか、京都アニメの放火事件三十何名も亡くなった。こういう犯罪者がもう、後を絶たず、それに巻き込まれた被害者の多くは十分な支援が受けられていない。自分が保険入っていればいいんだけど、全部が全部、そうじゃないと思うし、社会において孤立することもあり、犯罪者において、直接的な被害者にとどまらず、その後の副次的な被害も一応あって苦しんでおられるということもあります。

これは、町民の誰もが犯罪被害者になる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者の視点に立った施策を制定する。見舞金などの全国と同様、同種の救済が制定するとあるようなことも聞いております。とにかく、働き手を失ったり、著しく重い障害を受けたりして、犯罪被害者

は本当に経済的にも困窮を来しているということです。

それで、今は制定されていないんだけど、町民の中にもやっぱり被害を受けておる方もいます。今現在、制定していないんだけど、どういうふうな救済方法があるのか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

広田議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在、犯罪被害者として特化した支援というのがない状況でございますけれども、今、経済的だったり身体的なものだったり、いろんな困った方に対する支援といたしましては、身体的・精神的な障害と介護が必要な場合においては、まず、市町村窓口、介護福祉課等に相談いただきますと、例えば保健センターで行っているところの相談とか、また、県の委託事業ですけれども、徳之島くらし・しごとサポートセンターでの相談を受けてもらったり、また、それに応じて関係機関、例えば社会福祉協議会での貸付け制度とか、そういったものも利用できるかと思っておりますので、現在だと、そういったところが連携して対応しているということになるかと思っております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

重い障害を受けたとき、無年金者でもやっぱり特別障害手当の申請ができるのかどうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

特別障害者の手当の申請ということになりますので、まずはやはり相談に町のほうに来ていただきたいと思っておりますけれども、基本的には県と町、それぞれの役割がありまして、申請に関する問合せにつきましては県の徳之島事務所福祉課ということになります。また、申請の受付窓口は役場介護福祉課ですので、申請後の調査や支給決定等については、また、県の福祉課が行いますので、まず相談に来ていただければということになるかと思っております。

○12番（広田 勉君）

もし、手当が受けられるようになると、今年の4月から増額になったらしいんだけど、どれぐらいか分かります。

○介護福祉課長（廣 智和君）

特別障害者手当につきましては、令和5年4月から、それ以前月額2万7,300円だったものが2万7,980円ということで、680円増えているということでございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

こういう方々のほうの施設への優先入所などは可能なのかどうか。

○介護福祉課長（廣 智和君）

お答えいたします。

障害者支援ということなんですけれども、現在、やはり障害者が入る施設というのは限られてきておりますので、もう基本的に待機者が非常に多いというところがございます。

最近、もう1つ施設ができたということで、待機者が少し減ったということなんですけれども、非常に入りづらい状況である。

ただ、特別障害者とか、かなり障害者の度合いが高かったり、あと身寄りがいないとか、地域に帰ることができないとか、その条件によっては優先度が高くできるということになっております。

以上です。

○12番（広田 勉君）

介護に関してはまた、別なときにもう1回いたします。

次の子ども議会についてですけれども、子ども議会の開催形態としては、行政の執行部が中心で進める行政型、そして自治体の議会が指導教育して開催する議会型、学校が働きかけて実施する学校型があるらしいけれども、本町は今まで何型に当たるものでやっていたのか。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

子ども議会は、平成28年度第16回議会を最後に開催されておられません。

以前は、教育委員会が各学校に児童生徒から質問等を募集し、運営委員会を開催して子ども議会を開催しておりました。教育委員会と学校との共同開催ですので、行政型・学校型の共同型ではないかと思われま。

以上です。

○12番（広田 勉君）

今、やっておられないということですけど、何か理由とか。必要性がなかったのか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

開催されない理由といたしましては、行政が行事の見直し等で2年に1回の開催となっております。その後、学校等からの要望もありまして、中止ということになりました。

以上です。

○12番（広田 勉君）

課長としては、必要性を感じておられるかどうか。

○学校教育課長（太 稔君）

必要性といいますか、今後の開催計画といいますか、中央教育審議会のほうで令和5年3月に答申がございました。その中で、成年年齢や選挙権の年齢が18歳に引き下げられ、若者の自

己決定権の尊重や積極的な社会参加が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁の設置法が成立し、子どもの権利・利益の擁護及び意見表明などについて規定がされたことを踏まえた対応が必要であるとされております。

また、地域の具体的な課題など実社会における課題解決、学習やキャリア教育、試験教育など、様々な活動を通じて主体的な社会の形成に参加する態度を形成することも必要であるとされております。

今後、子ども議会に関しましては、まちづくり、行政政策に児童生徒が参加できるような新たな子ども議会の形が必要ではないかと思っております。よって、今後関係機関と協議しながら、実施している自治体を参考にして検討してまいり所存でございます。

以上です。

○12番（広田 勉君）

ほかのところは、ずっとまだ議会やっているみたいな、新聞なんかで見ます。恐らく、私の勘違いかどうか分かりませんが、選管にお尋ねしますけれども、この本町の若年層の投票率が低かったと私は思いますけれども、これもこの議会に影響があるんじゃないかなと思いますけれども、選管長はどういうふうに思われますか。

○選挙管理委員会事務局長（白坂貴仁君）

広田議員の質問にお答えいたします。

18歳から19歳の投票者数、投票率ですが、直近2年間の投票結果から御説明いたします。

まずは、令和3年10月執行の衆議院議員選挙ですが、18歳から19歳の当日有権者数は合計で170名、そのうち投票された方は70名、投票率は41.18%でした。

次に、令和4年7月執行の参議院議員選挙、18歳から19歳の当日有権者数は159名で、そのうち投票された方は17名、投票率は10.69%でした。

最後に、本年4月に執行されました県議会議員選挙、18歳から19歳の当日有権者数は150名、そのうち投票された方は16名、投票率は10.67%でありました。

以上であります。

○12番（広田 勉君）

せっかく、国が18歳から投票できるようにというふうなことで法律を改正して若者に呼びかけておる。だけれども、やはりこの資料から見ると、県平均が23.39に対して本町は10.67の投票率である。やはり、低いなとずっと思っていたんだけど、これを見ると非常に低い。

これは、一概に子ども議会をやっていないからとも言えはしないんだけど、やはり子ども議会なんかを復活させて、その関心を持たせるという必要性もある。

もう1つは、これはこの間の県議選ですので、これは4月7日ということでちょうど異動時期なんです。なかなか、その異動時期というのは投票をすとか、そういったものもできない

と、これは前から私は言っているんですけども、自分の行き先の方が心配で、投票なんかやっている暇ないというふうな感じになってきますので、その辺のこともありはすると思います。

やはり、子ども議会も復活していただいて、もし復活するのであれば、やはり担当職員だけが来るんじゃなくて保護者の傍聴も入れたりして、そして年1回ぐらいだと思いますので、我々議会同様に、町の広報にも子ども議会の議会広報ということで載せてもらえたらなど、そうしたら、子ども議会がもっと盛り上がる。質問のほうなんかも非常にいいのが出てくるんじゃないかなと思いますけど、子ども議会の復活、どうしましょう。

○教育長（福 宏人君）

先ほど、太課長のほうからいろいろございましたとおり、関係法令の中で子供の意見表明のことについて、今後、行政も含めて、子供たちの意見を行政に積極的に取り入れていくというような方向性が、国の方でもいろいろ打ち出されているところです。

あわせて、選挙権の引き下げもございました。もちろん、高校側でも、選挙についていろいろと学習等も進めております。しかし、小中学生、まだ選挙権がなく、そういったようなことについて、やっぱり積極的にまちづくりに参加して、自分たちの意見を表明するというような機会も必要です。

これまでも、私も現場で子ども議会のために子供たちといろいろ話をしながら、学級の先生方が子供たちからどういったようなまちづくりをしたいかという意見を集めて、それをプレゼンにまとめて、そして議会でいろいろとやったことを今、記憶しています。

今後、新たに、新しい方法として、まちづくりに子供たちが積極的に提案できるようなことを、従来の子ども議会の在り方と少しまた内容を変えながらやる。

今、全国の取組を見ていると3パターン、例えば従来型の子ども議会の常設型の形、それからあと、川崎市等で見ますと、小学校から高校生まで含めたいわゆる提言サポーターみたいなものを集めて、それで政策提言してもらおう。それから、不定期にフォーラムをしたり、それからアンケートで意見を収集して反映させるとか、今、様々な方策が、国では先進事例として出ております。

そういったものを検討しながら、来年度あたり、また検討して、また議会の皆さん、それから教育委員会のみだけでなく各関連の部局もありますので、そこと話をしながら、来年度、それに向けて少し話を進めて、次年度からちょっとまた学校とも話を進めて、具体的に協議をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○12番（広田 勉君）

やはり、子供の頃からそういったものに触れたり、いろいろ参加したりすると、「よっしゃ、町長になったろうか」とか「議員になったろうか」とかというふうな思いも出てくるかも分か

りませんので、ぜひ復活していただきたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月15日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時51分

令和5年第3回徳之島町議会定例会

第3日

令和5年9月15日

令和5年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和5年9月15日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

- 日程第 1 議案第47号 専決処分について承認を求める件 ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第48号 徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定
について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第49号 徳之島町教育施設等整備基金条例の制定について
……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第50号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について
……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第51号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について
……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第52号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更
について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第53号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の名称の変更及び同組合規約の変更について
……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第54号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について
……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第55号 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第56号 令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第
2号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第57号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第58号 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第59号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第60号 令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）につい
て ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第61号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について

- (町長提出)
- 日程第16 議案第62号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (町長提出)
 - 日程第17 議案第63号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について (町長提出)
 - 日程第18 議案第64号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (町長提出)
 - 日程第19 議案第65号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
 - 日程第20 議案第66号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
 - 日程第21 議案第67号 令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につい
て (町長提出)
 - 日程第22 報告第4号 令和4年度健全化判断比率について (町長提出)
 - 日程第23 報告第5号 令和4年度資金不足比率について (町長提出)
 - 日程第24 議員派遣の件
 - 散会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
9番	徳田 進 君	10番	池山 富良 君
11番	是枝 孝太郎 君	12番	広田 勉 君
13番	木原 良治 君	14番	福岡 兵八郎 君
15番	大沢 章宏 君	16番	行沢 弘栄 君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
教 育 長	福 宏 人 君	総 務 課 長	村上 和代 君
企 画 課 長	吉田 忍 君	建 設 課 長	清山 勝志 君
花徳支所長	尚 康典 君	農林水産課長	高城 博也 君
耕 地 課 長	水野 毅 君	地域営業課長	清瀬 博之 君
農委事務局長	藤 康裕 君	学校教育課長	太 稔 君
社会教育課長	茂岡 勇次 君	介護福祉課長	廣 智和 君
健康増進課長	田畑 和也 君	おもてなし観光課長	吉田 広和 君
税 務 課 長	新田 良二 君	住民生活課長	大山 寛樹 君
選管事務局長	白坂 貴仁 君	会計管理者・会計課長	当 洋子 君
水 道 課 長	保久 幸仁 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第47号 専決処分について承認を求める件

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第47号、専決処分について承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第47号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島地区介護保険組合理約の一部を改正する規約について、議会の承認を求める件であります。

内容は、徳之島地区介護保険組合の移転により県への許可申請を行う上で、附則に施工期日を定める必要が生じたため、附則の改正を行うものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分といたしました。

何とぞ御審議の上、承認していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

介護保険組合の事務所は、前は賃貸料が14万6,000円でしたよね。そして、本庁舎に移った場合、その賃貸料はどうなるのでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

賃貸料につきましては、これまで同様14万6,000円、同じでございます。

○8番（勇元勝雄君）

あれだけの面積を四千何百万も経費かけて改装して、恐らくこれはもう3町で負担割合があると思うんです。面積が増えた分だけ、ある程度賃貸料を上げるべきではないかと思うんです。どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

昨今の公益的な目的による使用でございますので、極力予算は抑えるというのが一番適切かなというふうに思います。なぜならば、3町で負担ということでもありますので、しっかりと業務に専念をすると、予算をかけるということで、一応そのような意見があったということは

3町の首長さんにお話はしてみたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、専決処分について承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は承認することに決定しました。

△ 日程第2 議案第48号 徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第48号、徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第48号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島愛ランド広域連合が実施する一般廃棄物処理施設及び最終処分場等の建設及び整備等に要する経費の財源、徳之島町旧ごみ処理場の解体撤去等に要する経費の財源として、基金を創設するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

恐らく10年以内、10年ちょっと過ぎたら建て替えが始まると思うんです。一般廃棄物、天城町は今年で1億ぐらいの基金積立てをこの間の議会でやっているみたいなんです。そして、今度、徳之島町は二億何千万かの財調からの繰入れをそのまま返していますけど、そのまま返すんじゃなく、財調をこの基金のほうに移したらよかったんじゃないかと思うんです。何年か前に、国のほうから、財調が多いところはその財調を取り崩して使ってくださいというそういう話があったと思うんです。それで、そのときの総務課長に、天城町は公共施設の建て替えとか、いろいろそういうのをを使うためにそういう基金をつくって、財調からそっちのほうに回しているという話もありました。

実際、国のほうも1,000兆以上の借金があるわけですから、もう恐らくコロナ対策が終わって、来年か再来年あたりからは、恐らくそういう話がぼちぼち出るんじゃないかと思いたすので、なるべくそういう基金のほうに財調を移してやるべきだと思いますけど、これは要望でよろしいです。町長の考えをお伺いします。

○町長（高岡秀規君）

議員のおっしゃるように、10年後には多額の支出が予想されます。徳之島町としましては、極力予算がかからない方向性に対して、しっかりと意見を述べていきたいというふうに思いたす。基金についても、財務と調整しながら、できる限りの積立てをするように努力していきたいというふうに思いたす。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号、徳之島町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第49号 徳之島町教育施設等整備基金条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第49号、徳之島町教育施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第49号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町教育施設等整備基金条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、教育施設等の建て替えや改修事業等の財源に充てるため、基金を創設するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

ほかの市町村は、公共施設等の基金をつくっているわけです。こうして教育施設となった場合、教育関係の事業にしか基金が使えないわけです。町全体の公共施設がいろいろ使う場合、使えるような基金も、これはこれでよろしいと思うんですけど、ある程度、公共施設、学校関係は今から給食センター、体育館、山小の建て替えとかいろいろあると思うんですけど、公共施設の建て替えとかのために公共施設等整備基金とか、そういうのはできないんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

基金につきましては、ある程度広い範囲で解釈できる基金を積み立てるのか、ある程度目的を持った基金を積み立てるのかということ、ある程度目的を持った基金を積み立てながら、予算の配分もありますから、その中で、必ず町長が認める場合には、使途については、いかようにも使えるような文言を入れることによって、しっかりとした目的を持った事業が達成できるものと考えております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、徳之島町教育施設等整備基金条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第50号 徳之島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第50号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第50号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町税条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、地方税法の一部改正に伴う改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号、徳之島町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第51号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第51号、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第51号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う徳之島町印鑑条例の一部改正及びコンビニ交付サービスの運用開始に伴い多機能端末機により印鑑登録証明書を発行することができる所要の規定を整備するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第52号 徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第52号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題

とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第52号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画について、6. 生活環境の整備の中に、水道施設・上水道事業を追加し、今年度実施するA I・デジタル技術を活用した漏水検査の効率化事業について、計画書本文の文言を変更するためのものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、徳之島町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は可決されました。

△ 日程第7 議案第53号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第53号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第53号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称を変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決されました。

△ 日程第8 議案第54号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第54号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第54号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,428万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,906万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税3億2,698万6,000円、繰越金1億3,597万円、国庫支出金9,755万5,000円、諸収入3,759万6,000円などの増額、繰入金2億3,320万5,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、民生費2億1,417万6,000円、土木費6,328万5,000円、農林水産業費4,629万5,000円、衛生費2,985万8,000円、教育費2,129万9,000円などの増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

歳入の3ページ、14、2、1、8、新型コロナウイルス感染症対策、これはあと残金はどれぐらいあるのでしょうか、そして、全部その使い道はどのようなことを考えているか。

歳出の8ページ、2、1、4の財産管理費、前からお願いしていますけど、ホテル前です。駐車場、民間がこの止めている場所でも、現状のままで契約の仕方があると思うんです。現状のままで貸すとか、民間でも現状のままで、もし災害があった場合は自己責任ということで、恐らくそういう契約内容だったらできると思うんですけど、そういうことはできないか。

同じく15の原材料費、これは駐車場のラインはどこのラインでしょうか。

同じく財産管理の15原材料、25万。9ページ、2、1、13、3代ぐらい前の総務課長に、各公民館にWi-Fiを引いて議会傍聴が公民館でできないかということをお願いしたんですけど、新庁舎ができて、そういう環境ができたらするということの説明もらったんですけど、どのような考えで現在いるのか。

10ページ、2、1、15の17、備品。いつも役場に来るときは公用車がどれぐらい動いているかいつも見るんですけど、ほとんどの公用車が駐車場に止まっています。前の前の総務課長にそういう質問をしたとき、そういうことを検討するということをお答えをもらいましたが、その後どうなっているのか。

2、1、20、地域おこし協力隊、これは協力隊が辞めたわけでしょ。それとも人数が減ったことで減になったのか。

同じく21の集落支援員、これは必要がなくて減になったのか。観光協会のほうに本人は行っているみたいなんですけど、それはまた再度予算を組んでやるのか。

11ページ、2、1、23、ふるさと納税、8と13、これは場所はどこか。そして、何名行くのか。

16ページ、3、1、5の地域福祉センター、14、工事、これもこの間電話が来て、もう業者が決まっているのじゃないかという話もありましたけど、そういうことはないのか。

20ページ、6、1、2の7、報奨費、地域振興公社設立、内容です。そして、昨日、説明を受けましたけど、そして、母間の多機能施設と受精卵センター、それも入れるべきじゃないかと思うんです。これも10日ほど前に電話が来て、やる人が決まっているよという話もありましたけど。

21ページ、営農研修センター、天城町のほうは、研修センターを卒業した人は町のハウスで1年間ですか、研修して、そこで自分が思っている作物を作って、ある程度、販路とかいろいろしてやっているんですけど、町のほうはお金をあげてそのままということですけど、研修センターを卒業してからのケアです。ハウスを造って、やっぱりそこで自分の思うような作物を作って、それが軌道に乗るようだったら、自分でまた申請して補助事業でハウスを造るとか、そういうことをしなければ、ただ研修して、はい、100万あげますから自分で後はしてくださいじゃ、恐らくできないと思うんです。そういうことも考えられないか。

24ページ、6、3、1の18、実際、漁業者に対しての補助事業というのはほとんど少ないんです。奄振の開発基金の借入れでも、中古船を買ったら借入れができる、また補助があるとかそういう状態なんです。農業の場合は、国のほうでも月十何万か出して何名かやっています。そして、町のほうで町単で研修ハウスを造ってそこで研修をしてもらって、合計で200万ぐらい金が出る。漁業の場合は、実際、漁業をやろうと思って船を買うとなったら、最低で1,000万単位の金がいるわけです。

実際、漁港を見ても、亀津の漁港を見ても、泊まっている船は5隻、6隻。これだけ多くの海を抱えて、島の地場産の魚がないというのも、ある程度、漁業をして生活ができるようなことじゃないと、若者は漁業には就かないと思うんです。漁業に対しても、もっと手厚く手当をしなければ漁業者は育たないと思うんです。あと四、五年したら、もう恐らく5名ぐらいの数になると思うんです。観光客が島に来て島の魚が食べられないような状態じゃいけないと思うんです。

この金額を見て、44万3,000と35万、漁業をするに対しても、ある程度経験がなかったらできないわけです。だから、ほかの先輩の船に乗って漁業を研修するために、1年ぐらいは研修費として月幾らとか出して研修させて、それから自立するようなことはできないか。

25ページ、7、1、4の12、これは昨日、課長のほうからお伺いしましたがけど、去年こういう事業をやって、物すごく成果が出ているということで、そういうことです。やっぱり一般町民が分かるように、広報で流して、こういう事業をやりましたからこれぐらいのフォロワー数が出たとか、そういうようなことをしてもらわないと、実際この四百何十万金出して、これがどういう効果が出たかということも分からないわけです。そういうことをやってもらいたい。

26ページ、8、1、1の18、鹿児島県施工街路事業負担金、これはどのような内容でしょうか。

31ページ、学校教育、これはもう予算とは関係ないんですけど、亀津中の駐車場整備で、3年ぐらい前ですか、駐車場を買って、もう今、荒地になっています。これは課長に去年も言いましたけど、まだそのままの状態でしたけど、1,000万単位の金を出しているわけですから、駐車場が必要だから駐車場用地を買うわけですから、もっとスピーディーにやってもらいたい。

それと、神之嶺の小学校のエスカレーターです。そういうのももっとスピーディーにやらなければ、この予算が出てからもう3年、その子供が今5年生らしいんですけど、そういう点も踏まえてもっとスピーディーにやらなければ、もう来年はその子は卒業して、また中学校のほうに行きます。そういう点を踏まえて、もっとスピーディーにやってもらいたい、これは要望です。

3の16、土地購入費、土地購入はしているんですけど、現在、荒地ですから、それを整備しなければいけないと思うんですけど、予算はいつ頃組むのか。

34ページ、10、6、2の学校給食費、給食センター建設推進の予算が出ていますが、前、給食センターの所長をしているときに、勝町長に将来的には給食センターを移転していただかないんですけど、土地は第一浄水場のそばにいい畑がありますということは話してあります。水道にしても、第一浄水場からも引けるし、亀徳浄水場のほうからも引けます。災害があっても、私はほかの場所よりはベストじゃないかと思っています。また電気は発電機がありますから、そういう点も踏まえて、そういうことも頭に入れてやってもらいたいと思います。これは要望です。

○議長（行沢弘栄君）

17項目の質疑がありますけれども、2件が要望です。

各ページごとに、分かりやすくいきたいと思います。

歳入の3ページから。

○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

歳入の3ページ、国庫支出金、2、国庫補助金、2、民生費国庫補助金、8の新型コロナウイルス感染対策地方創生臨時交付金でございますが、現在、残額が6,223万7,000円となっております。

今後、この補助金を、今、大きな影響を受けているものを調査しながら、今後、使い道については検討したいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

続きまして、歳出の8ページ。財産管理費ですか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

歳出8ページの2、1、4、財産管理費の13の使用料及び賃借料のグリーンベルトの件でございますが、グリーンベルトの件につきましては、昨日もお話しいたしましたとおり、今後、駐車場にするのか、また、ほかのいろいろなアイデアがございますので、検討していきたいと思っております。

現状のままで貸すことができないかということでございましたが、ここを貸すにしろ、今、モクマオウがありますので、そのままの状態で貸すことができるのかどうか、この辺も十分調べた上で検討していきたいと考えております。

また、15、原材料費でございます。この原材料費、駐車禁止ライン原材料費でございますが、これは1階のピロティエーのところの文書庫の前のほうに消防車を駐車しております。消防車が出動する場合に、前のほうに車があると非常に邪魔になるということで、文書庫の前のほうに駐車禁止ラインを引こうかと思っております。

続きまして、9ページ、2、1、13の件でございます。

各集落のほうに、公民館のほうにW i — F i が設置できないかということでございますが、何件かこういった御要望もありますので、W i — F i につきましては、前向きに検討したいと思っております。

続きまして、10ページ、2、1、15の公用車につきましては、集中管理はどうなっているかということでございますが、集中管理につきましては、今、新しい車を購入する際に、古くなった車を総務課のほうで管理し、それを皆さんに使っていただくようにしております。今後も、徐々に総務課のほうで管理できるものは管理していきたいと考えております。

以上です。

○企画課長（吉田 忍君）

御説明申し上げます。

先ほどの事項別明細書10ページ、目15、企画費、備品購入の公用車でございますが、こちらのほう、現在は企画のほうでは1台所有しておりますが、走行距離、そしてまた年々の故障が多いため、使用頻度につきましては町の広報紙配布や返礼品事業者への訪問、他町の会議出席など、ほぼ毎日使っておりますので、今回計上させていただいております。

次の目20、地域おこし協力隊費、こちらのほうは、当初予算で新規地域おこし協力隊1名を予算措置していただいているところなんです、こちらのほうは、主に町の情報発信をするためのSNSや町公式のウェブサイト、こういったものをより広く情報発信するための地域おこ

し協力隊でございました。何分、技術力を要する部分もございますので、引き続き公募をかけたいきたいと思っております。

次の21の集落支援員費、こちらのほうも、昨年度末で卒業された集落支援員の次の方の公募に当たりますが、地域おこし協力隊と含めまして、今回、未雇用期間分の5か月分だけを減額しております。

今後、両方、引き続き公募をかけ、雇用を確保したいと考えております。

次に、事項別明細書11ページ、目23、ふるさと納税推進事業費、8の旅費及び13の会場借り上げ料の内訳でございます。

こちらのほう、まず旅費につきましては、東京代々木公園で開催されます“とくの島”観光・物産フェア in 東京、もう一つが、徳之島祭り in 尼崎、3つ目が、横浜のパシフィコ横浜のほうで開催されるふるさとチョイス大感謝祭への旅費となっております。

こちらのほうは、今年度も開催される予定ということをお聞きしまして、2名分の旅費を掲載しております。

次に、使用料の会場使用料でございますが、先ほどの旅費のうち、ふるさとチョイス大感謝祭、こちらのほうの前日の準備費を含む3日間の会場借り上げ料となっております。

こちらのほうは、ふるさと納税サイトの事業者さんが開催するイベントということもあり、来場者の方々が基本的にはふるさと納税に関心がある方々が来場されます。会場では、本町の取組や返礼品をPRする効果は、他のイベントと比較してもかなり大きなものがあり、また、参加者からいろいろなお声を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

歳出の16ページあります。

○介護福祉課長（廣 智和君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

事項別明細書の15ページから16ページにかけての款3、項1、目、地域福祉センターの項目にある委託料工事請負費等についてなんですけれども、議決後に速やかに地方自治法等、関係法令に基づいて公平な入札業務を実施して事業を執行したいと思っております。

また、工事請負費につきましては、環境省の事業を活用してはございますけれども、申請業務、交付決定等をもちまして、本議会への計上となっております。その結果、5,000万を超える工事請負費となりますので、議会の議決がまた必要になってきますので、今後、また臨時議会等対応していただくことになると思います。大変御多忙とは思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

歳出の20ページ。

○農林水産課長（高城博也君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

歳出の20ページ、款項目6、1、2の7、報償費、地域公社設立準備費の関係であります。

これにつきましては、まず、先々日、資料をお渡ししたところでありますけれども、まず、これについては、まず決まっているのではないかなということでありましたけれども、全くそういうふうな形ではありません。

まず、決まっているとすれば、町長、副町長並びに議会の代表がこの評議会等に入ってくるということです。形といたしましては財団法人、社団法人では会員を募らなきゃいけないので、財団法人という形で町のほうの財源で出捐金を頂いてやっていくようなイメージで現在おります。

最終的な決定は、運営準備委員会のほうで、どういうふうな形をするか決まるとは思いますけれども、参考までに、今、予定している準備委員会のメンバーを申し上げますと、徳之島町長、徳之島町副町長、議会議長、町議会経済建設常任委員会委員長、徳之島町教育委員会教育長、農業委員会会長、奄美農業共同組合徳之島事業本部統括理事、徳之島町商工会会長、これをまず準備委員会として考えております。これは決定ではありませんので、まず、町長のほうに、町長、副町長、議長にお話をして、こういったメンバーで、まず準備委員会をお願いできないかなというふうな相談をやって、追加があれば、その旨やっていきたいと思っております。

その中で、また施設に関しては、先日お渡ししたものの以外にも私のほうで、申し訳ありませんけれども、漏れていたことをおわびしたいと思います。町長のほうから全ての施設についてこれは検討すべきということで、当然、受精卵センター、TMRセンターも含まれております。

その中で、これはどういった理由かということ、町長のほうから施政方針の中で飼料とまた肥料と、そこら辺を島内の中で開発研究を進めて、少しでも安くやっていくためには、公共性の強いものとして、町長のほうから指示がありましたので、そういった意味で、こういった形がいいかというふうな形を投げかけられたときに、財団法人の、最初は一般財団法人として、1年後は、早期に即座にであれば、公益財団法人、先日、お渡しした資料のほうで赤字のほうで書いてありますけれども、法人形態としては、公益的な面を重視し、徳之島町単独出資による一般財団法人として設立を図り、1年後には公益財団法人として認可を目標としている。ちなみに、定款において、剰余金の分配を行うことができないとし、精算時の残余財産は徳之島へ帰属するものと計画しております。

ですから、あくまで民間の動きを重視した徳之島行政に近いものとして、今後、その施設を運営していきたいというふうな考えで提案、今回は、その準備段階としてやっていきたいとい

うことで予算を提案してあります。

続きまして、21ページ、営農研修センター管理運営費、これについて、リースの関係を質問があったわけなんですけれども、先ほどの公益財団法人を目指して、その中で事業主体として非常にやりやすくなるのではないかなと思いますので、その中で、リース物件として、その他の案件で領地流動化のことも考えて、民間に近いものとして動いていくということでやっていけるので、その中でやっていけるんじゃないかと考えて。

続きまして、24ページ、6、3の1の水産振興の関係で、新規就漁者、要するに、漁業の関係にも手厚くということでありまして、これに関しましては、もう既に奄振を使った形で実施しております。新規就漁者育成事業補助金ということで、2名の方に517万2,560円という形で当初組んでおります。これに関しましては、新規就漁希望者がおれば、指導をする方にもそれなりの報酬費を払いながらやっていくと。当然、就漁者にも漁業者にも育成資金ということで、提案のほうは、先ほど申されたように、うちの担当からもそういったその当時の担当からも、農業だけでなく同じような形で漁業も増やさなきゃいけないというふうな形で提案し、新たな形として、奄振のほうに要望してありますので、先駆的な取組として、恐らく今後は広がっていくんじゃないかなと期待しております。

この内容に、先ほどこの指摘があった内容につきましては、漁業者の機材とか、そこら辺の補助金であります。また、新規就漁者の船舶というふうな形になっておりますので、少しでも漁業者を増やすという形でやっておりますので、この2件だけではなく、新たに育成事業もあるということをお知りおき頂きたいなと思っております。

以上であります。

○議長（行沢弘栄君）

25ページ。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

ページ25の7、1、4の12、徳之島町観光プロモーション事業についてですけれども、先ほど勇元議員が言われたように、事業の成果を住民の方に広報等で報告していきたいと思っております。

以上です。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

26ページの8、1、1、18、鹿児島県施行街路事業負担金の276万9,000円は、亀津の16メーター道路の歩道部の街路の見直しが今年度より採択されましたので、今年度、測量設計委託分の1割負担金であります。

○議長（行沢弘栄君）

31ページ。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

款項目3の学校設備費、節16の公有財産購入費、土地購入費でございますけども、これは亀徳小学校の避難道及び駐車場整備につきましては、今年度の整備は終了いたしております。

隣接している土地を購入して利便性をよくしたいと計画しておりますので、購入を計画しております。

また、工事に関しましては、登記終了後、予算要求したいと思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（勇元勝雄君）

コロナ対策ですけど。

○議長（行沢弘栄君）

何ページか言ってもらえませんか。

○8番（勇元勝雄君）

3ページの14の2の1、実際、困っているのは町民全体が困っているわけです。特定の業者が困っているわけじゃなくて。町民全体に商品券でも配ったら商店ももうかる、また、ほかの町村では農業関係ではガソリン券、また漁業者にも燃料券とかそういうのもやっていますから、いろいろ考えてやってもらいたいと思います。

先ほどの8ページの2、1、4の15、消防車の前のラインということでございましたけど、もともとの消防車が入っていた車庫がありますよね。今は塞いでいますけど。あそこの中を見ても、ほとんど品物が入っていないという状態なんです。3,000万、4,000万する消防車ですから、ああいうところを開けて中のほうに入れたほうが、消防車はもつと思うんです。また、消防車にしても、消防署の消防車はぴかぴかです。そういう点も踏まえて、ある程度、消防車でも手入れをしてワックスでもかけてあげなければいけないと思うんです。そういう点も踏まえて、これはもう要望で。

先ほどの10ページの2、1、15の公用車ですけど、総務課長の答弁では、リース期間が切れたのをまた集中管理に回している、そういうことをしたら公用車が増えるだけじゃないかと思うんです。現在ある公用車を減らすためにどうしたら減らせるか、そういうことを考えてやらなければ、これから財政が厳しくなった場合、非常に困ると思うんです。いかにして公用車を減らせるか。

公用車でも、今現在、公用車の駐車場がありますけど、昨日も総務課長に言いました。何百

万もする公用車を外に出しとくよりは、庁舎の裏の屋根つきの駐車場に入れたほうが車はもつんじゃないかということで要望しましたが、それは何台か今入っているみたいですけど、公用車1台買うのに、やっぱり百万単位の金がかかるわけですから、いかにして公用車を長くもたせるか、自分の持ち物だという感覚でやっていかなければ、町の財政はもたないと思うんです。そういう点を踏まえてやってもらいたいと思います。

16ページの3、1、5の太陽熱利用システム、いろいろ町内業者が浄水場にしても、下水道のポンプ取替えにしても、ほとんど町内業者がやっていますから、なるべく分割してでも町内業者にさせるようにするべきだと思いますけど、これは要望です。

20の6の2の7、ある程度内容が固まったら、議会のほうにも内容を説明してもらいたいと思います。これは要望です。

そして、これはプレゼンでやるわけでしょうか。これはいいです。

先ほど聞き忘れましたが、25の。

○議長（行沢弘栄君）

20ページですか。

○8番（勇元勝雄君）

25ページ、7、1、5の自然環境の12、委託料。夜走ったら普通の看板じゃ見えないわけですから、夜光の看板、そして、今、アメリカハマグルマの件が出ていますけど、今、虹の会が一生懸命頑張っているみたいなんですけど、ほとんど沈砂池ですね、亀徳もずっと見ましたけど、うちの裏のほうにある沈砂池やっているとき、たまたまそこを通りかかって、木がいろいろあって伐採しなければいけないような話をしたもんだから、耕地課の農地・水ですか、あれでできるんじゃないかという話もしたんですけど、そういう金もあるわけですから、虹の会だけに任すんじゃなく、耕地課のほうでも協力してやってもらいたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩いたします。11時15分から再開します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○11番（是枝孝太郎君）

伺います。

歳出25ページ、地域営業課に伺います。

款の7、商工費、目9、地域魅力化人材育成事業費負担補助金18です。節の18、負担金、補助金及び交付金、この補助金の地域魅力化人材育成事業補助金の中身を具体的に教えてもらいたいと思います。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

25ページ、款7、項1、目9、節18、負担金、補助及び交付金166万6,000円で、補助金の地域魅力化人材育成事業補助金ですが、中身といたしましては、報酬相当が120万ほど、住居手当が18万、通勤に係る燃旅費等6万、通信運搬費、ネットとか使える分が2万5,000円等々、あと、それに加えてシェフを募集かける予定にしていますので、シェフが使う原材料費です。いろんな特産品を買うのが20万ほど計上しております。

この事業につきましては、現在JALと連携をして進めている観光庁の補助事業で、観光コンテンツ造成事業において、満天の星空の下、徳之島の食材を使ったコース料理を楽しんでいただくことを目的として、星降るレストランというのを計画しております。この予算については、6月の補正予算で可決していただいているところでございます。

このレストランのメニューは、現在、城山観光の総料理長が手がけてくださっていますが、来年以降につきましては、このメニューを提供できるシェフが現在いないことが大きなネックとなっております。今回、計上させていただいたこの予算は、城山観光ホテル監修のメニューを持続的に提供し、さらに地元食材を使ったメニューの開発等に取り組んでいただいて、地域の魅力を発信、また発掘していけるような人材を育成するための補助金でございます。

募集は、町内島外問わずに行い、人材育成については、この補助金の中で柔軟に対応していきたいというふうに考えております。これが、今後、人材育成のモデルとして活用できることも含めてやっていきたいと思っております。

雇用した人材については、メニュー開発にも積極的に取り組んでいただいて、徳之島町の食の活性化につなげていけるよう継続的に行っていきたいというふうに考えております。

また、将来的には、令和6年度オープン予定の観光拠点施設内のレストランで、もし可能ならば勤務とか、また個人で起業していただけるような形が取れたら、徳之島町の今後の観光につなげていけるのかなというふうに考えておまして、今、町長が進めている観光コンテンツ、食を中心としたいろんな観光コンテンツを造成していく上でも、この食というのは非常に大事なものになってくると思いますので、それを含めた形で、今回、シェフの募集をかけた人材育成事業を計画しているところであります。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（植木厚吉君）

歳出の9ページ、目13、電算管理費でありますけども、電算管理費、この全体的なことなんですけども、議会を含めたタブレットの導入というふうに向っております。それで、先ほど、ちょうど休憩時間にもちょっと議員の中でも話になったんですけども、いろいろこういう予算等々の説明のときに、以前は、このような補正予算のほうにも説明資料がついていたということに向っているんですけども、やはり文字面だけでは伝わりづらいこととか、なかなか我々議員も一から全てを聞くわけにいかないの、把握できるところを把握しているつもりなんですけども、このタブレット化を機に、そのような紙ベースではなくデータ上であれば資料もかさばらないですし、そういう説明、補足のがあれば、我々がアクセスしたら説明資料みたいなものがそこで見れるような感じの対応があれば、このような予算等々の審議も非常にスマートにいくのではないかなと思うんですけども、今後そのような導入等は検討できないでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

ペーパーレスにするに当たって、今、議員のほうからおっしゃっていただきました、議会のほうでもiPadを活用して議会を進めていくということになりますので、そのような資料につきましては、今後はこの中で、ペーパーレスということですので、プリントではなくデータで皆さんにお示しができるように考えていきたいと思っております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑は。

○3番（宮之原剛君）

先日、補正の説明があったので大体分かりましたけども、歳出16ページです。事項別明細書16ページの民生費、社会福祉費の目8、低所得世帯の部分ですが、18のほうの低所得者世帯支援給付金給付事業補助金、そしてその下の低所得者世帯支援給付金給付事業補助金として、家計急変世帯とありますけども、これ、3月の末の政府発表によりますと、非課税世帯に対してということであったと思うんですけども、低所得者世帯と非課税世帯、どう違うのか、一緒なのかでもいいですけども、それと、あと、この家計急変世帯というのがどういうものなのかです。

それから、おとといも説明会であったんですけども、早ければいつ頃給付になるのかということをお伺いしたいと思っております。

○介護福祉課長（廣智和君）

お答えいたします。

低所得者ということと非課税世帯は違うのかということなんですけども、一緒ということ

になります。これは、国、県の要綱に基づいていますので、一応、要は5年度の住民税金等割の非課税世帯といったことが低所得者ということで扱っております。

あと、家計急変についてなんですけれども、収入の減少によって住民非課税世帯と同様の収入状況にある世帯ということなんです、ちょっと詳しいことは手元にはないんですけれども、要は、ある期間、昨年度の期間と今の期間を比べたときに収入が減って、要は非課税になった世帯に対するものということになります。例えば、子供が生まれて税が申告したら非課税になりました。以前は課税世帯だったんですけども、非課税世帯になりましたという世帯が幾つかあるということで、それが今回5世帯を見込んでいるということです。

以上です。（発言する者あり）

給付日ですけれども、今、事前準備というか準備を担当のほうで進めていまして、10月の頭に配る広報にも載ると思うんですが、早ければ10月中に1回目はいけるんじゃないかなと思っています。

要は、一旦、対象者に送りますので、またプッシュ型ですので、受け取らないという確認を取ってから、またそういう手続がちょっと二、三週間かかるので、そこからまた確認を取ってから給付ということになるので、1か月はかかるんじゃないかなと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

その家計急変世帯ですが、一昨年と比べて、所得が減って非課税世帯になったということでもしあるんならば、5名というのはちょっと若干少ないのかなっと思いますけれども、またその内容です。私の考えだと、事故があったとか災害があったとか、そういう急変した家計状況があった方かなとか、そういうふうには受け取ったんですけれども、こちら辺はまた後で調べて教えていただければと思います。

以上です。

○6番（松田太志君）

すみません、1点だけお伺いしたいと思います。

資料5ページの寄附金についてなんです、教育寄附金500万円、大変厳しい環境の中、すごい大きな額の寄附を頂いたというふうなことで、以前、町の広報紙にも掲載されていたかと記憶しているんですが、どういった背景があって寄附を頂いたのか、あと、また、学校側からどういった方向性に使いたい等、要望等が上がってきているのかというふうなことをちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

17、寄附金の目、教育寄附金ですけども、この件は大阪府摂津市在住の里秀明さん、亀徳出

身の方です。前回、亀徳小学校にも300万円の寄附を頂いております。今回は亀津中学校に500万円の寄附を頂きました。生徒のために自由に使ってくださいますとのことでした。また、用途につきましては、現在、亀津中学校のほうで検討しております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（広田 勉君）

歳出の11ページ、都市推進事業の中の12番の委託料、SDGs未来都市ロードマップ策定業務委託料、大体が今までもいろいろ策定事業、我々は本を頂いたりするんだけど、ほとんどコンサルタントに丸投げで、こういう一般質問に使ってみようかなとかいろいろそういう参考に全くならないんです。やっぱりもう少し、地に足のついたような策定業務の報告書を頂きたいんだけど、今回は丸投げじゃないですよ。

○企画課長（吉田 忍君）

広田議員の御質問についてお答えいたします。

こちらのほう、説明書きのほうが策定業務委託料となっておりますが、内容を説明いたしますと、本町が策定しております未来都市計画、こちらのほうを実現するための取組や仕組みづくりを盛り込んだロードマップ、こちらのほうは来年度にしっかり計画をつくりたいと考えておりまして、大まかに申し上げますと、モデル的に取り上げます集落の特性や既存の取組を活用した、例えば、農業体験プログラムや自然保護、環境学習、こちらの掘り起こし、そしてまた未活用食材を利用した商品開発など、こちらのほうをいかに来年度策定する際に活用できるかというものを、今年度、事前調査業務となっております。

こちらのほうにつきましては、公募予定を町内の個人または事業者様のほうに公募をかけまして、集落と官民連携できるような方に事前調査をしていただきたいと考えているところです。

あと、コンサルさんへの丸投げという形は今のところ考えておりません。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第55号 令和5年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第55号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第55号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決
を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ15億5,778万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金426万5,000円、国庫支出金7万円の増額、繰入金363万5,000円の減額
であります。

歳出の内容は、保険給付費70万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第56号 令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第56号、令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第56号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,267万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金3万2,000円の増額、繰入金2万7,000円の減額であります。

歳出の内容は、事業費5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第57号 令和5年度介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第57号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第57号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,781万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,256万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金6,828万1,000円、国庫出資金7万8,000円、県支出金3万9,000円の増額、繰入金1,058万5,000円の減額であります。

歳出の内容は、諸支出金5,393万7,000円、予備費334万4,000円、総務費33万円、地域支援事業費20万2,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第58号 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第58号、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第58号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,014万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金328万7,000円、繰越金19万円の増額であります。

歳出の内容は、総務費180万円、事業費167万7,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第59号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第59号、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第59号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,215万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金154万8,000円、諸収入40万8,000円、繰入金6万5,000円の増額であります。

歳出の内容は、予備費154万8,000円、諸支出金40万8,000円、総務費6万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第60号 令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、議案第60号、令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第60号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益2,948万2,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用2,948万2,000円の増額であります。

また、資本的収入におきまして、企業債4,910万円、国庫補助金2,522万円の増額であります。

資本的支出におきまして、営業費用7,565万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第15 議案第61号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第16 議案第62号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第17 議案第63号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第18 議案第64号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第19 議案第65号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第20 議案第66号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第21 議案第67号 令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

令和4年度各会計歳入歳出決算の認定について議会にお願いするに当たり、それぞれの議案について提案理由を御説明申し上げます。

議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

令和4年度一般会計歳入総額は100億6,176万982円、歳出総額は94億7,154万6,299円、歳入歳出の差引き額は5億9,021万4,683円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が2億2,424万4,283円のため、実質収支額は3億6,597万400円です。

この実質収支額のうち、地方交付税法第233条の2の規定により、2億円は財政調整金へ繰り入れ、1億6,597万400円を翌年度へ繰り越すべく処置いたしました。

それでは、各項目の内容について御説明申し上げます。

本町の歳入の70.8%に当たる71億3,292万9,361円が地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源です。

その中で最も高い比率を占めているのが、地方交付税の37.9%で38億1,738万4,000円、続いて国庫支出金の14.5%で14億5,596万2,646円、町債の7.9%で7億9,463万3,000円、県支出金の6.9%で6億9,388万125円などとなっております。

一方、自主財源は、歳入総額の29.2%に当たる29億2,883万1,621円で、そのうち町税が10.3%で10億3,182万4,705円となっております。

その徴収実績につきましては、現年度分が99.1%、滞納分が21.3%、全体で95.5%となっております。

歳出につきましては、総務費が最も高くなる25.7%で24億3,568万3,997円、続いて、民生費の22.1%で20億8,929万6,181万円、衛生費の10%で9億4,901万5,726円、農林水産業費の9.2%で8億6,671万8,293円、教育費の1.9%で8億5,828万5,016円、公債費の8.5%で8億950万1,161円、土木費の7.1%で6億6,935万9,927円、消防費の3.4%で3億2,275万40円などとなっております。

国民健康保険事業特別会計について、議案第62号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は15億1,922万288円、歳出総額は14億9,635万3,821円、歳入歳出の差引き額は2,286万6,467円となっております。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定により、1,860万円は基金へ繰り入れ、426万6,467円を翌年度へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、県支出金11億9,118万2,699円、国民健康保険税1億8,998万3,835円、繰入金1億2,434万7,411円、繰越金1,160万4,469円などです。

また、自主財源の中心であります保険税の徴収率は、現年度分で95.8%、滞納分では25.9%、全体では85.0%となっております。

歳出の内容は、保険給付費11億3,970万1,071円、国民健康保険事業費給付金3億2,251万5,995円、保険事業費1,388万4,058円、諸支出金1,316万5,079円、総務費708万7,618円であり

ます。

次に、議案第63号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は1,225万9,669円、歳出総額は1,222万6,509円、歳入歳出の差引き額は3万3,160円であります。

歳入の主な内容は、繰入金1,070万8,000円、使用料及び手数料1,136万8,600円、繰越金18万2,996円などであります。

歳出の内容は、事業費857万3,457円、公債費365万3,052円であります。

議案第64号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は11億9,314万1,259円、歳出総額は10億9,185万9,914円、歳入歳出の差引き額は1億128万1,345円であります。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定により、3,300万円は基金へ繰り入れ、6,828万1,345円を翌年へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は、国庫支出金3億3,666万5,195円、支払い基金交付金2億9,760万9,000円、繰入金2億559万8,000円、保険料1億5,975万60円、県支出金1億5,765万7,844円などであります。

歳出の内容は、保険給付費10億1,377万412円、地域支援事業費3,957万6,914円、総務費1,985万4,740円、諸支出金1,865万7,848円であります。

議案第65号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は5億1,192万8,311円、歳出総額は5億1,022万4,365円、歳入歳出の差引き額は170万3,946円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源が151万2,000円のため、実質収支額は19万1,946円であります。

歳入の主な内容は、町債1億7,460万円、国庫出資金1億6,756万円、繰入金1億2,789万4,000円、使用料及び手数料3,055万6,351円などであります。

歳出の内容は、事業費3億6,292万4,078円、公債費8,543万6,357円、総務費6,186万3,930円であります。

議案第66号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は1億2,805万1,444円、歳出総額は1億2,650万2,163円、歳入歳出の差引き額は154万9,281円となっております。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料7,126万4,000円、繰入金5,065万2,325円、諸収入

515万6,192円などであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合給付金1億2,011万7,625円、保険事業費525万1,609円、総務費103万2,529円などであります。

議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

収益的収入総額は、消費税抜きで4億670万9,467円であります。一般会計から2億3,901万6,000円を繰り入れてあります。

収益的支出総額は、消費税抜きで4億155万274円あります。

資本的収入総額は4億7,467万2,000円あります。

資本的支出総額は5億5,777万1,822円あります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,309万9,822円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金5,766万1,374円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,543万8,448円で補填いたしました。

以上、各会計の歳入歳出決算についての説明を申し上げましたが、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、認定していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから総括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本決算案7件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成する令和4年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、本決算7件については、議長と監査委員を除く14人の委員をもって構成する令和4年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長、副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の富田良一議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の竹山成浩議員が決定しました。

△ 日程第22 報告第4号 令和4年度健全化判断比率について

○議長（行沢弘栄君）

日程第22、報告第4号、令和4年度健全化判断比率の報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

それでは、報告いたします。

報告第4号、財政健全化法における令和4年度健全化判断比率について申し上げます。

実質赤字、凍結実質赤字等はありません。

実質公債費比率7.6%、将来負担比率30.5%となっております。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号については終わります。

△ 日程第23 報告第5号 令和4年度資金不足比率について

○議長（行沢弘栄君）

日程第23、報告第5号、令和4年度資金不足比率の報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

それでは、報告いたします。

報告第5号、令和4年度資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率はありません。

以上でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号については終わります。

△ 日程第24 議員派遣の件

○議長（行沢弘栄君）

日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9月22日午後3時から開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午前11時57分

令和5年第3回徳之島町議会定例会

第4日

令和5年9月22日

令和5年第3回徳之島町議会定例会会議録
令和5年9月22日（金曜日） 午後3時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第61号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について
……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第62号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第63号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第64号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第65号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第66号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第67号 令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につい
て ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議案第68号 消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について ……………（町長提出）

○日程第 9 議案第69号 徳之島町町道の認定について ……………（町長提出）

○日程第10 議案第70号 徳之島町町道の廃止について ……………（町長提出）

○日程第11 議案第71号 工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工
事（1工区）） ……………（町長提出）

○日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工
事（2工区）） ……………（町長提出）

○日程第13 議案第73号 工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工
事（3工区）） ……………（町長提出）

○日程第14 議案第74号 工事請負契約の締結について（東天城中学校新築電
気設備工事（1工区）） ……………（町長提出）

○日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	内 博行 君	2番	政田 正武 君
3番	宮之原 剛 君	4番	植木 厚吉 君
5番	竹山 成浩 君	6番	松田 太志 君
7番	富田 良一 君	8番	勇元 勝雄 君
10番	池山 富良 君	11番	是枝 孝太郎 君
12番	広田 勉 君	13番	木原 良治 君
14番	福岡 兵八郎 君	15番	大沢 章宏 君
16番	行沢 弘栄 君		

1. 欠席議員（1名）

9番 徳田 進 君

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 査 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	高岡 秀規 君	副 町 長	幸野 善治 君
総務課長	村上 和代 君	企画課長	吉田 忍 君
建設課長	清山 勝志 君	花徳支所長	尚 康典 君
農林水産課長	高城 博也 君	耕地課長	水野 毅 君
地域営業課長	清瀬 博之 君	農委事務局長	藤 康裕 君
学校教育課長	太 稔 君	社会教育課長	茂岡 勇次 君
介護福祉課長	廣 智和 君	健康増進課長	田畑 和也 君
おもてなし観光課長	吉田 広和 君	税務課長	新田 良二 君
住民生活課長	大山 寛樹 君	選管事務局長	白坂 貴仁 君
会計管理者・会計課長	当 洋子 君	水道課長	保久 幸仁 君

△ 開 議 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第61号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第2 議案第62号 令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第3 議案第63号 令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第4 議案第64号 令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第5 議案第65号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第6 議案第66号 令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第7 議案第67号 令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（富田良一君）

皆さん、こんにちは。

令和4年度歳入歳出決算審査特別委員会に付託されました一般会計並び特別会計決算書の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る9月19日、20日、2日間にわたり、町長をはじめ副町長、総務課長及び財政主幹、各担当課長、担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書等に基づき、審査を行いました。

審査の過程では、令和4年度の決算に係る事業の成果、課題または今後の方策等について質疑や要望等がなされました。

当委員会は、議長、監査委員を除く14名が委員ということで構成され、その内容については皆さん御承知ですので、省略させていただきます。

それでは、結果を御報告申し上げます。

議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、起立多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は認定することに決定しました。

これから、議案第62号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和4年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は認定することに決定しました。

これから、議案第63号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は認定することに決定しました。

これから、議案第64号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、令和4年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は認定することに決定しました。

これから、議案第65号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は認定することに決定しました。

これから、議案第66号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和4年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は認定することに決定しました。

これから、議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（勇元勝雄君）

私は、令和4年度水道事業会計に対して、決算書に対して反対いたします。

その理由として、次亜塩素ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、一缶400円の他、伊仙、天城町よりも400円高く買っていること。そして、不納欠損、多額の不納欠損、過去10年間で3,254万5,036円の不納欠損を出しています。それに対して、給水停止の少なさ、会計年度職員への資格取得のための負担金の支出、また浄水場用地代として220アール、2反2畝88万円、反80万円、大原の土地としては非常に高額だと思います。そして、不動産鑑定を入れてないで、そのまま買収している。普通、亀徳当たりの旗竿が入っている土地でも今30万、40万の時代。そして、現在の水道課には全然コスト意識がない、そういう点を踏まえ、私はこの水道事業会計に対しては反対いたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○11番（是枝孝太郎君）

令和4年度水道事業会計事業決算について、賛成の立場から発言いたします。

1つ目に、生活基盤施設耐震化交付金事業にて、水田を新設することにより新浄水場を設置し水源の確保、さらに硬度の低減化を図ったこと。2つ目に、亀徳地区において新設される完

結型医療を目指した医療機関建設において、将来懸念される周辺地域への水源確保に取り組んだこと等で、地域課題に向けた予算執行が確実になされたこと。3つ目に、水道技術管理者の確保についても、当初は正規職員の中から候補者に対し資格取得について相談して、希望がなかったことから、会計任用職員、準公務員に当たる候補者となり得る職員に対し希望を取り、資格取得に至ったことは、昨今の人材不足等の時代背景を考えますと、正当なプロセスであったと思います。よって、水道事業会計について賛成いたします。

○議長（行沢弘栄君）

次に、反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和4年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（行沢弘栄君）

起立多数です。したがって、議案第67号は認定することに決定しました。

△ 日程第8 議案第68号 消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第68号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第68号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、令和5年10月1日から施行されるインボイス制度適格請求書等保存方式に対応するため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第69号 徳之島町町道の認定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第69号、徳之島町町道の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第69号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の認定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、町道路線見直しにより、新たに町道を認定するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

町道に認定した場合、認定後は町の金で改良、また舗装しなければいけないわけですけど、今度の町道の認定に対して、現在はどのような状態で、将来町が負担しなければならないような状態になっているところはないでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

今現在14路線ありますが、全部舗装、側溝等全部ありますので、今からの予算後にかかる必

要はないと思います。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号、徳之島町町道の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決されました。

△ 日程第10 議案第70号 徳之島町町道の廃止について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第70号、徳之島町町道の廃止についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第70号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町町道の廃止について議会の議決を求める件であります。

内容は、町道に係る橋梁の廃止に伴う町道を廃止するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号、徳之島町町道の廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決されました。

△ 日程第11 議案第71号 工事請負契約の締結について（東天城
中学校新築工事（1工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第11、議案第71号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（1工区））
を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第71号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月7日に指名競争入札した東天城中学校新築工事（1工区）に係る工事請
負契約の締結について、議会の意決を求める件であります。

内容は、東天城中学校の建築工事を施工するものであります。

契約金額2億4,915万円、契約の相手方、大島郡徳之島町亀津5106番地1、株式会社清和工
業代表取締役清和雄であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社清和工業、株式会社富建設、湧上建設工業
株式会社の3社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

指名業者3社にしたのは、どのようなことで3社にしたんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

指名業者に関しましては、特定建設業者ということで3社にしてあります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

建築のほうは、もうこの3工区で終わりでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

建築に関しましては、建物を3区に分けております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

1工区が2億4,000万、2工区が2億3,000万、3工区が4億、これはどのようなことで金額が違ったのでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

建物に関しましては、1工区が建物工事と地盤改良、2工区が建物、3工区に関しましてはエレベーター工事等が入っております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、もう3回終わりましたので。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（1工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は可決されました。

△ 日程第12 議案第72号 工事請負契約の締結について（東天城
中学校新築工事（2工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第72号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第72号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月7日に指名競争入札した東天城中学校新築工事（2工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校の建築工事を施工するものであります。

契約金額2億3,375万円、契約の相手方、大島郡徳之島町亀津2960番地、株式会社富建設代表取締役富真也であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社清和工業、株式会社富建設、洩上建設工業株式会社の3社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（2工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は可決されました。

△ 日程第13 議案第73号 工事請負契約の締結について（東天城
中学校新築工事（3工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第73号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（3工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第73号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月7日に指名競争入札した東天城中学校新築工事（3工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校の建築工事を施工するものであります。

契約金額は4億854万円、契約の相手方、大島郡徳之島町亀津5150番地、洸上建設工業株式会社代表取締役梶正次郎であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社清和工業、株式会社富建設、洸上建設工業株式会社の3社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

特定業者、これ何千万以上が特定業者の仕事でしょうか。こういうのは条例に載っているのでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

予定価格が7,000万以上が特定建設工事となります。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築工事（3工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は可決されました。

△ 日程第14 議案第74号 工事請負契約の締結について（東天城
中学校新築電気設備工事（1工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、議案第74号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築電気設備工事（1工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第74号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る9月7日に指名競争入札した東天城中学校新築電気設備工事（1工区）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求める件であります。

内容は、東天城中学校の電気設備工場を施工するものであります。

契約金額は6,270万円、契約の相手方、大島郡徳之島町亀津7272番地、有限会社森電業代表取締役森潤一郎であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社九電工奄美営業所、有限会社佐多電機工業、セタ電機産業有限会社、永井電気工事店、有限会社森電業の5社であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

電気は何工区に分けたんでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

3工区に分けております。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。これから、議案第74号、工事請負契約の締結について（東天城中学校新築電気設備工事（1工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案74号は可決されました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出の書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 政 田 正 武

徳之島町議会議員 木 原 良 治